

平成30年第4回那珂市議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○平成30年第4回那珂市議会定例会会期日程	2
○応招・不応招議員	4

第1号（11月26日）

○議事日程	5
○本日の会議に付した事件	5
○出席議員	5
○欠席議員	6
○地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者	6
○議会事務局職員	6
○開会及び開議の宣告	7
○諸般の報告	7
○常任委員会及び議会運営委員会委員長等の互選結果報告	7
○会議録署名議員の指名	7
○会期の決定	8
○菅谷地内旧歯科ビル及び土地の寄附に関する調査特別委員会の調査報告、質疑、採決	8
○議案第75号の訂正	13
○議案第66号～議案第79号の一括上程、説明	13
○散会の宣告	18

第2号（11月28日）

○議事日程	19
○本日の会議に付した事件	19
○出席議員	19
○欠席議員	20
○地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者	20
○議会事務局職員	20
○開議の宣告	21
○諸般の報告	21
○一般質問	21

2番 富山 豪 君

AEDの設置状況について	21
那珂聖苑について	25
那珂市表彰式典について	30
9番 木野広宣君	
投票について	33
防災について	36
おとな救急電話相談について（#7119）	41
10番 古川洋一君	
運転免許の自主返納制度について	46
スポーツの振興について	50
まちづくりとひとづくりについて	53
6番 寺門厚君	
児童生徒の安全・安心の確保について	60
高齢者福祉について	68
消防団活動について	76
3番 花島進君	
額田地区の地籍調査について	78
額田地区の道路改良事業について	79
市営住宅の入居契約について	80
新入学小学生にランドセルの支給を検討されたい	81
東海第2原発について	83
○議案等の質疑	84
○議案等の委員会付託	91
○散会の宣告	91

第 3 号（12月14日）

○議事日程	93
○本日の会議に付した事件	94
○出席議員	94
○欠席議員	94
○地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者	94
○議会事務局職員	95
○開議の宣告	96
○諸般の報告	96
○議席の指定	96

○議席の一部変更	9 6
○常任委員会委員の選任について	9 7
○議会運営委員会委員の選任について	9 7
○茨城北農業共済事務組合議会議員選挙について	9 7
○議案第 6 6 号～議案第 7 9 号の各委員会審査報告、質疑、討論、採決	9 8
○議案第 8 0 号～議案第 8 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 2
○議員派遣について	1 0 4
○委員会の閉会中の継続調査申出について	1 0 5
○閉会の宣告	1 0 5
○署名議員	1 0 7

那珂市告示第146号

平成30年第4回那珂市議会定例会を下記のとおり招集する。

平成30年11月20日

那珂市長 海野 徹

記

1. 期 日 平成30年11月26日(月)

2. 場 所 那珂市議会議場

平成30年第4回那珂市議会定例会会期日程

(会期19日間)

日次	月日	曜	開議時刻	区分	摘要
第1日	11月26日	月	午前10時	本会議	1. 開 会 2. 諸般の報告 3. 会議録署名議員の指名 4. 会期の決定 5. 特別委員会の調査報告・討論・採決 6. 議案の上程説明
第2日	11月27日	火		休 会	(議案質疑通告締切、正午まで)
第3日	11月28日	水	午前10時	本会議	1. 一般質問 2. 議案質疑 3. 議案の委員会付託
第4日	11月29日	木		休 会	(議事整理)
第5日	11月30日	金		休 会	(議事整理)
第6日	12月 1日	土		休 会	
第7日	12月 2日	日		休 会	
第8日	12月 3日	月		休 会	(議事整理)
第9日	12月 4日	火	午前10時	委員会	1. 総務生活常任委員会
第10日	12月 5日	水	午前10時	委員会	1. 産業建設常任委員会
第11日	12月 6日	木	午前10時	委員会	1. 教育厚生常任委員会
第12日	12月 7日	金	午前10時	委員会	1. 原子力安全対策常任委員会
第13日	12月 8日	土		休 会	
第14日	12月 9日	日		休 会	
第15日	12月10日	月		休 会	(議事整理)
第16日	12月11日	火		休 会	(議事整理)
第17日	12月12日	水		休 会	(議事整理)
第18日	12月13日	木	午前9時30分	委員会	1. 議会運営委員会 (次期定例会会期日程案)
			午前10時	全 員 協議会	1. 全員協議会 (討論通告締切、正午まで) (追加議案の質疑・討論通告締切は午後5時まで)

第19日	12月14日	金	午前10時	本会議	1. 委員長報告及び質疑・討論・採決 2. 閉会
------	--------	---	-------	-----	-----------------------------

○応招・不応招議員

応招議員（18名）

1番	小泉周司君	2番	小池正夫君
3番	石川義光君	4番	君嶋寿男君
5番	關守君	6番	富山豪君
7番	花島進君	8番	筒井かよ子君
9番	寺門厚君	10番	綿引孝光君
11番	木野広宣君	12番	古川洋一君
13番	萩谷俊行君	14番	勝村晃夫君
15番	中崎政長君	16番	笹島猛君
17番	助川則夫君	18番	福田耕四郎君

不応招議員（なし）

平成30年第4回定例会

那珂市議会会議録

第1号（11月26日）

4番	君嶋寿男君	6番	寺門厚君
8番	綿引孝光君	9番	木野広宣君
10番	古川洋一君	11番	萩谷俊行君
12番	勝村晃夫君	13番	中崎政長君
14番	笹島猛君	15番	助川則夫君
17番	福田耕四郎君		

欠席議員（1名）

5番 筒井かよ子君

地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者

市長	海野徹君	副市長	宮本俊美君
教育長	大縄久雄君	企画部長	今泉達夫君
総務部長	川田俊昭君	市民生活部長	小橋洋司君
保健福祉部長	加藤裕一君	産業部長	篠原英二君
建設部長	玉川秀利君	上下水道部長	中庭康史君
教育部長	高橋秀貴君	消防長	飛田裕二君
会計管理者	小澤祐一君	行財政改革推進室長	平松良一君
農業委員会事務局長	根本実君	総務課長	渡邊荘一君

議会事務局職員

事務局長	寺山修一君	書記	小田部信人君
書記	小泉隼君		

開会 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

○議長（君嶋寿男君） おはようございます。

ただいまの出席議員は13名であります。欠席議員は5番、筒井議員1名であります。定足数に達しておりますので、ただいまより平成30年第4回那珂市議会定例会を開会いたします。これより本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（君嶋寿男君） 議案等説明のため、地方自治法第121条第1項の規定に基づき、別紙出席者名簿のとおり、市長、副市長、教育長ほか関係職員の出席を求めています。

職務のため、議会事務局より事務局職員が出席をしております。

本日の議事日程及び閉会中の議長職務執行報告を別紙のとおりお手元に配付しております。市長から、行政概要報告が別紙のとおり提出されておりますので、ご報告いたします。

監査委員から、平成30年9月、10月実施分の例月現金出納検査の結果について、報告書が別紙写しのとおり提出されておりますので、ご報告いたします。

次に、閉会中の議員の辞職許可を報告いたします。

さる10月23日、遠藤 実君、10月24日、大和田和男君、小宅清史君より、一身上の都合により議員を辞職したいとの願いが出されましたので、地方自治法第126条の規定により、10月23日付、10月24日付で議員の辞職を許可いたしましたので、ご報告いたします。

◎常任委員会及び議会運営委員会委員長等の互選結果報告

○議長（君嶋寿男君） ここで、欠員となりました原子力安全対策常任委員会の委員長、産業建設常任委員会並びに議会運営委員会の副委員長が互選されましたので、報告いたします。

原子力安全対策常任委員会委員長に助川則夫議員、産業建設常任委員会副委員長に花島 進議員、議会運営委員会副委員長に笹島 猛議員が互選されました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（君嶋寿男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、15番、助川則夫議員、17番、福田耕四郎議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（君嶋寿男君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から12月14日までの19日間にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（君嶋寿男君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は本日から12月14日までの19日間に決定いたしました。

なお、会期中の審議日程等については、議会運営委員会、寺門 厚委員長から同委員会の決定事項として報告されております。その決定事項に従った会期日程表を配付しております。

◎菅谷地内旧歯科ビル及び土地の寄附に関する調査特別委員会の調査報告、質疑、採決

○議長（君嶋寿男君） 日程第3、菅谷地内旧歯科ビル及び土地の寄附に関する調査特別委員会調査事項を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

調査特別委員会、綿引孝光委員長、登壇願います。

〔菅谷地内旧歯科ビル及び土地の寄附に関する調査特別委員会委員長
綿引孝光君 登壇〕

○菅谷地内旧歯科ビル及び土地の寄附に関する調査特別委員会委員長（綿引孝光君） 菅谷地内旧歯科ビル及び土地の寄附に関する調査特別委員会委員長の綿引孝光でございます。

本委員会の調査事件については、会議規則第110条の規定により報告いたします。

1、調査事件。

菅谷地内旧歯科ビル及び土地の寄附に関する事項。

2、結果。

調査終了とすべきもの。

3、理由。

本調査委員会は、市が菅谷地内にある旧歯科ビル及びその土地について寄附を受けた事件

について、市が寄附を受け入れるに至った経緯や解体費用の根拠等が不明瞭であり、当該物件の寄附を受けるまでの経緯及び市が行った処理に違法性があるか否か等を調査すべきであるとの意見により、平成29年第4回那珂市議会定例会において、地方自治法第100条第1項の規定により、「菅谷地内旧歯科ビル及び土地の寄附に関する調査特別委員会」を設置し、当該ビル及び土地が寄附された経緯の事実確認のため、調査特別委員会を全11回開催し、事実確認のため鋭意調査を行いました。

第1回調査特別委員会は、調査特別委員会の進め方について協議を行い、証人喚問の実施、関係書類の提出、当該建物の耐震調査の早期実施及び報告を執行部に求めることを決定しました。

第2回調査特別委員会は、証人喚問を行い、相続人及び関係者等8人の証人から聴取を行い、寄附に至るまでの経緯について調査を行いました。

第3回調査特別委員会は、旧歯科ビルの客観的危険度判定のため要請した耐震診断について、執行部から説明を受けるとともに、現地において調査を行いました。

第4回調査特別委員会は、参考人から寄附に至るまでの経緯について話を伺うとともに、旧歯科ビルの耐震診断についてと今後の調査特別委員会の進め方について協議を行い、求めていた当該建物の耐震調査については、当該建物の利活用がほぼ不可能であるのに、さらに高額な診断費用をかけることは市民に対し説明がつかないとの理由により、執行部に要請した耐震調査は求めないこととするが、当該建物の危険性を判断する客観的資料の提出を求めることを決定しました。

第5回、第6回、第7回の3回の調査特別委員会は、3人の証人から当該建物寄附者の相続及び寄附に至るまでの経緯について聴取を行いました。

第8回調査特別委員会は、これまでの調査内容の整理及び精査を行い、今後の調査の進め方について協議を行い、再証人喚問はしないことを決定しました。

第9回調査特別委員会は、寄附の受け入れに際し行った登記申請書類について調査を行いました。また、当該建物の今後の方向性について協議を行い、管理コスト等を判断し、調査と取り壊しは別に考えることといたしました。

第10回調査特別委員会は、菅谷地内旧歯科ビル及び土地の寄附に関する調査特別委員会調査報告書（案）について協議を行いました。

第11回調査特別委員会は、前回の協議結果を反映させた調査報告書（案）の協議を行いました。

調査の結果、建物の危険度や相続人の資力に客観的根拠がない中で判断したこと、固定資産税の課税も含めた重要事項に関する交渉記録や引き継ぎ文書がないこと、寄附を受けてから不動産評価審査会を開催したこと、解体と土地建物の採算性の見込みが甘かったこと、特命事項である交渉内容を指示者がほとんど把握していないこと、議会への報告、説明を丁寧に行わなかったことなどなど、行政の事務事業として適切でないことが多々ありました。

詳細に関しましては、調査報告書記載のとおりでございます。

これらの調査結果を踏まえ、菅谷地内旧歯科ビル及び土地の調査に関する調査特別委員会調査報告書の中で、執行部に対して3点について提言を行い、調査は尽くされたとして、調査終了とすることが賛成多数で決定をいたしました。

以上、報告いたします。

○議長（君嶋寿男君） 次に、調査特別委員会調査報告書については、花島 進議員から、会議規則第108条の規定により、少数意見報告書が提出されております。

これより、少数意見の報告を求めます。

報告はできるだけ完結かつ明瞭に願います。

花島 進議員、登壇願います。

〔3番 花島 進君 登壇〕

○議長（君嶋寿男君） 花島議員。

○3番（花島 進君） 本件の特別調査委員会の報告書、先ほど委員長から紹介されました。

私は、本委員長の報告書では、本来報告すべきことについての言及がないなど、大きくは以下の2点に問題があると考え、少数意見をほかの委員の同意・賛成も得て報告するものです。

第1は、そもそも、この件の寄附の発端となった当該建物が危険であり放置できない、所有者に任せておけないと市が判断したことについて、執行部や職員の陳述があったものの、その判断の妥当性についての議論が報告されていません。

第2に、当該物件の固定資産税の課税、徴収、あるいは未収と言っているかもしれませんが、それについて批判はありましたが、なぜそのように進化したのか、その事情、全体像を解明しようとするものにはなっていません。

本来検討すべきことが抜けているため、今後の空き家問題対処のあり方に対する示唆としても不十分と考え、それを補うべく、本意見書を提出するものです。

なお、本委員会の調査を終了することについては、全く異存はありません。

第一、危険度についての判断です。

まず、当該建物は、昭和56年の耐震基準大改訂前の鉄骨構造ということで、それだけでも耐震性が低いと言えるのは、建築関係者や防災関係者には広く知られていることです。

なおかつ、当該建物は、単に古い建物ということだけではなく、2011年の震災に遭っており、さらに既に外壁の剥落、内部の荒廃などが起きています。したがって、当初の状態でも、耐震強度がさらに低くなっていると考えべきです。

また、屋上やベランダ等に重いものの塊、転倒した冷却塔、固定されていないタンクなどがあり、危険であるのは明らかです。

本委員会の中で、また、委員会が設置する以前でも、客観的な耐震診断をしていないという批判が議員の中にありました。これについては、百条委員会の委員諸氏が実際に現場を見

た後、コストがかかる正式な耐震診断をやる必要はないと判断したことから、市が耐震診断をしなかったことを批判するのは妥当でないのは明らかです。

もう一つ、市長が百条委員会以前の全員協議会で、「いつ倒壊してもおかしくない」という発言に対して、その根拠などを問う議員がおりました。そのような批判の仕方は、市長の発言の部分だけを取り出して示し、誤解を誘導するものです。市長は、那珂市における大きな地震の予想、2011年の地震と同様の地震がいつ来てもおかしくない予想があることとあわせて述べたもので、何も無いのに倒壊すると言ったのではありません。国の地震調査委員の地震予想を考えれば、特に間違ったことは言っていないと考えます。

次に、寄附を促した経緯です。

委員長報告では、個々の手続に対する批判はあるものの、寄附を促すに至った事柄の全体像を把握するものにはなっていません。安全対策として土地を利用できるようになることによって、将来の税収が見込めること、放置しても税収が見込めないことなどの総合判断から市が進めた方針でしたが、その判断が正しいかどうかは本委員会で議論されていません。

次に、寄附に至る経緯のもう一つの要件、寄附をした者は3名です。ですが、当該不動産を自主的に相続していたのは、資力がないことが明らかな1名でした。それが3名からの寄附という形になったのは、遺産相続に関する法律と、不動産登記に関する制度の中にすき間があったこと、また、相続者が手続を行った場合などに相続関係をきちんと追跡することが困難な事務システム上の非力があります。改善は必要です。ですが、執行部や市職員の不正や怠慢の結果とは言えないと考えます。

次に、地方自治法第96条に掲げる負担付の寄附または贈与を受けることに当たるかどうかということについてです。本件の寄附が、これが当たるかどうかについては、市執行部と一部議員の意見が異なりました。本委員会ではこの件について、深い議論が行われなかっただけでなく、議会としてどのように振る舞うかについても、一部委員が議論すべしとしたものの議論がなされませんでした。もともと負担付寄附ではないかという批判から発足した委員会が、これについて議論を避けたことは、委員会の発足の動機を疑うものです。

一方、市執行部の解釈は広く行われている解釈であって、議会が違う解釈をとることはあっても、市の解釈をことさら無謀なことで避難するのは適切ではありません。

次に、空家措置特別法、正式に言えば、空家等対策の推進に関する特別措置法との関連についてです。

危険回避が必要と判断するなら、なんらかの対処は必要ですが、空き家の問題だからといって、空家等対策措置特別法を使わなければならないというのは無理な論理です。従来の法の枠内でできることならそれでよいはずですが。行政の効率、時間と手間、諸制度との整合性、そして処理に要する費用などを総合的に判断し、対処を選択すればよいと考えます。

議会から批判が出たことで、執行部は、今後このような案件は特別措置法によって進めると今後の方針を示しましたが、そのように言明する必要はなかったと考えます。本来、持ち

主が自分の資力で安全を確保するのが原則です。しかし、それに対応する資力がないときにどうするか、あるいはしないかは行政の判断の問題です。そこには、かかる費用、時間、法律や諸制度の整合性と放置した場合の危険や景観、都市計画の阻害など総合的な判断がなされるべきでしょう。行政上に手続上の不備がなかったとは言えませんが、その観点から大筋の判断が不適切であったとは考えません。

委員会では、あしき前例との意見もありましたが、それは全体像を見ない指摘だと言えます。言うまでもなく、所有者が対処できる資力を持っている場合、今回のように対処すること認めるものではありません。今回の件は個人の持ち物でしたが、所有者が法人の場合、もっと難しい事態が想定されます。それは今後の課題でもあります。

改善すべき点はいくつかあります。今回の寄附が地方自治法にいう負担付寄附・譲渡に当たるとは考えるものではありませんが、執行部は議会に対して十分な説明に努めるべきでした。このことについては、既に執行部が謝罪し、改善を約束しています。言葉どおり実行することを望みます。

相続関係の追跡と固定資産税の課税については、改善を求めたいところはあります。不動産の持ち主が死去した場合、円滑に相続者を確定し、課税できるようにすることが求められます。そのためには、相続と登記の間を埋める法や制度、そして事務システムの改善が必要と考えます。

百条委員会の証人喚問については、以下のことが必要と考えます。

1つは、証人には、あらかじめ詳細な質問内容を示して呼び出すこと。

2つ目、証人に対する質問は、曖昧な表現をできるだけ避け、誘導尋問にならないように注意すること。

百条委員会での証言では、偽証は犯罪とされ、罰則も適用されます。言い間違いや記憶違いで間違ったことを述べたのであっても、偽証として訴追される可能性があることへの留意が必要です。

以上、少数意見を述べました。

○議長（君嶋寿男君） これより委員長報告及び少数意見報告に対する質疑を行います。

なお、委員長報告及び少数意見に対する質疑の回数は1人3回までといたします。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（君嶋寿男君） 質疑を終結いたします。

これより採決をいたします。

本件は起立による採決を行います。

お諮りいたします。委員長の報告は調査終了とすべきものであります。本件は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（君嶋寿男君） 着席してください。全員起立であります。
よって、調査終了とすることに決定をいたしました。
-

◎議案第75号の訂正

- 議長（君嶋寿男君） ここで、執行部よりこの後上程されます議案第75号の訂正の申し出がありましたので、これを許します。

総務部長。

- 総務部長（川田俊昭君） お配りをしております議案書の一部に誤りがございましたので、差しかえをさせていただきたいと思っております。

差しかえをお願いしたい議案につきましては、議案第75号 平成30年度那珂市一般会計補正予算（第5号）になりますが、右上に正しい丸正のスタンプを押したものを皆様のテーブルの上に配付をさせていただいております。

訂正の理由でございますが、補正予算書5ページの「第3表 債務負担行為補正」の一部、それから22ページの債務負担行為に係る調書の一部につきまして、記載の誤りがあったためでございます。大変申し訳ございませんでした。お詫び申し上げます。

なお、差しかえました議案につきましては、本会議終了後、議会事務局までお持ちいただければというふうに思っております。

どうぞよろしく願いいたします。

◎議案第66号～議案第79号の一括上程、説明

- 議長（君嶋寿男君） 日程第4、議案第66号から議案第79号まで、以上14件を一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 海野 徹君 登壇〕

- 市長（海野 徹君） 平成30年第4回那珂市議会定例会を招集しましたところ、議員の皆様のご参集を賜わり、まことにありがとうございます。提出いたしました議案の概要説明に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

日ごろより、議員の皆様には、市政の進展と行政運営の円滑なる推進のために格別なるご高配を賜っており、心から感謝を申し上げます。

さて、さる11月10日には、君嶋議長をはじめ、議員各位のご臨席を賜わり、平成30年度

那珂市表彰式典を挙げていただきました。本市の市政発展に多大なるご貢献をいただいた39名の方と5つの団体に対しまして、敬意と感謝の意を表させていただきます。このたびの表彰においては、ニセ電話詐欺や人命救助など、市民の生命や財産を守った方に対し感謝状を贈呈いたしました。これからも自治功労や功労、善行をはじめ、感謝状を贈呈することにより、市民の模範となるような方が多く表彰されることを念願するところでございます。

さて、皆様も新聞報道等でご承知のことと思いますが、さる11月12日に、来年2月の任期満了をもって那珂市長を引退することを表明いたしました。

また、東海第二発電所の再稼働につきましても、全ての審査が終了する見通しが立ったため、あわせてまた、65%の市民が反対・どちらかと言えば反対という平成28年度の市民アンケート結果も考慮し、明確に反対を表明いたしました。本来であれば、議員の皆様にお伝えしてから発表すべきことではございますが、新聞報道が先行し、遺憾ながら議会前にマスコミに対し表明する形となりましたことをご理解いただきたいと思います。

私の発言により、県内に限らず、全国のさまざまな方から、さまざまなご意見をいただき、この再稼働問題が茨城のみならず、全国が注目していることを改めて感じた次第でございます。

市民の安全を第一に考え、安心・安全の生活を送っていただくことが、東日本大震災から復興に取り組んできた首長としての私の使命と思い、約8年、市政に取り組んでまいりました。私は2月をもって市長を退任しますが、任期満了を迎えるまで市民の安全・安心な暮らしを守る市政に全力で傾注をしてまいります。

那珂市が着実に飛躍し、さらなる進展を遂げるよう、引き続き、議員の皆様にはご助言、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。開会に先立ってのご挨拶といたします。

それでは、平成30年第4回那珂市議会定例会の開催にあたり、提出いたしました議案の概要についてご説明を申し上げます。

今定例会に提出しました議案のうち、議案として専決処分に係るものが1件、条例の一部改正が8件、平成30年度各種会計補正予算が5件の計14件でございます。

それでは、それぞれの概要についてご説明を申し上げます。議案書の1ページをお開きいただきたいと思います。

議案第66号 専決処分について（平成30年度那珂市一般会計補正予算（第4号））。

予算総額に、歳入歳出それぞれ533万8,000円を追加し、206億2,972万2,000円とするものでございます。

歳出の内容については、総務費において、那珂市議会議員補欠選挙に係る執行経費を計上するものでございます。

また、歳入についても、歳出補正予算との関連において繰越金を増額するものでございます。

続いて、2ページをお開きいただきたいと思います。

議案第67号 那珂市税条例の一部を改正する条例。

地方税法等の一部を改正する法律が平成30年3月31日に公布され、平成31年1月1日から施行されることに伴い、那珂市税条例の一部を改正するものでございます。

主な改正内容としては、個人市民税の非課税範囲と高所得者にかかわる基礎控除等の見直し、申告手続の見直し、法人市民税の電子申告義務化に係る規定の整備、たばこ税の税率等の段階的移行、法律改正に伴う項ずれの対応を行うものでございます。

続いて、35ページをお開きいただきたいと思います。

議案第68号 那珂市都市計画税条例の一部を改正する条例。

地方税法等の一部を改正する法律が平成30年3月31日に公布され、平成31年4月1日から施行されることに伴い、那珂市都市計画税条例の一部を改正するものでございます。

主な改正内容としては、法律改正に伴う項ずれの対応を行うものでございます。

続いて、39ページをお開きいただきたいと思います。

議案第69号 那珂市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例。

茨城県において重度心身障害者医療福祉制度の対象者を拡大することに伴い、本条例についても所要の改正をし、あわせて小児医療福祉制度の助成対象についても拡大するため、那珂市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正するものでございます。

改正内容は、重度心身障害者の助成対象者について、精神障害者保健福祉手帳所持者も助成対象となるよう定義を追加し、小児については、高校生世代においても外来に係る医療費が対象となるよう、文言の削除を行うものでございます。

続いて、46ページをお開きいただきたいと思います。

議案第70号 那珂市駅前自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

昨今の駐輪場及びその周辺での自転車等の駐輪の状況に鑑み、駐輪場での自転車の秩序ある駐輪環境を確保し、かつ、公共の場所、道路、駅前広場等での自転車の放置を防止するため、那珂市駅前自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正するものでございます。

主な改正内容は、駐輪場内の指定された区画以外の場所に自転車を駐車することを禁止し、かつ、これに反した場合及び公共の場に自転車が放置された場合における指導、警告の規定を加えたものでございます。

続いて、51ページをお開きいただきたいと思います。

議案第71号 那珂市立幼稚園設置条例の一部を改正する条例。

那珂市内に設置している5つの幼稚園を廃園にし、新たに平成31年4月1日に那珂市立ひまわり幼稚園が開園することに伴い、那珂市立幼稚園設置条例の一部を改正するものでございます。

続いて、55ページをお開きいただきたいと思います。

議案第72号 那珂市立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例。

子ども・子育て支援法施行令の保育料負担軽減措置に即して、那珂市立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正するものでございます。

改正内容は、ひとり親等世帯の保育料の額について、国の基準額と合せ第3階層（市町村民税所得割課税額7万7,100円以下）の月額を引き下げるものでございます。

続いて、59ページをお開きいただきたいと思えます。

議案第73号 那珂市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

平成32年4月に予定している酒出地区農業集落排水処理施設の供用開始に伴い、施設の設置及び管理のため、那珂市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正するものでございます。

主な改正内容は、排水処理施設の名称を酒出地区農業集落排水処理施設とし、名称及び区域を那珂市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の別表に追加するものでございます。

続いて、67ページになります。

議案第74号 那珂市農業集落排水整備事業分担金に関する条例の一部を改正する条例。

平成32年4月に予定している酒出地区農業集落排水処理施設の供用開始に伴い、分担金の賦課徴収のため、那珂市農業集落排水整備事業分担金に関する条例の一部を改正するものでございます。

主な改正内容は、酒出地区処理区の手当金の額を1戸当たり40万円とし、分担金を賦課する区域及び額を那珂市農業集落排水整備事業分担金に関する条例の別表に追加するものでございます。

続いて、補正予算の説明になります。

1ページをお開きいただきたいと思えます。

議案第75号 平成30年度那珂市一般会計補正予算（第5号）。

予算総額に、歳入歳出それぞれ3億737万4,000円を追加し、209億3,709万6,000円とするものでございます。

歳出の主な内容として、総務費については、文書管理事業において郵送料を、財産管理事務費において、ドライブレコーダー購入に係る備品購入費を、情報系システム管理事業において、ファイル共有システム整備に伴う委託料、ふれあいセンターよこぼり管理事業において、設備故障等に伴う修繕費をそれぞれ増額するものでございます。

民生費については、障害福祉サービス給付事業において、給付対象者増加による扶助費を、介護施設等整備事業において、特別養護老人ホームの改修に係る補助金を、学童保育事業において、学童保育所新規開所に係る補助金をそれぞれ増額するものでございます。

衛生費については、総合保健福祉センター管理事業において、空調設備改修に係る委託料

及び設備故障等に伴う工事請負費を増額するものでございます。

土木費については、道路維持清掃事業において、幹線道路の路面清掃に係る委託料を、橋梁長寿命化修繕事業において、橋梁点検及び修繕計画策定に係る委託料を、菅谷市毛線街路整備事業において、菅谷市毛線延伸に伴う雨水排水路整備に向けた調査に係る委託料を、市営住宅管理事業において、長期入居者退去の増加に伴う修繕料をそれぞれ増額するものでございます。

教育費については、小学校施設補修事業及び中学校施設補修事業において、設備故障等に伴う修繕料を、就学奨励事業において、対象人数及び単価の増等による扶助費を、公立幼稚園建設事業において、歩道整備工事に伴う電柱移設に係る補償料を、給食センター施設管理事業において、設備故障等に係る修繕料を、給食センター運営事業において、食材費の値上がりによる賄い材料費を、総合公園管理事業において、設備故障等に係る修繕料をそれぞれ増額するものでございます。

諸支出金については、国県負担金等返納金において、臨時福祉給付金、障害者自立支援給付費、子ども・子育て支援交付金等の前年度精算返納金を計上するものでございます。

また、歳入については、歳出補正予算との関連において、国庫支出金、県支出金、繰越金及び諸収入を増額するものでございます。

続きまして、議案第76号 平成30年度那珂市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）。

予算総額に、歳入歳出それぞれ1億6,453万2,000円を追加し、59億7,852万2,000円とするものでございます。

歳出の主な内容として、保険給付費については、一般被保険者療養給付費及び高額医療費を増額し、退職被保険者等療養給付費及び高額療養費を減額するものでございます。また、葬祭費を増額するものでございます。

国民健康保険事業費納付金については、一般被保険者医療給付費、退職被保険者等医療給付費、介護納付金等の額が確定したことにより、それぞれ増額をするものでございます。

保健事業費については、特定健康診査等事業費において、人間ドック受診者の増加見込みから補助金を増額するものでございます。

諸支出金については、国民健康保険療養給付費等負担金等の前年度精算返納金を増額するものでございます。

また、歳入については、歳出補正予算との関連において、県支出金及び繰越金を増額し、繰入金を減額するものでございます。

続きまして、1ページになります。

議案第77号 平成30年度那珂市公園墓地事業特別会計補正予算（第1号）。

予算総額に、歳入歳出それぞれ56万円を追加し、1,256万円とするものでございます。

歳出の内容については、総務費において、公園墓地管理システムの更新に伴う委託料等を

増額するものでございます。

また、歳入については、歳出補正予算との関連において、繰越金を増額するものでございます。

続きまして、また1ページになります。

議案第78号 平成30年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）。

予算総額に、歳入歳出それぞれ72万1,000円を追加し、46億7,053万9,000円とするものでございます。

歳出の主な内容としては、諸支出金において、修正申告による還付金を増額するものでございます。

また、歳入については、歳出補正予算との関連において、繰入金及び繰越金を増額するものでございます。

めくっていただきまして、1ページをまたお開きいただきたいと思います。

議案第79号 平成30年度那珂市水道事業会計補正予算（第1号）。

平成31年度の水道事業運営に要する契約について、平成30年度内に締結する必要があるため、債務負担行為を設定するものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

◎散会の宣告

○議長（君嶋寿男君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午前10時42分

平成30年第4回定例会

那珂市議会会議録

第2号（11月28日）

平成30年第4回那珂市議会定例会

議事日程(第2号)

平成30年11月28日(水曜日)

日程第 1 一般質問

日程第 2 議案の質疑

議案第66号 専決処分について(平成30年度那珂市一般会計補正予算(第4号))

議案第67号 那珂市税条例の一部を改正する条例

議案第68号 那珂市都市計画税条例の一部を改正する条例

議案第69号 那珂市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例

議案第70号 那珂市駅前自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

議案第71号 那珂市立幼稚園設置条例の一部を改正する条例

議案第72号 那珂市立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例

議案第73号 那珂市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

議案第74号 那珂市農業集落排水整備事業分担金に関する条例の一部を改正する条例

議案第75号 平成30年度那珂市一般会計補正予算(第5号)

議案第76号 平成30年度那珂市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第2号)

議案第77号 平成30年度那珂市公園墓地事業特別会計補正予算(第1号)

議案第78号 平成30年度那珂市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第2号)

議案第79号 平成30年度那珂市水道事業会計補正予算(第1号)

日程第 3 議案の委員会付託

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(14名)

2番 富山 豪 君

3番 花島 進 君

4番 君嶋 寿 男 君

5番 筒井 かよ子 君

6番	寺門厚君	8番	綿引孝光君
9番	木野広宣君	10番	古川洋一君
11番	萩谷俊行君	12番	勝村晃夫君
13番	中崎政長君	14番	笹島猛君
15番	助川則夫君	17番	福田耕四郎君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者

市長	海野徹君	副市長	宮本俊美君
教育長	大縄久雄君	企画部長	今泉達夫君
総務部長	川田俊昭君	市民生活部長	小橋洋司君
保健福祉部長	加藤裕一君	産業部長	篠原英二君
建設部長	玉川秀利君	上下水道部長	中庭康史君
教育部長	高橋秀貴君	消防長	飛田裕二君
会計管理者	小澤祐一君	行財政改革推進室長	平松良一君
農業委員会 農務局長	根本実君	総務課長	渡邊荘一君

議会事務局職員

事務局長	寺山修一君	書記	小田部信人君
書記	小泉隼君		

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（君嶋寿男君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。欠席議員はおりません。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（君嶋寿男君） 議案等説明のため、地方自治法第121条第1項の規定に基づき議場に出席を求めた者の職氏名は、今期定例会の冒頭に配付した出席者名簿のとおりであります。

職務のため、議会事務局より事務局職員が出席しております。

本日の議事日程については、別紙のとおりお手元に配付しております。

◎一般質問

○議長（君嶋寿男君） 日程第1、一般質問を行います。

質問者の質問時間は1人60分以内となっております。これには答弁の時間を含みます。

これより順次発言を許します。

◇ 富 山 豪 君

○議長（君嶋寿男君） 通告1番、富山 豪議員。

質問事項 1. AEDの設置状況について。2. 那珂聖苑について。3. 那珂市表彰式典について。

富山 豪議員、登壇願います。

富山議員。

〔2番 富山 豪君 登壇〕

○2番（富山 豪君） 議席番号2番、富山 豪。

通告に従いまして、順次質問させていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

まず、AEDの設置について質問させていただきます。

救命のプロの消防長の前でAEDの説明はちょっと恐縮なんですけど、ご存じの方も多いと思いますが、AEDとは心室細動で心臓の一部が不規則なけいれんを起こし、全身に血液を送ることができなくなっただけで心停止の状態の人に電気ショックを与えて、正常な心拍リズムを取り戻させる救急処置用の医療機器であります。また、動作が自動化されているので、施術者が一般の方でも使用できるようになっております。この自動体外式除細動器、AED、最近では駅や公共施設、スポーツ施設など、さまざまな場所で見かけるようになりました。また、企業などでも導入するところがふえてきていると伺っております。

心停止の状態になった場合、1分経過するごとに救命率は7%から10%低下すると言われており、5分以内にAEDを使用することが推奨されています。この5分以内にAEDを使用できる状況をいかに整えることがとても大事だと言えます。

厚生労働省が公表したAEDの適正配置に関するガイドラインには、AEDの設置が推奨される施設の具体例が記載されております。それによりますと、駅、空港、長距離輸送機関、スポーツ関連施設、デパート、スーパーなど大規模な商業施設、市役所、市民会館など比較的規模の大きな公共施設、交番、消防署など人口密集地域にある公共施設、介護福祉施設、学校、会社、工場、遊興施設、大規模なホテルとさまざまであります。実際にこれらの場所で目にする機会はふえたように感じています。しかし、24時間、365日、AEDが使用の設置場所は少なく、いつでも利用できる環境の整備が望まれております。

そこで、現在、本市におかれまして、AED、どのような場所にどれくらい、いつごろからどのような目的で設置されているのか、いわゆる設置状況を伺います。

○議長（君嶋寿男君） 消防長。

○消防長（飛田裕二君） お答えいたします。

ご質問の設置数でございますが、市49施設に52台、県7施設に13台、医療機関26施設に26台、一般事業所47施設に53台、合計129施設に144台が設置されております。

いつからにしましては、平成16年7月1日に、AEDの適正配置に関するガイドラインが厚生労働省から通知があり、一般市民にも使用が認められましたので、当市でも平成18年6月1日から順次設置してまいりました。

目的にしましては、公共施設等にAEDを設置することにより、施設利用者等が突然の心肺停止などを起こした場合に、心肺蘇生及びAEDにより救命処置を行うことによって救命率の向上を図るものでございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 富山議員。

○2番（富山 豪君） 本市のほとんどの公共施設には設置がなされているのかと。さらに、一般事業所でも47施設に53台と、積極的に取り組みをなされている事業者さんがたくさんおられまして、大変うれしく安心いたしました。

ただ、このAED、やみくもに手当たり次第設置すればよいというものではございません。

茨城県では県民の救命率向上のため、AED及び心肺蘇生法を図ることを目的に、茨城県AED等の普及促進に関する条例を公布し、平成25年4月1日より施行されております。その中で、設置に対する基準、表示に対する基準を記載しており、また、ほかの、他県の自治体ではありますが、独自の設置要綱などをつくっておられる自治体も見受けられます。

そこで、本市においても、AED設置要綱など基準を設けておられるのか伺います。

○議長（君嶋寿男君） 消防長。

○消防長（飛田裕二君） お答えいたします。

当消防本部では、不特定多数の方々を利用する市施設のみに設置しており、特に設置基準は設けておりません。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 富山議員。

○2番（富山 豪君） 特に設置基準はなくても設けられるということなのでしょう。

ご存じのとおり、茨城県も国も普及拡大に力を入れておりますので、必要と感じた場合には、速やかなる要綱基準設定のほどをよろしくお願いいたします。

先ほども申したとおり、このAED、やみくもに設置すればいいというものではございません。そこで、重要になるのが設置する場所になってまいります。本市の公共施設にはほぼ設置がなされているということですが、土曜日や日曜日、そして夜間等、利用することはできるのか伺います。

○議長（君嶋寿男君） 消防長。

○消防長（飛田裕二君） お答えいたします。

当市では、土日または夜間利用可能な施設及び警備員等が常駐している施設に関しましては、使用が可能となっております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 富山議員。

○2番（富山 豪君） つまりいくつかの施設に限られてしまうということですね。

言うまでもなく、救急を要する緊急事態は、夜間でも施設の休館日でも起こり得る事態です。

そこで、24時間、365日、誰でも利用できる設置場所が必要ではないかと思いますが、お考えを伺います。

○議長（君嶋寿男君） 消防長。

○消防長（飛田裕二君） お答えいたします。

ご質問のように、24時間使用可能な設置場所は必要であると考えられますが、管理等の面から難しいと思われれます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 富山議員。

○2番（富山 豪君） 管理の面から見て難しいとのお答え、高額なものですから、盗難の心配であったり、精密電子機器の屋外での管理の心配だと思われます。ですが、先んじて積極に取り組みを行っております自治体があるようです。

県内の龍ヶ崎市は、コンビニへのAEDの配備はもちろんのこと、さらなる体制強化を目的に、市内全小中学校にAEDの屋外型収納ボックスを導入し、本年の3月より運用をされておられるようです。

導入の経緯は次のように記載されておりました。これまで小中学校のAEDは体育館の玄関内や校舎内など、全て屋内に設置していたため、休日、夜間などの教職員不在時やAED設置建物が施錠された状況において、小学校で学童保育ルームを利用する児童や、グラウンドを利用するスポーツ少年団などの子供たちなど、中学校では部活動に参加する生徒など、そして、これらの学校施設の夜間開放事業を利用する皆様などに万一の事態が発生した際の迅速なAED使用が課題となっておりました。

なお、2014年には、他県において、校舎に鍵がかかっていたために、夜間の部活動中に倒れられた生徒にAEDが使用できなかったとの報道もありました。こういう状況を鑑みて屋外ボックスの導入を決めたらしいです。

本市のホームページを見てみますと、市内全ての小中学校には設置済みのようですが、全て職員室に設置となっております。私の地元、瓜連小中学校を例にしますと、運動場の夜間の開放は行っていないようですが、休日の運動場の開放、夜間、休日の体育館の開放は行っております。今、設置がなされております職員室では対応は難しいと思われます。

そこで、これらに対応するため、体育館付近の屋外にボックスを用いて設置ができないか、また、コンビニ等の設置助成はできないか。それともう一つ、自治会を網羅する上でも、自治会長さん宅の玄関外へ設置をお願いすることはできないか、重ねてお伺いいたします。

○議長（君嶋寿男君） 消防長。

○消防長（飛田裕二君） お答えいたします。

議員ご質問の小中学校の体育館付近の屋外にボックス設置、また、コンビニ等への設置助成、自治会長宅への設置でございますが、救急法、財政面、維持管理等、使用頻度を鑑みますと、現在のところ助成、設置をお願いすることは考えておりません。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 富山議員。

○2番（富山 豪君） いろいろな諸事情があり、現在のところ実現は難しいとの答弁、大変残念であります。

AED設置において、24時間、365日、誰でも利用できる環境づくりはとても大事なことの一つであります。今後もその環境整備を目指しまして、これからも何度もお願いしてまいりたいと考えております。

また、それと同じく大事なことは、AEDを含めました救命活動ができる方の育成だと感

じております。私は本市の消防団員をさせていただいております。消防団員は皆3年に一度、東消防署、西消防署において3時間の講習を行い、救命技能の更新を行っております。私も先月更新を行いました。署員の皆様には大変丁寧にご指導いただきましたことを心より感謝しております。このような修了証書をいただきました。

自分で体験して思ったことですが、このような講習を受けたか受けていないかでは、緊急を要する場面での機器の取り扱いを含めたとっさの行動に大きな差ができると、そう感じました。そこで、一般の方にも救命技能の育成を行っておられるのかお伺いいたします。

○議長（君嶋寿男君） 消防長。

○消防長（飛田裕二君） お答えいたします。

AEDを使用できる方の育成でございますが、当消防本部では救命講習会を年間通して行っております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 富山議員。

○2番（富山 豪君） 通年で行っておられるということで安心いたしました。また、こういった救命指導は若い世代からの指導も大事だと考えます。中学生、高校生などに指導は行っておられるのかお伺いいたします。

○議長（君嶋寿男君） 消防長。

○消防長（飛田裕二君） お答えいたします。

当消防本部での平成29年中の中・高校生の実績といたしまして、7回90人が受講しております。また、小学校高学年から授業の一環で消防職員を派遣し、講習を行っております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 富山議員。

○2番（富山 豪君） 中高生のみならず小学生まで、授業の一環で取り組まれておられるというお話で非常によかったと思います。

AEDの設置について何度もお願いしてまいりましたが、AEDがそばにあっても、使えなかったり使おうとしなかったら、全くもって意味がないのです。目の前にある命をつなげるための技術と勇気のある心を、このような講習会を通じて大勢の方に養っていただきたいと思います。さらなるAED普及拡大と講習会の充実をお願いしまして、この項の質問を閉じます。

続いての質問は、那珂聖苑についてとさせていただきます。前の項目のAEDの質問からの流れは、余りいい流れの質問ではありませんが、以前から伺いたかった質問でありますので、どうぞよろしくお伺いいたします。

本市の所有、管理する施設であります那珂聖苑。どのような目的で、いつ建設がなされたか、施設建設までの経緯をお伺いいたします。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（小橋洋司君） お答え申し上げます。

聖苑の建設の経緯でございますが、旧那珂町と旧瓜連町には火葬場がなく、近隣市町の施設で対応せざるを得ず、予約手続、高い使用料や施設までの移動距離など、両町民に不便を来しておりました。その当時から火葬場建設の要望が多かったために、平成6年6月に両町議会において事務委託に関する規約を議決しまして、那珂町瓜連町火葬場等連絡協議会が設置されてございます。

その後、長年にわたり、施設の規模や場所などを検討しまして、平成13年4月1日、那珂瓜連地区事務組合を運営主体として、那珂瓜連聖苑として業務を開始してございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 富山議員。

○2番（富山 豪君） 近くにあったほうが便利であると思っけていても、施設の性質上、近隣に住む方々にはいろいろと複雑な思いがあったと思います。当時の連絡協議会の方々、関係部署の方々の大変なご苦勞の上に建設がなされたことと思います。

次に、この那珂聖苑、どのような施設なのか、施設の概要についてお伺いいたします。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（小橋洋司君） お答え申し上げます。

概要でございますが、所在地は那珂市堤1020番地の1。敷地面積でございますが、2万1,952平米で、豊かな緑の森と修景池に囲まれてございます。施設の延床面積は3,029平米で、建物構造につきましては鉄筋コンクリートづくりの一部鉄骨2階となっております。

主要施設につきましては、火葬棟に火葬炉が3基、告別室2室、収骨室2室、炉前ホール、霊安室1室、炉制御室がございませう。待合棟におかれましては待合室4室、1室約40名と待合ラウンジ、事務室がございませう。斎場棟につきましては、大式場120席が1室、小式場60席が1室、遺族控室2室、関係者控室2室、斎場ラウンジがございませう。

また、駐車場につきましては、乗用車193台、大型バス3台、マイクロバス3台、身障者用3台、駐輪場20台の駐車スペースとなっております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 富山議員。

○2番（富山 豪君） 私も身内の葬儀で使用させていただきました。また、何度も知人の葬儀に参列させていただき、見させていただきました。建物の周りは大きな石塀が回されており、打ったままの状態のコンクリートが静かで落ち着いた雰囲気をつくり出し、大きなガラス窓から見える池などは大変すばらしい建物デザインと感じました。そして、何より駐車場や建物の中がきれいで、よく管理されていると思いました。

そこで、施設の管理ですが、どなたが行っているのか、管理状況についてお伺いいたします。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（小橋洋司君） お答え申し上げます。

施設の管理につきましては、平成30年4月1日からタカラビルメン・五輪共同グループが指定管理者として運営管理をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 富山議員。

○2番（富山 豪君） 本年の4月1日からタカラビルメン・五輪共同グループが指定管理者となられ、管理を行っているということですが、市の運営管理から指定管理者制度になぜ変更したのか、目的についてお伺いいたします。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（小橋洋司君） お答え申し上げます。

本市では、多様化する住民ニーズに、より効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を利用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の削減等が図られることを目的に指定管理者制度に移行をいたしてございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 富山議員。

○2番（富山 豪君） 民間の力をかりてサービスの向上を図り、それが経費の削減につながる、大変によいことだと思います。

近隣火葬場の指定管理者制度の状況はどうなっているのか、把握できる範囲で結構ですのでお伺いいたします。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（小橋洋司君） お答え申し上げます。

近隣の火葬場の状況でございますが、常陸太田市、常陸太田市斎場が平成18年4月から、常陸大宮市のおおみや広域聖苑は平成20年4月から、日立市の日立中央斎場、金沢火葬場、鞍掛山斎場は平成24年4月から指定管理者制度による運営管理となっております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 富山議員。

○2番（富山 豪君） 近隣自治体もかなり以前から指定管理者制度に移行なされていたということで、ますますこのような形がふえてくるのかなと思います。

平成13年4月1日より業務を開始したと、先ほど答弁をいただきました。業務を開始してから17年以上が過ぎた那珂聖苑、建設当時の思いと現在の利用とのずれや不便を感じたりするところはないのかお伺いいたします。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（小橋洋司君） お答え申し上げます。

不便を感じる箇所はないかとの質問でございますが、一般的に施設利用者が不便を感じるのは、施設までのアクセス、駐車場及びホールの広さ、手続の仕方などが上げられると思ひ

ます。

しかしながら、市といたしましては、アクセスについては、市内に建設されたことから、今まで市外に行っていたものが近くになったことや、周辺道路が改修されたこと、さらに適切な場所に案内看板を設置できていると思っております。また、駐車場につきましては、開設当初は155台の駐車スペースしかございませんでしたが、以後、拡張しまして、現在は先ほど答弁しましたように乗用車193台、大型バス3台、マイクロバス3台、身障者用3台となっております。

ホールの広さにつきましては、開設から数年は狭いという苦情が寄せられましたが、現在の葬儀のスタイル、規模等がコンパクトになってきており、著しく狭いといったことはないかと思っております。また、受付の場所もホールに臨時的に設けるなど、対応できていると思っております。

利用申請等の手続きに関しましては、以前は常会のお手伝いさんが行っていたケースが多々ありましたが、現在は葬儀業者が代行して手続きを行うというケースがほとんどという状況でございます。

このようなことから、今のところ、大きく不便を感じるといったことはないかと思っております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 富山議員。

○2番（富山 豪君） 部長の答弁のとおり、施設を使用される上での肝心な部分の対応はきちんとなされているのかなと感じました。しかし、先ほども申したとおり、業務開始から17年以上が過ぎました施設でございます。利用される方のニーズも時代とともにさまざまに変わってきていると感じております。

お年寄りの方からよく伺った話は、和室の待合室での立ったり座ったりがきつくて、テーブルと椅子にかえてもらうことはできないかと。また、ホールの椅子がかた過ぎて、長い時間座ると腰が痛くなってしまふ、何とか改善できないかなど、施設全体のお話ではなくて、細部の改善のお願いでした。

そこで、要望も踏まえまして、待合室への椅子、テーブルの設置、ホールの椅子の改善ができないか伺いいたします。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（小橋洋司君） お答え申し上げます。

施設利用者から、高齢者の方が和室の床に直に座るのがつらいということで、待合室に椅子やテーブルを設置してほしいとの要望があることは、市といたしましても承知してございます。以前から富山議員さんをはじめ、何人かの議員さんからの要望もございましたので、待合室につきましては、現在、各部屋に高座椅子を備えつけて対応しているところですが、今回の要望を受けまして、今後は椅子とテーブルを設置し、高齢者でも無理なく過ごせる待

合室にしていまいりたいと考えているところでございます。

しかし、式場ホール内の参列者椅子につきましては、大きな改修になってしまうことから、現在のところは考えておりません。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 富山議員。

○2番（富山 豪君） まずは待合室だけでも改善の方向に動いていただきましたこと、心より感謝申し上げます。

ホール内の椅子につきましては、大きな改修になってしまうため、難しいのかもしれませんが、できるだけ早期の検討をお願いしたいところであります。

以前、市営住宅について質問させていただいたときに、建設部長より市の所有する大きな公共施設は、長寿命化を図るため、長寿命化計画をもとに順次改修を予定しておられると伺いました。那珂聖苑も準ずると思われれます。そこで、那珂聖苑長寿命化計画のもと、改修の予定があるのかお伺いいたします。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（小橋洋司君） お答え申し上げます。

那珂聖苑は平成13年4月に業務を開始してから、18年が経過をするところでございます。火葬場は故障によって使用が不能になることが許されない施設であることから、聖苑の機能として欠かすことのできない火葬炉や自動制御装置などの大がかりな修繕を行っていかねばなりません。これらの修繕につきましては、年次計画にて修繕計画を立てているところでございます。

なお、水回りや電気設備などの部分的、小規模な修繕につきましては、指定管理者との那珂聖苑の管理に関する基本協定書の中で指定管理者が行うこととしてございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 富山議員。

○2番（富山 豪君） 確かにそのとおりであります。火葬場としてのかなめの部分であります火葬炉の修繕は、何を置いても譲れない重要な部分であります。年次計画のもと、しっかりとした修繕をよろしくお伺いいたします。

また、利用する方が利用しやすく改善を行うことも、サービスの向上の観点から見ても、とても大事なことだと思われれます。そこで、利用者がどんな点を改善してもらいたいのか、意見を伺うために、施設の利用者にアンケートを実施することはできないかお伺いいたします。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（小橋洋司君） お答え申し上げます。

施設利用者へのアンケートの実施についてでございますが、運動施設や図書館などのアンケート調査とは性質上異なることから、当家及び参列者の皆様にアンケートをいただくのは

心情的に難しいと考えてございます。そのかわりといたしまして、指定管理者制度になった平成30年4月から、待合ラウンジにご意見箱を設置しまして、来場者の方からのご意見を頂戴してございます。また、記入用紙に氏名や住所、連絡先を記入された方には、那珂聖苑からご意見に対しての回答をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 富山議員。

○2番（富山 豪君） 確かに、遺族となられた方々にアンケートを実施するという事は、心情的に見ても配慮に欠けることだと思われまます。そこで、意見箱を設置したということですが、無理にお願いするのではなく、自由投函で意見、要望を伺うにはよい考えだと思われまます。

そのご意見箱ですが、どのような意見や要望が寄せられたのか、内容についてお伺いいたします。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（小橋洋司君） お答え申し上げます。

先ほども答弁させていただきましたように、以前から要望いただいている内容と同じく、待合室に椅子とテーブルを設置してほしいというものが数件ございました。そのほかには、施設内が暗いというご意見もございました。一方で、那珂聖苑がきれいな場所であったという感謝の言葉もいただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 富山議員。

○2番（富山 豪君） これからもさまざまなご意見、要望が寄せられることだと思いまます。全てにおいて対応することは難しいと思われまます、できること、できないことをしっかり精査し、できることはいち早く対応なされまますようお願い申し上げます。

ホールの狭さを何とかしてほしいという意見をよく伺うことがあります。現状の諸事情を考へまますと、ホールの増築などはなかなか難しい状態にあるのも理解できておいまます。そこでですが、今あります小ホールにモニターを設置して見て、そこに参列なされておいまますお客様に座っていただき、焼香の際には隣の大ホールでしていただくなどの方法で対応して見てはどうか、ホールの利用料やスタッフの人員の配置など、さまざまな問題点はありますが、現状の施設を全て使えば対処は可能だと思いまます。どうぞ民間ホールを参考にするなど、広くたくさん意見を聞いて、利用する方が不便を感じない施設になるようお願い申し上げます、この項の質問を閉じさせていただきます。

最後の質問は、那珂市表彰式典についてとさせていただきます。私も今月の10日、総合センターらぼーるで行われました式典に参加させていただきます。44名の方が表彰となりました。表彰の栄誉に輝かれた皆様には心よりお祝い申し上げます。

さて、那珂市表彰式典はどのような目的で行っているのか。また、どのような方を表彰な

されておられるのかお伺いいたします。

○議長（君嶋寿男君） 企画部長。

○企画部長（今泉達夫君） お答えいたします。

市勢の振興に貢献された方、または市民の模範と認められる行為があった方々を表彰することによって、市勢の伸展を図る、こういったことを目的としてございます。

○議長（君嶋寿男君） 富山議員。

○2番（富山 豪君） 市勢の振興に貢献された方、市民の模範と認められる行為があった方々を表彰しておられるということですが、表彰の基準となるものは何かお伺いいたします。

○議長（君嶋寿男君） 企画部長。

○企画部長（今泉達夫君） お答えいたします。

表彰の種類及び対象につきましては、市の表彰規程において定めてございます。表彰の種類といたしましては、市政に従事または協力して、その功労が著しい方らに行います功労表彰、特に市民の模範になるような善行をした方らに行います善行表彰、市の自治に関して特に顕著な功労があると認められる方に行います自治功労表彰がでございます。また、表彰対象の基準につきましては、市の表彰規則の施行規程、これに定めてございまして、例えば公職者としての範囲や勤続年数、各分野等について該当する功績等を定めているところでございます。

○議長（君嶋寿男君） 富山議員。

○2番（富山 豪君） 那珂市表彰規則施行規程で基準を設けておられるということでありますから、表彰を受けられる方は市が選定しておられることと考えます。

平成30年那珂市表彰式典に参加させていただきました感想ですが、まず、当日いただきましたパンフレットに掲載されております各表彰者の功績概要が余りにも短く、わかりづらいと感じました。もっと詳しい表彰概要の説明があったほうがいいのではないかと思います。いかがでしょうか、お伺いいたします。

○議長（君嶋寿男君） 企画部長。

○企画部長（今泉達夫君） お答えいたします。

ご指摘のとおり配布させていただきましたパンフレットにおいては、表彰者のお名前と短い功績概要のみの掲載となっておりました。表彰者の方々の詳しい表彰内容につきましては、当日の会場ではアナウンスでお伝えしているところではございますが、現状よりわかりやすい形で市民の皆様にもお伝えできるよう、他市町村の事例等も参考に改善を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 富山議員。

○2番（富山 豪君） どうぞわかりやすい改善のほど、よろしくお願ひいたします。

次に、感じたことですが、表彰式典自体が恒常化してきていて、式典の盛り上がりにつ

てきているように感じました。盛り上がりのある式典にするには、大勢の方々に来ていただくことも一つの考えだと思いますが、たくさんの方々に来ていただくようにする考えなどがあるのかお伺いいたします。

○議長（君嶋寿男君） 企画部長。

○企画部長（今泉達夫君） お答えいたします。

現在の表彰式典におきましては、市といたしましても、正式な式典ということもございまして、関係者の出席が多く、式典自体も粛々と進行のほうを図らせていただいているところでございます。盛り上がりがちょっと足りないというようなご指摘についてはご指摘のとおりかと思っております。

こういったことも受けまして、今後につきましては、一般の方にもっとご参加いただけるよう、例えば広報に関しましても、これまでは例えば市の広報紙等を中心とした広報でございましたが、例えばSNS等も広報ツールとして活用するなど、できるだけ多くの市民の方にも参加していただけるような広報に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 富山議員。

○2番（富山 豪君） ぜひとも、たくさんの方々が集客ができますよう改善のほどよろしくお伺いいたします。

部長に対しまして、茨城県のことをしゃべるのはちょっと大変恐縮ではございますが、茨城県では本年度より、新しい茨城づくり表彰と知事奨励賞と2つの表彰枠の拡大を行いました。2つの表彰枠で表彰を受けた方は、アグリグループの代表から津軽三味線の演奏家、プロゴルファー、物質・材料研究機構職員さんと多種多様、さまざまでございます。それと、もう一つの特徴は、ほかの表彰者よりも年齢が若いということでもあります。

本市におかれましても、功労に対する表彰は最も大切な部分だとは思いますが、県でもこのような対象枠の拡大を行っているところを踏まえまして、新たな取り組みなどで頑張っている若者などを表彰対象にすることはできないかお伺いいたします。

○議長（君嶋寿男君） 企画部長。

○企画部長（今泉達夫君） お答えいたします。

那珂市におきましても、今年度から従来の表彰の枠組みに加えまして、新たに、例えば詐欺被害を未然に防いだ方や団体、人命救助を行った方、また各地区のまちづくり委員会の委員長であった方に対し、感謝状を贈呈させていただいたところでございます。

表彰対象者に関しましては、市の表彰審査委員会に諮り、認められた方を表彰しているところでございます。推薦の枠組みやその分野での若者をどうやって推薦していくかなどについては、十分に検討していく必要があると考えておりますので、他市町村の動向なども見ながら研究を進めてまいりたいと考えてございます。

○議長（君嶋寿男君） 富山議員。

○2番（富山 豪君） 市長より表彰を受け取ることによって、頑張っている若い方々はさらにモチベーションが上がり、また頑張れると考えます。どうぞ表彰枠の拡大、研究、よろしくをお願いいたします。

最後の質問でございますが、表彰式典には教育長も臨席なされておられます。善行を行った子供たちなど、幅広く表彰対象者を選考してみてはどうかお伺いいたします。

○議長（君嶋寿男君） 企画部長。

○企画部長（今泉達夫君） お答えいたします。

市の表彰規則においては、年齢制限は設けてございません。そのため、表彰できないわけではございませんが、教育委員会においては、子供たち、青少年を対象とした善行や教育等の功績が顕著であった者を対象とした表彰を実施しているところでございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 富山議員。

○2番（富山 豪君） 教育委員会のほうで別に実施しておられるとのことですが、一緒にとり行うことで、さらなる集客数は期待できると思います。なかなか簡単にはいかないでしょうが、賞を受け取られる方にとっては大変な荣誉に当たります那珂市表彰式典でございます。おごそかな中にも盛り上がりが見られますよう努力、改善を心よりお願い申し上げまして、私の質問を終わります。

○議長（君嶋寿男君） 以上で、通告1番、富山 豪議員の質問を終わります。

◇ 木 野 広 宣 君

○議長（君嶋寿男君） 通告2番、木野広宣議員。

質問事項 1. 投票について。2. 防災について。3. おとな救急電話相談について（#7119）。

木野広宣議員、登壇願います。

木野議員。

〔9番 木野広宣君 登壇〕

○9番（木野広宣君） 議席番号9番、公明党、木野広宣でございます。

通告に従いまして質問をさせていただきます。

今回は3つの項目について質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

初めに、投票について、いくつかの点を確認しながら質問をいたします。

ちょうど12月9日に那珂市におきましても選挙が行われます。選挙においては公職選挙法が改正され、選挙管理委員会にはいろいろと問い合わせがあることと思います。その中でも、郵便投票について、なかなか時間的なことも含めて、対応が難しいのではないかと思います。

国政においては、地方の選挙の際に、介護保険制度で介護の必要度が最も重い要介護5などに限定的に認められております。郵便制度投票について、今後は要介護3と要介護4の人にも対象を拡大する公選法改正案が検討されております。高齢化社会を迎え、在宅介護など投票所へ足を運ぶのが難しい人の投票環境を改善することが目的になります。改正が実現されれば、新たに全国で162万6,000人が対象となるとのことでもあります。

今後行われる地方選などを見越して、国では進めようとしておりますが、そこでまず郵便投票についてどういう制度になっているのかお伺いいたします。

○議長（君嶋寿男君） 総務課長。

○総務課長（渡邊莊一君） お答えいたします。

まず、郵便投票でございますけれども、これは公職選挙法の中の不在者投票制度の一つでございます。身体に重度の障害があるものの投票については、その現在する場所、自宅等ですね、ここにおいて投票用紙に投票の記載をして、これを郵便等により送付する方法により行わせることができるというものでございます。

この「身体に重度の障害があるもの」という部分でございますけれども、これは身体障害者手帳または戦傷病者手帳、そして一定の障害程度以上の方、または介護保険の要介護状態の区分が現在は5の方が該当となるものでございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 木野議員。

○9番（木野広宣君） 今、ご答弁いただいたように、対象者は身体に重度の障害がある方で、身体障害者手帳、また戦傷病者手帳の所持者など、一定の障害程度以上の方、これは2004年からの介護保険制度の要介護5以上の方より対象になったものであります。昨年の衆議院選挙への投票で利用したのは、全国で約2万2,000人の方が利用されたそうであります。そう思うとかなりの方が利用されていることがわかります。

では、申請方法についてですが、実際に郵便制度で投票する場合、どのような手続をするのか、具体的にお伺いいたします。

○議長（君嶋寿男君） 総務課長。

○総務課長（渡邊莊一君） お答えいたします。

この制度を利用する場合には、まず事前の登録が必要になります。郵便による不在者投票をすることができる選挙人であるということを証明するために、選挙の前に、事前に障害者手帳などの写しなどを添付しまして、郵便等投票証明書の交付を申請しまして、選挙人名簿登録地の選挙管理委員会に登録をしていただくことが必要になります。

さらに、障害によっては自分で記入することができないという場合には、代理記載人をあらかじめ届け出をしておくことによりまして、代理記載人による投票も行うことができます。この場合にも、あらかじめ選挙の前に事前に登録して届け出をしていただく必要がございます。

そして、実際に選挙の投票をする場合の手続でございますけれども、まず選挙管理委員会宛てにこの投票用紙を請求するための請求書と今お話ししました郵便等投票証明書を添付しまして、選挙管理委員会のほうに郵送して、投票用紙を請求します。その後、選挙管理委員会に届きましたらば、その請求書等を確認しまして、投票用紙と投票用の封筒をその方に郵送することになります。そして、当事者が受け取った場合に、その投票用紙に記載をいたしまして、専用の投票用の封筒に入れまして、選挙管理委員会宛てまでまた返送して、郵送していただくことによりまして、投票が完了するというものでございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 木野議員。

○9番（木野広宣君） わかりました。ただ、現実問題として一番大変なのが、郵便投票をしようとする方と選挙管理委員会の間に申請してからの時間的な余裕がないのが現状ではないかと思えます。答弁にもありましたように、選挙管理委員会宛てにまず投票用紙を請求するための用紙を提出し、それから選挙管理委員会を出していただいた書類を確認し、投票用紙当等の書類を申請者に郵送し、また選挙管理委員会に送るわけですから、時間的に余裕を持って申請書、請求書ですね、を出したほうがよいこととなります。有権者の方もそのところを考慮していただくのが一番よいのではないかと改めて思います。

では次に、対象者についてですが、那珂市において郵便投票の対象者はどれぐらいいるのかお伺いいたします。

○議長（君嶋寿男君） 総務課長。

○総務課長（渡邊荘一君） お答えいたします。

現在、郵便投票証明書を発行して登録をしている方ですけれども、この方は8名でございます。

また、現在、郵便投票の対象となり得ます対象者でございますけれども、身体障害者手帳の所持者が640人、戦傷病者手帳所持者が2人、要介護5の方が251人、合計で893人いらっしゃるようになります。

また、先ほど木野議員のほうからお話がありましたように、現在、国のほうでは公職選挙法の改正案としまして、高齢者の投票対策のために、郵便投票の対象を要介護3以上の方まで拡大するような改正案を検討されているようでございます。もし、要介護3までが対象になった場合でございますけれども、現在、那珂市には要介護4の方が310人、要介護3の方が401人、合計で711人が増加することになります。そうしますと、全体で先ほどの、現在になっている893人を足しまして、全部で1,604人が対象になるということでございます。

また、なお、この郵便投票の制度については複雑なところもございまして、詳細につきましては選挙管理委員会までお問い合わせの上、実施していただきますようお願いいたします。よろしくお伺いいたします。

○議長（君嶋寿男君） 木野議員。

○9番（木野広宣君） 今、ご答弁いただきましたが、身体障害者手帳所持者が640人、戦傷病者手帳所持者が2人、要介護5の方が251人、合計で893の方がいらっしゃるというのがわかりました。公選法改正案は郵便投票をできる対象者について、みずから投票に行くことが不可能または著しく困難な状態を示す障害の区分または要介護状態区分に該当するものと明記され、要介護3まで対象拡大すると、厚生労働省の調査によると、今年2月末現在で、全国で要介護5は約59万7,000人、要介護4は約77万9,000人、要介護3は約84万7,000人となっており、最初に申したように新たに162万人の方が対象となります。

那珂市においても先ほどの答弁にもありましたように、要介護4は310人、要介護3は401人と、新たに郵便投票対象者になるということにより状況は少し変わると思います。法改正後は視覚障害者など一部の例外を除き、有権者本人が投票用紙に記入する必要があることを周知徹底していくことが重要であるとしております。ただ、実際に該当するかについては、先ほどの最後の答弁にもありましたように、まずは選挙管理委員会にぜひ問い合わせをしていただきたいと思います。そして、一人でも多くの方に投票していただくことが大事なのではないかと思います。

以上で、この投票についての質問を終わります。

次に、防災について質問いたします。平成29年2月にも質問させていただきましたが、今回は女性の視点からも踏まえて質問をさせていただきます。

10月13日は国連が定める国際防災の日でもあります。防災対策について、再度確認をさせていただきます。

東日本大震災から8回目、熊本地震から3回目の冬を迎えようとしています。今年に入り、大規模な自然災害が各地に甚大な被害をもたらしました。災害で亡くなられた方々に謹んで哀悼の意を表しますとともに、被災されました全ての方々に心よりお見舞い申し上げます。

近年の災害の激甚化、頻発化を目の当たりにし、改めて日本全体が災害多発列島であることを認識されました。残念ながら自然現象そのものはとめられません。しかし、災害を防ぐ、あるいは災害による被害を減らすことはできます。観測情報の精度を上げる、被害を少なくする、回避する、回復を早くする、こういうことが大事なのではないでしょうか。災害の都度、復旧を図ることを繰り返すというのではなく、防災、減災への取り組みを推進することが、これもまた重要ではないかと思います。

災害から市民の皆様生命と暮らしを守る、そのために自治体や地域の取り組みを強化し、そして、一人一人の防災意識改革を進める、いつでも災害が起こるとの前提にあったあらゆる社会の仕組みの改革を進めるべきだと思います。被災された方々が心身の疲労、ストレス、これらの生活不安などの長期にわたる避難生活を強いられていることがよくわかります。

まず、以前にも伺いましたが、再度確認したいと思います。初めに、基本的なことですが、災害が発生するおそれがある場合、また発生した場合は、住民の安全確保ができる場所、避難所の開設と運営はどのようなになっているのか伺います。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（小橋洋司君） お答え申し上げます。

避難所開設につきましては、災害のおそれがある場合や災害発生時に、那珂市地域防災計画に従い、災害対策本部からの指示で、市民生活班及び保健福祉班により、災害の程度によって避難所の全部または一部を開設いたします。開設状況につきましては、防災行政無線及び登録制メール等で情報伝達を行ってまいります。運営は、被災者の収容、介護、医療救護、避難者の情報管理及び食料、生活物資の提供をいたします。

さらには、避難所生活の中長期化に備えた衛生環境の維持、健康対策、要配慮者への配慮、避難者間のトラブルへの対応、避難者ニーズの把握等をしながら、自治会等が自主的に運営できるよう協力をしてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 木野議員。

○9番（木野広宣君） 今、答弁いただきましたが、それ以外に、今般の自然災害は予想がつきにくいことなどもあり、さまざまな教訓や課題が見えてきているのが現状ではないかと思えます。そのため、今後のハード面の対策についても、目標を立て、しっかりと生かされなければなりません。また、ソフト面での充実も重要であります。長期にわたる避難所での生活、暑さ、寒さ対策は大丈夫なのか、段ボールベッド、トイレなどの衛生、環境面の配慮はなされているのか、高齢の方、女性、子供の視点は大丈夫か、被害者一人一人の尊厳が守られるべききめ細やかな対策が重要であります。

さらに、避難所生活から一日でも早く解放されるような対応策こそ求められております。地域防災力の向上と防災意識の改革も重要だと思います。特にタイムライン、いわゆる防災行動計画をしっかりと整備し、災害時の避難対策に生かし、地域防災力を軸としたコミュニティの活性化を図るべきだと思います。地域住民による自主防災組織を整備し、訓練や備え、さらには防災リーダーや消防団など、地域の防災人材の確保と育成も不可欠であると思えます。

ここで先ほども述べましたが、女性の視点が大事なのではないかと思えます。女性の視点を生かした防災を進めていくところもあります。いくつかの例を紹介したいと思います。また、中には女性防災会議を設立したところ、また、各自治体の防災会議において、女性委員の登用を推進したりして、調査をした自治体もあったとのこと。

静岡県では今年2月、県と県助産師会の災害時における母子支援協定が締結されました。3月には近隣の自治体とも同じ協定が結ばれ、広がりを見せているようであります。協定の目的は、災害時に妊産婦、乳幼児が安心して健康相談や応急救護が受けられるようにするためであります。

締結された内容は、1つ目は避難所や自宅における妊産婦の健康管理や相談支援、2つ目は救護所での妊産婦への応急救護、3つ目は妊産婦を医療機関へ搬送するかの判断、4つ目

は分娩介助や前後処置などの活動が盛り込まれているようであります。

また、避難所の充実を進めている地域もあります。富士市では災害時に母子避難所を設置する準備が進められているようであります。過去の災害では、母親が、子供が泣くと迷惑になるなどの理由で避難所に行くことをためらったケースもあったことなどを踏まえ、母子避難所は適切なサポートを行うためのものであります。また、別の自治体では断水時の哺乳用のための使い捨て哺乳ボトルを整備したところもあるようであります。

また、私たちが体験した東日本大震災では、避難所での着がえや授乳のスペースがなかったり、女性用の物資が足りないなど、女性の視点から見て不十分な運営があったと感じたようであります。

2016年、内閣府男女共同参画では、男女共同参画の視点からの防災研修プログラムを作成し、地方自治体で防災にかかわる職員などを対象に研修なども行われているとのことであります。また、市民を対象とした同様の研修を行う地方自治体もあり、いざというときのためにふだんから意識を高められるとの意見もあり、そういうところも大事なのではないかと思います。

そういった点を踏まえて、那珂市では災害発生による避難所運営と災害現場での意思決定に女性の参画はほとんどなく、女性用物資の不足や専用スペースの設置などがなく、女性が避難生活に困難を抱えているのが現状のようだと思います。

この現状について、市としてはどう対応されているのかお伺いいたします。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（小橋洋司君） お答え申し上げます。

避難所運営での問題点としまして、授乳や本人の着がえる場所がない、下着が干せない、物資の備蓄や提供で女性用品や下着の提供はあっても、男性が配布しているため受け取りづらいなどの問題があることは把握してございます。これらのことから、市では避難所運営に少なくとも1名は女性職員を配置しまして、男女両方の視点に十分配慮できるように努めているところでございます。

このような問題の背景は、固定的性別役割分担がなされてしまうためであり、今後、平時において女性の視点からの意見の収集等をしてしまして、さらには防災の検討や避難所運営等の協議の場に参画していただきながら、女性の役割を明確にして運用を図ってまいります。

また、災害が起こる前から、体制づくりや人材育成に取り組んでまいりたいと考えてございます。その一つとしまして、まだ結成したばかりではございますが、木野議員さんも会員の那珂市防災士の会、会長は女性の方が会長を務めておりますので、これをきっかけに女性の立場や経験から主体的に意見を述べたりする機会がふえ、数多くの女性の方に人材育成につながればというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 木野議員。

○9番（木野広宣君） 今、ご答弁いただきましたが、ぜひ数多くの女性の方が意見を述べられる機会をふやしていただけるよう配慮していただきたいと思います。

次に、災害が起きた場合は、特に大規模災害時には自宅にはいられなくなるため、ほとんどの方が避難所を利用します。最近では大型台風などの自然災害で中央公民館、らぽーるなどが避難所となり、少人数ではありましたが、市民の方が避難されてこられました。ただ、避難所として、いつも皆様が思われるのがトイレが和式となっており、ふだんの生活と合わない場合があるのではないかと気になることであります。

これは全国的なことですが、どこの自治体も予算的なこともあるので難しいとは思いますが、できれば洋式トイレにさせていただきたいと思っている方がかなり多いのではないかと思います。何年か後には変わるにしても、既存の避難所がこれでよいのかと思ってしまう。仮設トイレも最近では洋式タイプもあり、東京などではマンホールを利用したの仮設トイレは、簡単に組み立てのできる洋式タイプが主流となっております。

避難所での避難生活は、高齢者から乳児まで幅広い住民の方が避難されます。そこで避難生活上欠かせないのが拠点避難所のトイレであります。市の拠点避難所のトイレの現状はどうなっているのかお伺いいたします。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（小橋洋司君） お答え申し上げます。

市内6カ所の拠点避難所のトイレの形状につきましてお答えをいたします。

ふれセンよこぼりは男性用、和便器2、洋便器1、女性用が和便器3、洋便器3。ふれセンごだいは男性用、和便器が1、洋便器2、女性用が和便器2、洋便器4。ふれセンよしのは男性用、和便器3、洋便器2、女性用が和便器4、洋便器2。中央公民館は男性用、和便器が3、洋便器3、女性用が和便器7、洋便器5。らぽーるは男性用、和便器が3、洋便器5、女性用が和便器10、洋便器11。総合公園は男性用、和便器9、洋便器4、女性用が和便器12、洋便器4となっております。

なお、男性用には小便器は含んでございません。

以上が拠点避難所のトイレの状況になります。また、避難所となっております小中学校においても、和式、洋式両方を兼ね備えているところでございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 木野議員。

○9番（木野広宣君） 今、答弁いただきましたが、やはり和式が多いことが目立ちます。また、逆に多目的トイレも少ないのが現状なのかなと思います。

初めの質問内容からの確認ですが、災害から市民の皆様の生命と暮らしを守る、そのために自治体や地域の取り組みを強化し、そして一人一人の防災意識改革を進める、いつでも災害が起こるとの前提に立ったあらゆる社会への仕組みの改革を進めるべきだと思いますと述べさせていただきましたが、自主防災組織のその後の現状について質問いたします。

平成30年3月末で自主防災組織結成数は69自治会ある中で64と伺いました。現在の結成状況はどのようなになったのかお伺いたします。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（小橋洋司君） お答え申し上げます。

平成30年10月現在でございますが、各自治会のご尽力とご理解によりまして、69自治会中65自主防災組織が結成をされてございます。今年度中、さらに3自主防災組織が結成される予定で、全部で68となります。

なお、結成補助金については、平成31年度までとなっておりますので、未結成自治会へ結成に向けての働きかけを再度してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 木野議員。

○9番（木野広宣君） そうしますと、あと1自治会というわけになると思います。また、結成補助金も平成31年度までとなっているということですが、その後は補助金は、以前も話されておりましたが、結成されているところにはあえて出すことはできないと理解してくださいということだと思っておりますが、よろしいでしょうか。

最後に、防災無線について質問させていただきます。

以前、防災課より防災無線がアナログからデジタルへ移行するというのを伺っておりましたが、今年度から、アナログの防災無線からデジタルの防災無線に移行する整備事業を3カ年で行うとのことで、どのように防災無線が変わって、市民への情報伝達が速やかになるのかお伺いたします。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（小橋洋司君） お答え申し上げます。

現在の防災無線は平成12年度に設置したものでございますので、約18年使用してまいりました。このたび総務省の通達によりまして、アナログ防災無線の電波が平成34年11月に使用できなくなるため、整備を行うものでございます。今回の整備で、さまざまな情報伝達手段に連携し、情報展開ができるデジタル防災無線の構築をいたします。

連携としましては、那珂市情報メール一斉配信サービスをはじめとするSNSやスマートフォンアプリケーションも整備しており、今までより迅速かつ明確に住民に情報伝達ができることとなります。また、各家庭に無償貸与してございます戸別受信機についても、聞き逃した放送内容を確認できるように再生機能を新たに付与したほか、ラジオも聞ける受信機へ交換をいたします。屋外スピーカーにおいても、地域性を考慮しながら、2種類のスピーカーで改善を図ってまいります。

今後、市民の皆様には戸別受信機の交換に請負業者が自宅に伺いますので、ご理解とご協力をしていただく周知をしっかりとってまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 木野議員。

○9番（木野広宣君） 確かに戸別受信機が交換になり、屋外スピーカーも改善を図るとのことですね。以前、議会報告会の際にも、デジタル化にしてほしいとの要望があったのを思い出しました。前向きに検討されたのだと安心いたします。

防災についてさまざま質問いたしましたが、自助・共助・公助の3つが一体として機能することが、地域防災の力が一層発揮され、被害が軽減されます。特に共助が重要なことは、災害を体験した私たちがよくわかります。そして、住民に身近な存在であり、地域をよく知り、迅速な対応ができる自主防災組織の活動に大きな期待が寄せられていることは、皆様もご承知のとおりであります。自主防災組織が災害時に実際に機能するよう、さらなる充実強化が必要であります。今後も自主防災組織、市民みずから協力し、地域全体の防災力を高めることも大事だと思います。そして、女性の視点からいかに大事であるのか、おわかりになるとと思います。

今後、市としても防災士の育成、女性の防災士も含めて推薦していただき、地域の防災対策にも強化に努めていただき、市民の皆様の安全に尽くしていただきますよう要望し、この質問を終わります。

○議長（君嶋寿男君） 木野議員、質問途中ですけれども、ここで暫時休憩をいたします。再開を11時25分といたします。

休憩 午前11時16分

再開 午前11時26分

○議長（君嶋寿男君） 再開いたします。

木野議員、登壇願います。

木野議員。

〔9番 木野広宣君 登壇〕

○9番（木野広宣君） それでは、最後の質問になります。

おとな救急電話相談について質問をさせていただきます。

子ども救急電話相談につきましては、多くの方が聞いたり、承知しているかと思いますが、おとな救急相談は初めて聞かれる方も多いと思います。ただ、この取り組みが大変いいことだと思いましたので、今回は質問させていただきました。

11月15日の前後になりますが、平日の朝なんですけれども、NHKの朝の8時過ぎの番組でも、このおとな救急電話相談が取り上げられました。内容は同じで、東京消防庁の方が出演されて、おとな救急電話相談について説明をされていました。全国的にも必要になっているのかなと改めて痛感いたしました。

おとな救急相談は、平成30年10月1日より茨城県においても開始されました。初め聞いたときは、内容的にはどんなものかと思ったのでありますが、全国的にはまだ開始している県は1桁で、市としてはまだ全国で4市と少なくなっております。また、県と市によっても24時間体制のところもあり、その自治体によって違いがあるようであります。茨城県としても独自に10月1日より開始され、聞いたところによると、開始1カ月で約1,600件の問い合わせがあったようであります。これは1カ月にしては多いのではないかと思います。また、夜間の救急のため、どうしてよいかとの不安を持つのに、またそういったことで電話することによって不安が解消されているのではないかと思います。

内容は、病気やけがで救急車を呼ぶか、病院に行ったほうがよいかなど判断に迷ったときの問い合わせ先として、おとな救急相談が開始されたとなったいきさつになります。また、時間も平日月曜から金曜日、夕方5時半から翌朝9時まで、休日は朝9時から翌朝9時まで利用できます。市民の皆様の多くにこういう便利なサービスを知っていただきたいという事例があった場合は、ぜひ利用していただきたいと思います。

そこで、このおとな救急電話相談（＃7119）の周知方法は、市としてはどのように行っているのかお伺いたします。

○議長（君嶋寿男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（加藤裕一君） お答えいたします。

ただいま議員の事業の内容の説明等もございましたが、このおとな救急電話相談事業は、平成30年10月より茨城県が民間事業者に委託し、県民の医療相談体制の充実や不要不急な救急車要請の抑制を図ることを目的として始まった事業でございます。県民からの電話相談に対しまして、看護師等が救急車の要請の要否や応急手当のアドバイス等を行っております。

ご質問の市民の周知方法等ということでございますが、市におきましては、県での事業開始に当たりまして、「広報なか」11月号におきまして、市民の方に対しまして、救急医療受診に当たってのマナーや急病やけがをした緊急時の対応、救急電話相談事業ダイヤル等の紹介、案内を行ったところでございます。

また、広報用のカードにつきましては、表と裏ということであるわけなんですけど、子ども救急電話相談、おとな救急電話相談を兼ね備えたものとなっております。このようなことから、母子保健手帳交付時にお配りするとともに、総合保健福祉センターの窓口に配置して案内を行っているところでございます。

今後につきましては、おとな救急電話相談事業につきましても、市ホームページに掲載し、インターネット等での医療機関の案内や小児医輪番検索、休日夜間当番医検索等とともに、茨城県救急医療情報システムの案内や情報提供を行ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 木野議員。

○9番（木野広宣君） おとなの救急相談と子供の救急相談がこういう名刺サイズになってお

ります。今回、ちょっと質問をしたときに、「広報なか」に出るということで、まだ私のところには来ていなかったんですけども、市のほうには来ていまして、こういうふうに「広報なか」11月号、その後ろに子ども救急相談と、またおとな救急相談の内容が出ておりますので、市民の方にもこれをやっぱり知っていただくと一番いいのかなと思っております。

ちなみに、現在では市のホームページにも掲載されております。皆さんもぜひごらんになっていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

県内の自治体44市町村のうち、水戸市、北茨城市、常陸大宮市なども市のホームページに掲載されていて、那珂市としても素早く対応していただいたことに本当に安心しております。ただ、自治体によっては単独でチラシなどを作成しているところもあるようです。最初に伺ったところ、先ほども出しましたカード、これは県で作成しているために枚数にも限りがあるということで、先ほど来からの市のホームページ、また「広報なか」をぜひごらんになっていただきたいと思っております。

開始されてから2カ月余りになりますが、おとな救急電話相談に問い合わせることによって、119番への問い合わせ状況の変化というのがあったのかどうかお伺いいたします。

○議長（君嶋寿男君） 消防長。

○消防長（飛田裕二君） お答えいたします。

議員ご質問の119番通報ではございますが、現在、水戸市内にありますいばらき消防指令センターに入電いたします。いばらき消防指令センターのデータをもとに、おとな救急電話が開始になりました10月の1カ月分を比較してみますと、那珂市の問い合わせ件数は、平成29年10月は237件、平成30年10月は247件と、現在のところ特に変化は認められておりません。しかしながら、県主導の事業でありますありますが、消防本部といたしましても、保健福祉部長の答弁にあったように、救急車の適正利用を呼びかけている面から、今後さらなるPR等が必要であると考えております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 木野議員。

○9番（木野広宣君） 確かに、今後さらなるPRをしていただきたいと思っております。

確かに始まったばかりですので、極端な変化は見られないかもしれませんが、3カ月後、また半年ごとに変化が見られてくればいいのかなと思っております。本当に必要な救急を優先できる体制ができることを願っております。そのためにも、今答弁いただいたように、救急車の適正利用等を呼びかけていることを考えると、市民の皆様にとってもよいことですから、さらなる周知方法を考えていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

では、那珂市の医療機関の診療時間外における初期救急体制は、現状どうなっているのかお伺いいたします。

○議長（君嶋寿男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（加藤裕一君） お答えいたします。

本市での医療機関の診療時間外における比較的症状の軽い患者への初期救急医療体制につきましては、那珂医師会との委託契約を行いまして、休日、祝日について市内協力医療機関による在宅当番医というものによる輪番制、診療時間におきましては、9時から11時半ということで対応しているところでございます。

また、市内の在宅当番医による診療時間外の休日、夜間につきましては、平成28年7月に協定を結びました水戸市を中心市とする茨城県中央地域定住自立圏構想の医療分野におきまして、地域住民に必要な生活機能の確保を図るため、周辺市町村と連携して行っていくというようなことから、圏域内の水戸市休日夜間緊急診療所、ひたちなか市休日夜間診療所、笠間市立病院、さらには石岡市医師会病院において対応しており、那珂市民の方におかれましても、設置してある市民の皆様と同様に利用可能となっているところでございます。

さらに、市民の方が急な病気や救急時の症状により、初期救急医療の必要が生じた場合には、市ホームページや平成29年12月に配布しております「救急受診ガイドブック」等によりまして、利用時のマナー啓発を含め、利用可能な休日夜間診療所等での案内を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 木野議員。

○9番（木野広宣君） わかりました。

茨城県中央地域定住自立圏構想の医療分野において、地域住民に必要な生活機能の確保を図るため、周辺市町村と連携しているということになります。初期医療体制につきましては、現状のとおり維持継続されることを今後もよろしくお願いいたします。

では、那珂市として、今後の医療機関の診療時間外における初期救急医療体制についてどのように考えているのかお伺いいたします。

○議長（君嶋寿男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（加藤裕一君） お答えいたします。

今後の医療機関での診療時間外の初期救急医療体制におけるご質問でございますが、市単独による休日夜間診療所の設置につきましては、開設、運営に要する費用や那珂医師会から派遣していただきます医者の方、医療スタッフの方の確保等が難しいというような課題があることから、現時点で設置はかなり難しい部分があるのではないかとこのふうには思っているところでございます。

しかしながら、安心して住み続けていただく上でも、初期救急医療をはじめその医療体制の充実は欠かせないものと思っております。このようなことから、水戸市を中心とする周辺9市町村と連携を図り、市民の皆様暮らしに必要な生活機能を保有する市と周辺市町村がお互いに役割を分担しながら、連携、協力して進めてまいりたいと思っております。

また、先ほどの答弁にもありましたけれども、安易な119番通報や救急車の適正利用、緊急時の休日夜間診療所の利用マナーを啓発していく上でも、まずは医療機関の診療時間外等

で急な病気で心配な症状が生じ、看護師などの専門家による相談が必要となった場合には、新たに始まったこのおとな救急電話相談事業の利用について、積極的な周知にも努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 木野議員。

○9番（木野広宣君） 確かに、今ご答弁いただいたように、私も最初は、このおとな救急電話相談事業が那珂市でもできればと考えておりましたが、やっぱり市独自で行うに對しましては、費用もかかったり、人員、これは医師、看護師、人数的にもやっぱり確保等がかなり課題になってくるのが現実なのではないかと思ひ、できればこの県の事業に便乗していただいて、このおとな救急電話相談（＃7119）を利用させていただきたいと思ひます。

今後市としてはできる範囲のこと、そして国・県で行う事業においても情報収集をしっかりとさせていただき、市としてしっかりとした対応、また市民の皆様が安心、安全な生活ができるように努めていただくことを願ひ、私の一般質問を終了とします。

○議長（君嶋寿男君） 以上で、通告2番、木野広宣議員の質問を終わります。

暫時休憩をいたします。再開を13時といたします。

休憩 午前11時41分

再開 午後 1時00分

○議長（君嶋寿男君） 再開いたします。

◇ 古川洋一君

○議長（君嶋寿男君） 通告3番、古川洋一議員。

質問事項 1. 運転免許の自主返納制度について。2. スポーツの振興について。3. まちづくりとひとづくりについて。

古川洋一議員、登壇願ひます。

古川議員。

〔10番 古川洋一君 登壇〕

○10番（古川洋一君） 議席番号10番、古川洋一でございます。

今回も、那珂市を住みたい、住んでよかった、ずっと住み続けたいと思えるまちにするため、市民の代弁者として一般質問をさせていただきます。

それでは、通告に従ひまして質問させていただきますので、よろしく願ひいたします。

最初の事項は、運転免許の自主返納制度についてお伺いしてまいります。

私は、以前から公共交通のあり方を訴えてまいりましたし、ひまわりタクシーの水戸市やひたちなか市への乗り入れ、水郡線の増便などを要望してまいりました。このたび茨城県央地域定住自立圏での協議を経て、ひまわりタクシーの水戸市への乗り入れが、乗降場所が特定されるとはいえ、実現することになりましたことは、冒頭、感謝とそのご努力に敬意を表したいと思います。

今回の運転免許の自主返納制度については、昨年、寺門議員も一般質問で取り上げられましたが、その際、市では今後、運転免許の自主返納に伴い、日常生活の移動に支障を来すという課題に対して、支援事業を開始する予定というようにお話でございました。その後、筒井議員の一般質問の際には、支援事業の助成として、ひまわりタクシー、ひまわりバス共通の利用割引券を1万円分交付することのご答弁もございました。今回、私からは運転免許の返納と支援事業の状況、今後の対策についてお伺いしてまいりたいと思います。

まず、運転免許自主返納者数の推移についてお伺いいたします。

○議長（君嶋寿男君） 企画部長。

○企画部長（今泉達夫君） お答えいたします。

運転免許の自主返納制度は、加齢に伴う身体機能や判断力の低下等により、運転に不安を感じる方が自主的に運転免許を返納する制度でございます。平成10年の道路交通法改正に合わせ開始されたものでございます。

本市におきましても、免許の自主返納者数は年々増加傾向にあり、那珂警察署管内におきましては、平成26年が41人、平成27年が66人、平成28年が100人、平成29年が111人、平成30年は10月末時点の数字でございますが、154人の方が運転免許を自主的に返納している状況でございます。

○議長（君嶋寿男君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） わかりました。今年に入って残り2カ月を残した時点で、既に昨年の1.5倍になっているようであります。

では次に、市が実施している運転免許自主返納支援事業の申請者数と利用者数をお伺いいたします。

○議長（君嶋寿男君） 企画部長。

○企画部長（今泉達夫君） お答えいたします。

運転免許自主返納制度については、車を運転できなくなったことにより、日常生活の移動に支障を来すという課題が指摘されているところでございます。市としましては、このような状況を踏まえ、運転免許を自主返納した方の移動手段を確保することを目的として、今年の1月から運転免許自主返納支援実証事業を開始したところでございます。

具体的な支援内容としましては、議員のほうからもご紹介ございましたが、市が運行する地域公共交通であるひまわりバス及びひまわりタクシーの共通利用割引券1万円分を申請に

基づき対象者に交付することで、通院や買い物など日常生活に必要な移動手段の確保を図りたいと考えてございます。

事業を開始した今年の1月から10月末において、117人の方に利用割引券を交付したところでございまして、ひまわりバスまたはひまわりタクシーを延べ、これまで524回ご利用いただいているところでございます。

○議長（君嶋寿男君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） わかりました。今年1月の開始から10カ月でひまわりタクシー、ひまわりバス共通利用割引券を117名の方に交付し、延べ524回利用されているとのことですが、交付額1人1万円ですから、117万円分に対して、利用された割引額が524回の利用でも12万9,000円とのこととあります。金額的に見た利用率は11%ということになるようですが、これについては後ほど少し触れたいと思います。

先ほど、運転免許の自主返納は年々増加しているとの答弁がございましたが、本市で実施している支援事業の実施により、免許返納者数が増加しているのか、つまり支援事業が免許返納のきっかけになっているのかということですが、いかがでしょうか。

○議長（君嶋寿男君） 企画部長。

○企画部長（今泉達夫君） お答えいたします。

事業の評価、分析を行うため、共通利用割引券を交付者に対して行った5月時点ではございますが、アンケートの調査結果をご紹介します。

運転免許を返納した理由の問いにおきましては、「運転技能の低下を自覚し、自分の運転に自信がなくなったと考えたから」や「家族や友人等から返納を勧められたから」などの理由が大部分を占めており、「運転免許自主返納制度をいつの時点で知ったか」という問いに対しましては、7割程度の方が「この事業の開始前から既に知っていた」との回答でございました。

また、この事業が免許返納のきっかけとなったかという問いに対しましては、4割程度の方から「きっかけとなった」との回答をいただいているところでございます。

免許返納は、家族などの勧めを契機に、みずからの意思で決断されるものでございますが、この回答結果と先ほど答弁しました平成30年の免許返納者数が既に29年の数を大きく上回っていることを鑑みますと、この事業の実施が免許の返納を考えていた方や運転に不安を感じている方に対して、運転免許を自主返納する一定の誘因やきっかけとなり得ていると評価できるものと考えてございます。

○議長（君嶋寿男君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） わかりました。自分の運転に自信がなくなった方、万一事故を起こして迷惑をかけたくない、家族や知人から返納を勧められたといったところが免許返納の理由かと思いますが、でも、車がなくなったら移動手段に支障を来すという現実が返納に二の足を踏んでいた。ただ、市からひまわりバス、タクシーの割引券をいただけるならばと、思

い切って返納を決断したという方が少なからずいらっしやっただろうということでもあります。ということから考えますと、市の支援事業の成果は間違いなくあったということになります。

ですから、今後とも支援をお願いしたいと考えるわけですが、問題は、この支援事業は2年間の実証事業であり、利用割引券の有効期限は交付を受けてからたったの1年間です。支援内容である利用割引券1万円分、有効期限1年間の根拠をお伺いしたいと思います。

○議長（君嶋寿男君） 企画部長。

○企画部長（今泉達夫君） お答えいたします。

現在実施しております実証事業の制度設計についての根拠についてお尋ねをいただいたところでございます。

まず、利用割引券1万円の根拠でございますが、まずは他市町村の事例等を参考にするとともに、1万円分の利用券であれば、ひまわりタクシーでも30回以上の利用が可能であるということから、実証事業としては十分と判断し、1万円と設定したところでございます。

次に、有効期間1年間の根拠でございますが、実証事業として評価を実施するために有効期間を設定したということと、有効期間を設定することにより、当該期間内にひまわりバス及びひまわりタクシーの利用を促していきたいという考えから、有効期間を1年間と設定したものでございます。

○議長（君嶋寿男君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） ただいま1年間1万円で30回以上、これはタクシーですね、の利用が可能とのご答弁であります。ひまわりバスの利用料金は1回100円でありますから、1年間で100回無料で乗ることができます。一方、ひまわりタクシーの利用料金は1回300円ですから、1年間で30回以上、33回無料で乗れる計算になります。

これぐらい乗れば、1年間はとりあえず大丈夫だろうとお考えになる方が多いかもしれませんが、今の1回当たりの料金、バス100円、タクシー300円というのはあくまでも1回であり、片道料金ということでもあります。つまり行きも帰りも利用するということであれば、1年間でバスは50往復、タクシーは16往復ちょっとということになり、タクシーで考えますと月平均1.38往復しか乗れないという計算になります。病院への通院や買い物だけを考えると、もっと行かれていますのではないのでしょうか。

さらには、今後ひまわりタクシーの水戸市への乗り入れが可能になりますが、1回当たりの利用料金は600円。ですから、往復利用するとなると1,200円かかります。1万円では1年間で8往復ちょっと。月平均0.69往復。つまり月1往復もできないという計算になるんです。ですから、1万円分という金額が決して十分なものではないということがおわかりいただけたと思います。

さらに、さらに金額だけでなく、免許返納後の生活は、お元気な方なら数十年続くわけで

ありますから、有効期限が1年間ということは、2年目以降はどうなるのと免許返納者は大きな不安を覚えると思います。というか、そこまで金額の計算や2年目以降のことまで考えて返納したのかは疑問であります。

確かに、先ほどのご答弁のとおり、支援事業が免許返納のきっかけになったのは間違いないと思います。しかし、おいしそうなニンジンをぶら下げて、一旦免許を返納させてしまえば、後のことは知らないなんていうことは間違っても思っていないでしょうけれども、今後の中長期的な対策は間違いなく必要なんだと思います。

そこで最後に、免許返納に伴う課題も含めて、いわゆる交通弱者への中長期的な対策を本市としてどのように考えているのかお伺いいたします。

○議長（君嶋寿男君） 企画部長。

○企画部長（今泉達夫君） お答えいたします。

先ほどの答弁のとおり、本市におきましても運転免許返納者数は年々増加しております。今後ますます高齢化が進む中、日常生活の移動に支障を来している交通弱者への中長期的な対策は今後ますます重要になってくると、かように考えてございます。

現在実施しております運転免許自主返納支援事業につきましては、今年の1月から2年間を実証期間として事業を実施することとしているところでございます。今後の展開といたしましては、実証期間における免許返納者数や利用割引券の申請者数と使用率の検証、分析を行うとともに、利用者やバス、タクシー事業者の意見、そして那珂市地域公共交通会議や茨城県中央地域定住自立圏での協議等を踏まえ、他市町村の取り組み事例等も参考にしながら、必要に応じて支援内容や対象者などの見直しを図り、実効性や費用対効果にすぐれた制度にしていきたいと、かように考えてございます。

○議長（君嶋寿男君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） あくまでも免許返納に対する支援事業は2年間の実証事業ということですから、結果をしっかりと検証していただいて、長期的に支援ができるようよりよい制度にしていきたいというふうに思います。

先ほど、現在の割引券の利用率は現時点では金額ベースで11%ということでしたが、この計算は交付を受けて間もない方の利用も多分含めての数字でしょうから、事業を検証、分析する際の利用率の計算方法については慎重にお願いをしたいと申し上げておきます。

なお、他の自治体においては、支援を望む声もあるが、免許返納を促すことで、逆に交通弱者をつくってしまうことを考えるとなかなか踏み切れないといった声や、支援も大事だが、交通環境そのものを整える財源確保のほうが先だというふうに考えている自治体もあるようであります。

公共交通のあり方についても、そもそも交通弱者をつくってしまった大きな要因は何なのか、車社会という世の中の流れ、それ以外にも人口の減少、過疎化、核家族化といったところも起因していると思います。それが今、その反動といいますか、そのツケが回ってきたと

言えるでしょう。

そういった観点から考えますと、自治体ではなく、これは国の政策が必要なのかなというふうにも思いますが、地方創生が叫ばれている昨今でありますから、地方のアイデアに対して国は支援するという方向になるんだろうというふうに思います。ですから、本市におきましても免許返納に対する支援事業のみならず、公共交通のあり方や交通弱者対策については、目先だけでなく幅広い視野、観点から、長期的な対策を十分に検討していただくことを望みます。

それでは、次の質問に移ります。

スポーツの振興についてお伺いしてまいります。

私はこれまで何度もスポーツの振興について、さまざまな観点から提案をしてまいりましたが、今回はニュースポーツの普及、拡大に向けて提案、要望したいと思います。今さら、ニュースポーツって何という質問は省かせていただきますが、市民が手軽に始められるスポーツと理解していただければよろしいかと思えます。

本格的な競技スポーツになりますと、特に経験のない方にはなかなか手が伸ばせない、ニュースポーツは競技団体やチームに加入しなくても、身近な仲間と取り組めるスポーツでもあります。先ほどの運転免許返納ではございませんが、健康寿命を長く保つためにも、本市でもニュースポーツを普及、拡大、推進すべきではと思えます。

まず、本市ではニュースポーツを推進しているのか、現在の取り組みについてお伺いいたします。

○議長（君嶋寿男君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

現在、市におきましては、市民の健康増進の一環として、運動の習慣が少ない方々が気軽に体を動かす機会を提供するため、グラウンドゴルフやソフトバレーボール、ノルディックウォーキングに代表されるニュースポーツを推進しております。主にスポーツ推進委員や総合型地域スポーツクラブ、ひまわりスポーツクラブ等が中心となり、イベント時に触れ合える機会を設けたり、スポーツ教室を行ったりしております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） スポーツ推進委員や総合型地域スポーツクラブ、ひまわりクラブ等が中心になって主に教室を開催しているということでもあります。

その教室の開催目的というのは、講師をつけることによって競技方法やルール等を学んでいただき、それをきっかけとして、その後は皆さんで始めてみましょうということであって、年に一、二回やるかやらないかの教室に参加すればいいというものではないということがご理解いただけると思えます。ですから、それはニュースポーツの普及拡大のために行っていることでもありますから、推進事業としてとてもよいことだと思います。

しかしながら、競技方法とルールを学んだところで、じゃ、あとは自分たちでやってくださいと言われても、競技の用具がなければできませんので、用具を自分で購入するか、借りるしかございません。中には高価で何万円もする用具が必要なものもございますので、市民の皆さんは、まずは市で持っているなら貸してというふうにするのは当然であります。この時点で、市にはありません、貸せませんということになりますと、おもしろさを感じたり、続けてやってみようと思う前に終わってしまうのかもしれない。

ということで、本市ではどのようなニュースポーツ用具の備えがあるのか、また、それらの貸し出しをしていますか、あわせてお伺いいたします。

○議長（君嶋寿男君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

市の備品やスポーツ推進団体である体育協会の備品として、貸し出し要望の多い種目を中心に数種目の用具を体育施設へ備えており、利用者への用具貸し出しを行っているところでございます。

ニュースポーツと言われる種目は200種目以上あり、講師の確保も困難なので、備えつけについては種目を選別させていただいております。備えつけの用具といたしましては、グラウンドゴルフ、ノルディックウォーキング、ソフトバレーボール、スポーツ吹矢、ドッチビー、輪投げ、マグネットダーツなどがございます。

また、市社会福祉協議会におきましても、グラウンドゴルフ、輪投げ、ペタンクなど6種目の用具の貸し出しや、静峰ふるさと公園でもグラウンドゴルフ、ノルディックウォーキング用具の貸し出しを始めたところでございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） 種目は200以上あるということでびっくりであります。ただいまご紹介があった種目の中にも、皆さんがご存じのものも多かったことと思います。もちろん200以上あるという全種目の用具をそろえるといっても、それは無理があるということは承知の上でございますが、少なくとも教室を行った種目ぐらいは、当然備えがあつて、それらの貸し出しができなければ、先ほども申しましたが、その種目の普及拡大は進みませんし、ニュースポーツを推進しているとは言えません。市内数カ所の施設には違う種目の用具がそれぞれいくつか備えつけているのご説明だったと思います。

再度確認なんですが、今、ご説明のあった体育施設等に備えつけの用具は、全て貸し出しをしているというふうに認識してよろしいでしょうか。

○議長（君嶋寿男君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） そのとおりでございます。

○議長（君嶋寿男君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） わかりました。

では、備えのある用具は全て貸し出しをしているということですが、ちなみにもう一つ確認をさせてください。それらの用具の貸し出しは全て無料でしょうか。それとも中には有料でお貸ししているものもございますか。

○議長（君嶋寿男君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

今、お話し申し上げました体育協会及び市社会福祉協議会の用具につきましては、無料で貸し出しを行っております。静峰ふるさと公園の用具につきましては、1セット100円ということで、グラウンドゴルフ用具、クラブとボールと、ノルディックウォーキングのポール、1対ということですが、これについては100円ということで貸し出しを行っております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） わかりました。中には有料のものもあるということですが、ほとんどが無料ということですから、ニュースポーツの推進のためにもよいことだと思います。

さらなるニュースポーツの推進のための私からの提案、要望なんですが、例えば、ノルディックウォーキングのようにそれを行うに適した場所が限られる場合は、その場所で用具を貸していただければよいのですが、例えば地元の、近所のコミセンとか学校でやりたいという場合、わざわざ総合体育館等に借りに行き、当然、終わったらまた返しに行く。しかも数には限りがあるでしょうから、例えば1つの用具しかない場合、複数のグループで取り合うなんていうこともままあるのではないかというふうに思います。

そこで、用具を備えつけている現在の施設も含めて、追加で各地区コミセンなどにそれぞれ整備し、貸し出しも可能にすれば、先ほど申し上げた市民にとっての負担等も軽減し、それこそが手軽にできるスポーツということにつながると確信しております。もしかすると、各地区で開催される市民運動会等の競技種目になるかもしれません。そういったことも含めて、今後のニュースポーツの環境整備をどのように考えていかれるのかお伺いいたします。

○議長（君嶋寿男君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

先ほどもご答弁申し上げましたとおり、数多くのニュースポーツがある中、現在、地域スポーツクラブ、ひまわりスポーツクラブにおきまして、グラウンドゴルフ、スポーツ吹矢、ソフトバレーボールなど、10種目の教室を行っております。教室の開催に当たりましては、市民が最寄りの会場で参加しやすいよう、総合公園や神崎グラウンド、中央公民館、コミュニティセンターなど、12カ所の会場で行っております。また、静峰ふるさと公園におきましてもグラウンドゴルフやノルディックウォーキングコースを整備し、市民が触れ合う環境を整備しているところでございます。

ニュースポーツにつきましては、気軽に長く続けられ、健康増進につながるスポーツでございますが、新たに始められる方はけがや事故のないよう、ひまわりスポーツクラブ等が行

っております教室等もぜひ体験いただきたいというふうには考えております。

ただいまご質問ありました用具等についてでございますが、こちら用具等の整備貸し出しにつきましては今後、総合公園以外の場所に配備する場合、競技種目や管理方法などの課題もありますので、地区のスポーツ推進員や関係機関と協議しながら、市民が気軽に楽しめるニュースポーツの環境整備のほうに努めていきたいというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） 地区のその整備については、地区のスポーツ推進委員さんや関係機関と協議しながら、環境整備に努めるということですが、今回の提案はスポーツ推進委員さんからの要望でもあります。ですから、反対は間違いなくすることはないと思いますので、いずれ、ただ、とは言っても、今ご答弁のあったように、どの競技種目の、どのぐらい何を準備するのかという問題、どうやってまた管理するのかという問題があることはもちろんだと思いますので、その辺をしっかりと協議をしていただきながら整備をしていただきたいと思いますが、その環境整備に努めてまいりたいというご答弁でございますから、確認なんですけれども、ただいまの答弁は前向きなご答弁というふうに理解してよろしいですか、再度伺います。

○教育部長（高橋秀貴君） 先ほども答弁申し上げましたが、他の施設に配備するという前提のお話でございます。それに当たっては調整が必要ということで、それについて今後協議していきたいというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） わかりました。いずれにしてもよろしく願いいたします。

では、最後の質問事項、まちづくりとひとづくりについてに移ります。

まず、まちづくりの目指すものということなんですが、その前に、まちづくりのまちが市街地の「街」、いわゆる街ですね、市街地の「街」とか町内会の「町」という漢字ではなくひらがななんです。これはなぜひらがななんでしょうか。どなたかおわかりになる方はいらっしゃいますでしょうか。市民生活部長、すみません、お願いします。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（小橋洋司君） お答え申し上げます。

まちにつきましては、行政単位や地理的エリアを想定させる感じのまちとか、「街」のまちですね。その一人一人が夢や希望を持ち、潤いある豊かな生活、安心して営むことができる場所を「まち」は示していると思います。

また、「ひと」につきましては、地域で活躍しまして地域づくりを担う人材という意味を込めてひらがなになっていると、私はちょっとお聞きしております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） わかりました。どなたもご存じの方はいらっしやらないと思って、私は私なりに調べてきたんですが、聞かれるのかもしれないということで、さすが市民生活部長、準備をさせていただいたということだと思います。

これもやはり諸説あるとは思うんですけども、私が見たのは、同じようなことかもしれませんが、都市計画のように行政による特定のまちのハード整備ではなく、人々の暮らしを大切にするという考え方であって、まちの整備を進めるにしても、地域の人と一緒に考えてつくるといった意味合いが込められているとも書かれております。

そこで、その一つとして、地域の安心安全を担保する防犯、防災をはじめとして、依存型から、自立型社会への意識改革が求められると思います。と同時に、私が思うに、それぞれの地域にあるエゴ、言いかえれば壁を越えなければ発展性はないのかなというふうにも思います。これは全くの私見であります。まちづくりとはひとつづくりであって、つまりまちづくりを目指す者はひとつづくり、そのためには人の話を聞けということだというふうに思っています。

私はふだんから全てはひとと申し上げていることはご承知のことと思いますが、よりよいまち、那珂市や地域を築いていくには、ひとつづくりが重要であると考えているわけですが、市ではまちづくりを担うひとつづくりについて、どのように考えているのかお伺いいたします。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（小橋洋司君） お答え申し上げます。

議員のおっしゃるように、地域を担うひとつづくりにつきましては、まちづくり委員会や自治会においても今後の課題となっており、市といたしましても懸念しているところでございます。

まちづくり委員会や自治会におきましては、若い方にも気軽に参加いただけるようさまざまな工夫を凝らして行事や催しを行っており、その中で今後の地域を担う人材の発掘に努めていると聞いてございます。

市といたしましても、引き続きリーダー養成講座を開催し、学習する機会を提供していくことで、まちづくり委員会や自治会など地域で活躍できる人材の育成に努めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） では次に、同じひらがなで書く、今、部長からのご答弁の中にもありましたけれども、まちづくり委員会が各地区にございますが、市はまちづくり委員会の役割というものはどういうものかというふうにお考えでしょうか、お伺いします。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（小橋洋司君） お答え申し上げます。

議員もご承知のとおり、地区まちづくり委員会は区域内の共通課題や個々の自治会だけでは解決が難しい課題への取り組みのほか、区域内の自治会や市民活動団体等との情報交換、自治会と行政との連絡調整等の機能を担っております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） 区域内の共通課題や個々の自治会だけでは解決が難しい課題への取り組みのほか、自治会や市民活動団体等との情報交換、行政と自治会との連絡調整等の機能を担っているとのことでもあります。

ここで重要なのは、機能を担っているという言葉であります。そのような機能、役割があることは私もそのとおりだろうと思いますが、その機能が実際にきちんと作用しているのかということが重要だと思います。そう考えますと、まちづくり委員会には地域のためにもっとやれること、市ではできないこと、自治会単独でもできないことがあると思うのですが、どのようにお考えになりますでしょうか。

○10番（古川洋一君） 市民生活部長。

○市民生活部長（小橋洋司君） お答え申し上げます。

地区まちづくり委員会においては、それぞれの地区の実情に応じたさまざまな事業を実施していただいているところでございます。その一つの例としまして、まちづくり活動参加促進事業の協まち・カフェと同時開催で、各まちづくり委員会が中心となって実施するふれあいまつりなどがございます。

本年度も10月27日土曜日から11月25日日曜日までの間に、全8地区で開催をしまして、どの地区においてもまちづくり委員会、自治会、市民活動団体等が一丸となってイベントを実施し、多くの方にご来場をいただきました。この市とまちづくり委員会等の協働イベントは平成27年度から実施をしておりますが、年々来場者数が増加して大変にぎわいを見せており、この事業も地域活性化の一助となっていると考えております。

そのほかにも、まちづくり委員会においては、自治会等が抱える問題の解決についても取り組んでおり、さらに地域や市とのパイプ役としてもさまざまな役割を果たしていただいているものと認識をしております。

市といたしましても、まちづくり委員会の運営が円滑に進むよう引き続き支援してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） 協まち・カフェと同時開催する各地区のふれあいまつりなどの地域活性化事業のほか、自治会等が抱える問題の解決にも取り組んでおり、さらに地域や市とのパイプ役としてもさまざまな役割を果たしていただいているものと認識しているということ

であります。

ただ、私がこれは思うだけかもしれませんが、ただいまのご答弁は、まちづくり委員会は、解釈のしようによってはですよ、まちづくり委員会は本当に一生懸命やっているんで、市としては最初に答弁されたまちづくり委員会としての機能、役割を十分に果たしていただいでいて、もうこれ以上、市からお願いすることは何もないよというふうに考えているということなのでしょうか。

私も、まちづくり委員会は委員長をはじめとする役員さん、事務局員も含めて、本当によくやってくださっているなど常々感じております。住民自治の名のもと、市からの要請があるたびに、これもやるのと思うこともたびたびですから、十分過ぎるぐらいの役割を果たしていただいているのであれば、私はこれ以上申し上げることはございませんが、本当にそうでしょうか。

市内のある自治会長さんが、今のまちづくり委員会の体制では行事をこなすだけで精いっぱいとおっしゃっています。それが現状ではないでしょうか。市はそれがわかっているから言えないというのが本音ではないでしょうか。

区域内の問題解決にも取り組んでいるとのことですが、どのような問題を解決しているのか、話し合いはしているが、解決にはなかなか至らないことが多いというのが私の感じるところであります。

例えば、自治会加入率の問題がたびたび取り上げられます。加入率を上げるために、それぞれの自治会ではさまざまな涙ぐましい努力をされておりますが、まちづくり委員会としてどうするというにはならず、根本的な解決は市が先導してやるべきだという意見が多数であります。

私が今回申し上げたいのは、現状、つまり現体制ではまちづくり委員会での地域の問題解決には限界があるということでありまして。では、絶対にできないかというところをそうは思いません。まずはひとつづくり、そして新たな組織づくりが必要だというふうに思います。

そこで提案ですが、まちづくり委員会に新たな事業提案ができる人材を増員して、組織づくりができれば、今以上の取り組みができると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（小橋洋司君） お答え申し上げます。

地区まちづくり委員会の役員等につきましては、各地区において適任である方を登用していただいているところでございますので、先ほども申し上げましたように、住みよいまちづくりのためスタッフが一丸となりまして、さまざまな行事や地域の課題解決に取り組んでいただいているところでございます。

議員のおっしゃるように、新たな事業を提案するにはさまざまなアイデアを持った方に加わっていただくのも当然のことであると存じます。市といたしましては、そういった人材を育成することも行政としての役割であることから、地区まちづくり委員会などと連携を図り

ながら、人材の育成に取り組んでまいります。その上でまちづくり委員会が主体的に検討し、新たな人材を登用していただきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） 誤解をされるといけないので、再度申し上げますけれども、現在の人材が適任ではないということではありませんので、そこは誤解のないようお願いいたします。

先ほども申し上げましたとおり、委員長さんをはじめとする役員さん、事務局員さんも本当に一生懸命やっただいております。ただ、現体制では限界があるだろうということでもあります。また、中には区制度の公民館分館としての役割から抜け出せずに、もがいているところもあるというふうに伺っております。それを打破するにはやはりひとつづくり、そして新たな組織づくりが必要ではないかということを提案申し上げているつもりであります。

ただいま新たな人材の登用については、まちづくり委員会が主体的に検討していただきたいというご答弁がございましたが、これはおっしゃるとおりだと思います。私がこの場で市に提案といいますかお願いしたいのは、ただ単に雇用をつくることを提案しているわけではなく、本来のまちづくり委員会の機能を今以上に十分に果たせるものにするための組織づくりとして、まちづくり委員会内で、こんな方がいればもっとできることがあるよね、ぜひこの方をお願いしたいというように、委員会が主体的に検討し、そのような人材を登用しようとなったときに、そのときにそれには人件費というものがなくなってきます。ですから、その支援を市にお願いしたいということでもあります。

もし、それが現役世代の方だとしたらば、ボランティア程度の賃金というわけにはまいりません。その財源についても、各地区の問題として自分たちで解決してくれではかわいそうです。今、即答は求めませんが、ぜひ、そのときには相談に乗っていただきたいというふうに思います。まちづくり委員会の発展は市政にも大きく影響するということを念頭にお考えいただきたいなというふうに思います。

では、最後に審議会等の委員についてお伺いします。

審議会等の委員について、私がこれまで感じてきたことをお伝えいたします。私もPTAの役員などを務めていたことから、充て職として市の審議会や協議会等の委員に選任されたことがございますが、全く内容の違う会であるにもかかわらず、顔ぶれがほとんど同じだなというふうに感じていました。また、なぜ私が充て職としてこの会の構成メンバーになったのかわからなかったこともございます。

例えば、学校の統合問題などを審議する会であるならば、そこにはPTAの代表が充て職としているのも理解できますけれども、〇〇審議会の構成メンバーとしてPTAの代表が必要なのだと思ったこともございます。当然、その分野の専門家でもなく、知識も備えておりませんでしたから、発言もできず、ただ聞いているだけでしたが、後日、旅費はしっかり振り

込まれました。〇〇審議会という言い方をしたのは、何の会だったか覚えていない。充て職になっているみたいだから、とりあえず出席すればいいだね程度の意識しかなかった。お恥ずかしい話ですが、そういうふうに思っていた。また、時にはその団体の代表がかわれば、後任の方が出席してくるといこともございますが、後任の方は前任者からこれまでの話、協議内容をきちんと聞いてきたんだろうかというように思うこともございました。

私は、充て職を否定はいたしませんけれども、充て職に適当な人材か、市内にはほかにいるのではというふうに正直思いました。審議会であれば、市長の諮問機関として審議の結果を答申すると思いますが、発言はしていなくても、市としては保護者代表の意見も聞きましたということになったんだろうと思います。それを思うと、充て職には相当な責任があると、お恥ずかしい話ですが、今になって強く思います。余談であります、議員という立場になってからは、内容がわからないというわけにはいきませんから、勉強もしますので、もういいよと言われるくらい発言はしております。

そのような経験からお聞きいたしますけれども、審議会等委員の構成員は一般的にはどのようなお考えで選考しているのかお伺いいたします。

○議長（君嶋寿男君） 総務部長。

○総務部長（川田俊昭君） お答えいたします。

市では、その趣旨や目的により、さまざまな審議会や委員会を設置しております。それらの構成メンバーにつきましては、その会議の内容により関連するさまざまな方を選任してお願いをしているところでございます。

選任の方法といたしましては、専門家など個人を特定して選任をする場合、また、特定の団体の代表者、例えば会長などを、役職を特定して充て職として選任する場合、あるいは条件に合致する人を公募する場合などさまざまでございます。

それらの審議会や委員会のメンバーの選任方法につきましては、特別な定めはございませんが、可能な範囲内で市民の市政への参画促進や広く人材を求めるために委員を公募すること、また男女共同参画プランにより、女性委員の登用をすることなど、行財政改革大綱を推進しながら、幅広い人材の掘り起こしをしているところでございます。

参考でございますが、行財政改革の実施状況といたしましては、平成29年度の公募人数は29人、全体でいいますと5.5%。また、29年度の女性委員の登用につきましては136名ということで、全体で26.8%になってございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） 構成のメンバーの選任につきましては、そういうことなんじゃないかな。そういう方法しかないんだと思います。

ただ、あえてお願いするとすれば、やはり充て職とする団体を特定する場合は、本当にその団体が適任なのかはよく検討していただきたいということになります。ただ大事なことは、

どういう団体かというよりも、やはりどういう人なのかということのほうが大事だと思いますから、適任だと思った団体の、失礼な言い方ですが、その長がはずれだったり、逆にちょっと無縁とも思える団体の長を充て職にしてしまったけれども、ふたを開けてみたら大正解だったというようなことも、可能性としてはあると思います。その場合は、その方は、次回はまた機会がありましたら、今度は団体としての充て職ではなく、ぜひ公募で、個人でご参加いただきたいというようなお願いをしてもいいのかなというふうに思います。それが人材発掘につながることでございますから、先ほども申し上げましたけれども、充て職を全否定するつもりはございませんが、安易には考えないでいただきたいということだけ申し上げておきたいと思います。

また、市民の市政の参画促進や広く人材を求めるために委員を公募することも結構なことです。ご答弁にもございました女性委員の登用もそうですけれども、幅広い年齢層の方、特に若い方の登用も必要だと思います。若い方でも、学生さんであっても、市政に興味をお持ちの方は間違いなくおります。

公募したが、応募がなかったからということも多々あると思いますが、応募がなかったんだから仕方がないではなく、その方々がその場に出ていくことをちゅうちょしていることも十分に考えられることから、市の職員は日ごろからアンテナを高くして、担当する審議会等の構成メンバーとしての適任者や幅広い人材を探し出して、その場に導いてあげるということも必要ではないかなというふうに思います。我々議員も含めて、一人一人のその努力がひとつづくりや那珂市をよりよいまちにすることにつながると確信をいたしております。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（君嶋寿男君） 以上で、通告3番、古川洋一議員の質問を終わります。

暫時休憩をいたします。再開を13時55分といたします。

休憩 午後 1時44分

再開 午後 1時55分

○議長（君嶋寿男君） 再開いたします。

◇ 寺 門 厚 君

○議長（君嶋寿男君） 通告4番、寺門厚議員。

質問事項 1. 児童生徒の安全・安心の確保について。2. 高齢者福祉について。3. 消防団活動について。

寺門 厚議員、登壇願います。

寺門 厚議員。

〔6番 寺門 厚君 登壇〕

○6番（寺門 厚君） 議席番号6番、寺門 厚でございます。

通告に従いまして、一般質問をいたします。

最初に、児童生徒の安全・安心の確保についてであります。

今回の児童生徒の安全・安心の確保につきましては、小中学校災害等緊急時の連絡体制について確認をいたします。

9月末から10月1日に日本列島を縦断した非常に強い勢力で猛烈な雨と防風を伴いました台風24号は、本市に最接近する10月1日0時ごろから未明にかけ、関東北部を通過する際、9月28日になりますが、月曜日、10月1日の登校について通常どおりの登校との決定がありながら、1校だけ児童保護者にその連絡がされなかったところがありました。このようなことでは、災害等の緊急時の連絡体制が十分とはいいがたく、児童生徒や保護者の安全・安心の確保をするどころか、かえって不安を増長増大させることとなってしまいました。

今回は、台風24号のような災害等の緊急時の連絡体制がどうだったのかを検証し、再発防止策を講じて児童生徒の安全・安心の確保ができる連絡体制を構築していただきたく質問をいたします。

台風24号の接近通過時の災害想定時、本市の小中学校への対応はどうだったのか、まずはこれは通常の体制を確認しますけれども、緊急災害想定時の児童生徒や保護者への連絡体制はどのようになっていますか伺います。

○議長（君嶋寿男君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

災害等への対応の連絡につきましては、児童生徒の在校時は文書の配布や連絡帳による周知、下校後や休日の場合には緊急メール等により周知をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） わかりました。

では、台風24号が関東地方を接近、通過するときに、休み中及び通過時、あるいは通過後、これは10月1日になりますけれども、児童生徒の登校についてどうするかということについては、この態度決定はいつ、どういう会議体で決めたんですか、お聞きします。

○議長（君嶋寿男君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

ご質問のありました先般の台風時の対応でございますが、9月28日金曜日に台風24号の進路予報や近隣自治体の判断を踏まえまして、学校長会長とも情報を共有しながら、教育長、私ですね、教育部長、学校教育課長、指導室長が協議し、午後2時に月曜日の登校は通常ど

おりということで決定いたしました。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） では、決定をしたこの会議体名、会議名称というんですか、これはどういうものですか、伺います。

○議長（君嶋寿男君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

特に名称を持った会議体ではございません。先ほど申し上げましたメンバーでの協議で決定しております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） こういった緊急重要時の意思決定というのは、教育長、教育部長、学校教育課長、指導室長と、この4者で決定するという規約になっているんですか、それはどうですか。

○議長（君嶋寿男君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

特に規約等はありませんが、そういった名称を持った会議ではございませんが、天候等の変化によって、今回は深夜、早朝等に連絡をとり合い、決定するケースもございますので、そうした事態に、臨機応変に対応するための協議形態ということとなっております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） わかりました。

では、この態度決定には近隣自治体の判断を踏まえたというふうに答弁されていますが、どこのどういう判断を参考にされたんでしょうか伺います。

○議長（君嶋寿男君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

本市の判断の参考といたしましたのは、隣接の水戸市、東海村で、既に午前中には通常どおりと決定されておりました。そのほか、参考ですが、ひたちなか市でも本市と同様に28日の午後に通常どおりと決定しております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） 3市、3自治体を参考にしたということですが、次、連絡された内容の確認ですけれども、その前に、連絡のタイミングということで、その決定した後の連絡はいつ、どこへ、どのようにしたのか伺います。

○議長（君嶋寿男君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答え申し上げます。

9月28日の午後2時に態度決定をした後に通知文書を作成し、学校長会長、教育長の了解を得た上で、午後3時前に各小中学校へファクスにて通知をいたしました。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） 3時前の連絡というと、小学校低学年はもう既に下校時刻と重なります。態度決定は近隣自治体を見習って、もう少し早いタイミングでの決定をして連絡すべきではないかというふうに思いますので、今後は十分な配慮を心がけてほしいと思います。

次に、連絡内容の確認ですが、午後3時前に各小学校へファクスで連絡していますが、どういふ文面だったのか、発信人は教育長名で連絡したのかどうか伺います。

○議長（君嶋寿男君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答え申し上げます。

連絡しましたファクスの内容でございますが、原文のまま申し上げますと、台風24号は現在の進路予想によりますと、30日の夜に最接近し、1日の朝方には東北地方へ抜けると思われます。したがって、1日、月曜日は通常どおりの登校といたします。ただし、今後の予報の変化により、登校に影響する可能性が出てきた場合には、登校時間をおくらせるなどの対応をとりたいと思います。その場合、30日、日曜日ですね、の15時に態度決定をして、校長会の連絡網等により連絡させていただきますので、各校におきましては保護者への緊急連絡等の対応をお願いいたします。影響がない場合には連絡はいたしませんというものでございます。

こちらは教育長名ではなく、学校教育課からの各校長宛ての連絡ということで行っております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） 答弁の中に、30日の15時までに変化がなく、影響が出なければ連絡はしないということになってはいますが、これは30日の15時に態度決定の会議は、これは行われたんですか。

○議長（君嶋寿男君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） 30日の15時でございますが、こちらにつきましては天気予報と状況を見まして、内部的に連絡をとり合ひまして、影響がないだろうということで、通常の、さっきの通知どおりのことということで決定しております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） やはり電話で連絡をとりながら決定をしたということですので、決定事項については、こういう緊急時の場合は連絡が必要になるんじゃないかなというふう

に考えますので、ぜひとも、今後については配慮をいただきたいなというふうに思います。

児童生徒及び保護者への連絡は、いつ、どこへ、どのようにされましたか。

○議長（君嶋寿男君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

各学校では、学校教育課からの通知を受けまして、児童生徒及び保護者へ連絡をしております。連絡方法につきましては、児童生徒が下校前であれば口頭での連絡や連絡帳への記載による連絡、そのほか学校が文書を作成しての配布、緊急メールの配信などにより保護者への通知を行っております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） 午後3時前のファクス通知ですから、児童生徒の下校時刻と重なっており、タイミング的に間に合ったのでしょうか。各小中学校から児童生徒への連絡は口頭なのか、連絡帳なのか、作成した学校文書なのか、緊急メール送信なのか、それぞれ何校ずつあったのか伺います。

○議長（君嶋寿男君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答え申し上げます。

正確なファクス送付の時間でございますが、午後3時10分ぐらい前で行ってまいりました。小学校の下校に間に合うかどうかぎりぎりの時間であったかとは思いますが、学校から児童生徒への連絡でございますが、口頭での連絡、これには連絡帳へ児童が記入していく場合も含めませんが、8校、緊急メールが4校、文書配布と緊急メールの両方が1校ということで、計13校は連絡をしております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） 冒頭申し上げましたが、こういふことで、連絡は各小中学校にされております。ところが、各学校に届いた月曜日は通常どおり登校の連絡が児童保護者に連絡されていないところが1校あったことは大変残念であります。

では、市内全ての小中学校ではなく、1校だけ連絡がされていないのはなぜなんですか。

○議長（君嶋寿男君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答え申し上げます。

確かに連絡がなされていなかった学校があったことは、大変申しわけなく思っております。学校教育課では、教育委員会の決定、連絡事項は、当然、学校を通して児童生徒及び保護者へ通知されるものとの認識のもと、これまで事後の確認までは行っておりませんでした。しかしながら、今回は特に通常どおり登校という決定内容であったため、このような事態が発生してしまったものと考えております。この件につきましては、重ねておわび申し上げます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） 教育委員会の決定、連絡事項は、学校を通して児童保護者に当然通知されるものと、なので事後の完了確認はしなかったということでございますけれども、これでは情報の発信人である学校教育課、こちらは連絡ファクスを流しておしまい、あとは知りませんと言っているように聞こえてなりません。

目的は情報を伝え、児童生徒の安全・安心を確保することではないのか。特に、今回の非常に強い勢力の台風24号の対応は、災害想定の特異な配慮が必要だったのではないのでしょうか。早急に改めていただき、こういうことが繰り返されないように、災害等緊急時の連絡は各小中学校から児童生徒、保護者への連絡がされたかどうか、事後の確認体制をとること、また早目に連絡することを先月、10月2日に私は教育課のほうに要望しておりますが、これは改善されるのでしょうか伺います。

○議長（君嶋寿男君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、緊急時の連絡は非常に重要なところでございますので、先月の校長会の際に改めて、各校の校長に連絡の徹底について指示をしたところでございます。

さらに、早目の連絡につきましても、台風など進路予報が変化するのは見きわめが難しいところではありますが、可能な限り早目の態度決定に努めてまいりたいというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） 校長会で連絡の徹底を図り、迅速な態度決定に努めていくということなので、しっかりと実践していただきたいと思います。あわせて、連絡完了確認、これもしっかりと実施していただきますようお願いしたいと思います。

それから、台風24号の通過後、10月1日の当日の月曜日の朝になるわけですがけれども、保護者の方々は、学校から通常どおり登校なのかどうか何の連絡もない、どうしちゃったのかなということ、さらに、保護者同士で登校班を確認をしたり、他校の様子やら近隣を確認したようでございます。近隣を確認した保護者に聞きますと、水戸市においては月曜日は10時登校、常陸大宮市は、月曜日は通常どおり登校、注意して登校してくださいとの連絡があったということでございます。この那珂市との対応の違いは何なんだということも聞きました。それから、当日早朝でも、通常どおり登校のメール送信があってもいいよねという声も多く聞きました。

そこで、台風通過後の登校に際して、児童生徒保護者宛てに、倒木や木の枝の垂れ下がりなど障害物等もあるかもしれませんので、十分気をつけて登校してください等の、これぐらいのメール連絡は当日、朝でもできたと思うんですが、これ、何でやらなかったんですか、

伺います。

○議長（君嶋寿男君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） 議員ご指摘のとおり、今回の台風24号でございますが、非常に勢力が強く、県内でも暴風による被害が発生いたしました。児童生徒の登校時間は市内においても、確かに倒木や飛ばされたもの、壊れかけのものなどが見受けられましたので、各家庭での子供への注意喚起に任せるのみでなく、学校から今回は保護者宛ての注意喚起をすべきケースであったと考えております。

今後は台風や積雪など、通学路の状況に応じて、登校前に注意喚起するなどの対応をしてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） やはり児童生徒の安全・安心を確保するためにも、危機感と児童生徒へのさらに深い思いやりを持って、連絡対応を十分していただきたいなというふうに思います。

今まで各項目を見てきましたけれども、今回の連絡されなかった原因は、月曜日の登校は通常どおりとの決定連絡が学校関係者だけでとどまり、児童生徒保護者への連絡指示がないということで、そのままとどまってしまった。情報は受け手側、これは児童生徒、保護者ですけれども、理解して初めて生きるわけで、つまりみずからも安全が確保でき、安心が醸成されるということにつながるわけです。こういった意識が危機意識とともに欠落していたのではないかと私は思います。

そこで、先ほども改善要望しましたけれども、もう一点改善していただきたいことは、緊急連絡時、連絡体制については、何もなければ連絡しないというルールになっているようですけれども、決定事項を確実に、速やかに知らせる体制へ変更するよう改善を提案しますけれども、いかがですか。

○議長（君嶋寿男君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

現在の連絡体制におきましても、何もなければ連絡しないということではありませんが、今回、連絡漏れが生じてしまったことは事実でございます。今後は議員ご指摘のとおり、決定された事項につきましては、確実に、そして速やかにきちんと児童生徒及び保護者へ連絡が行き届くように毎回指示を出していくなど、改善してまいりたいというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） 改善された事項をしっかりと実行していただきたいと思います。よろしく願いいたします。

次に、小中学校校舎建てかえについてであります。

先日の小中一貫教育の日に各学園で、1年生から6年生、それと7年生から9年生との交流会が開催されました。私は地元の緑桜学園那珂三中へお邪魔して、交流活動を拝見しました。それぞれのテーマで皆さん活発に交流をされていて、本当によかったなというふうに思っております。

その折、校舎内をくまなく歩いたわけですが、雨漏りがしておりまして、バケツで受ける対策がしてありました。これは3階の踊り場です、踊り場というか階段のところです。校舎を見ますと、壁の塗装が剥がれ、しみ、ひびなど室内外に老朽化が目立ちました。これでは生徒への学習環境として、安全・安心が十分に確保されているとは到底思えませんでした。

まず、三中の3階部分の雨漏り、この修理はいつごろになるのか伺います。

○議長（君嶋寿男君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

三中校舎につきましては、これまでも雨漏りが数カ所発生しており、昨年度は3カ所ほどの雨漏り修繕を行っているところでございます。

また、今回ご指摘の箇所につきましても学校から連絡を受けまして、一度業者に点検、確認を依頼しておりましたが、実際に雨漏りが発生したときに再度確認が必要であったため、機会をうかがっておりましたが、一旦状態が落ち着いており、様子見の状態となっていたところでございます。再度発生した際には確認して、修繕に取りかかれるよう準備はしているところでございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） 10月から余り雨は降っていないので、予定はもっともとおくれるような気もしないでもないんですが、ぜひ、生徒たちの学習及び生活環境にいい影響は与えませんが、早目に修繕をお願いしたいと思います。

次に、先ほど校舎が大分傷んでいる、老朽化しているなという話をしましたけれども、本市の小学校、中学校校舎の築年数はどれぐらいですか、伺います。

○議長（君嶋寿男君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

古いものは昭和40年代に建設されておりますので、築50年は経過している校舎も一部ございますが、多くは築30年から50年の間となっております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） 本市には小中学校、合わせて13校あります。本市の公共施設に占める割合、建物の割合でいいますと、半分以上は学校の建築物に、校舎になります。ということ

は、今お話がありましたように、30年から50年と、この中に13校あるわけで、当然、集中して修理が今後も発生するのではないかというふうに思います。

では、修理やこの維持管理はどのように進めていくのか伺います。

○議長（君嶋寿男君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

築年数が相当経過している校舎につきましては、建物本体や附属設備等のふぐあいや故障の発生が多くなっているのは事実でございます。その都度、修繕での現状維持や計画的な大規模改修等での長寿命化を図ってまいりたいとは考えております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） 都度修理と計画的な大規模修理等での長寿命化を図っていくということですが、30年から50年という築年数が集中しているということは、当然修理時期も集中化が考えられるわけで、できるだけこの集中化を避けて修理期間や費用の平準化を図って進めてほしいなというふうに思います。

では、いずれにしても補修ばかりはしておられませんので、いずれ校舎の建てかえ等は必要になると思います。これについては、今後どのように考えているのか伺います。

○議長（君嶋寿男君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

現在、市で策定しております公共施設等マネジメント計画では、適正配置による総量削減の推進や長寿命化の推進を基本的な方針としているところでございます。学校施設におきましても、その方針に従いまして考えていくこととなりますので、定期的な点検や診断、計画的な修繕を実施し、まずは現施設の長寿命化を図ってまいりたいというふうには考えております。

しかしながら、ご指摘のとおり、いずれ建てかえをすべき時期が到来しますので、将来的でございますが、今後の少子化傾向を踏まえ、地区ごとの人口推計や施設の総量削減部分などを考慮した学校の統廃合や小中一貫校の建設なども視野に入れ、検討する時期が来るのではないかというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） 少子化による小学校の統廃合や、小中一貫教育の進め方、また、災害時の避難所としての機能強化など、公共施設マネジメント計画の中に入れて、しっかりと検討していただくことをお願いしたいと思います。

たしか公共施設マネジメント計画って50年先を想定して、今から計画を練るという話だったと思いますので、しっかりと進めていただきたいなというふうに思います。

最後の質問になりますが、今回、災害等緊急時の連絡体制や校舎の老朽化に対する事例に

ついて、児童生徒の安全・安心の確保についてお聞きしてきましたが、最後に教育長の見解をお聞かせいただけますか、お願いします。

○議長（君嶋寿男君） 教育長。

○教育長（大縄久雄君） 今回、議員からご指摘がありました点、災害時の連絡が行き届いていなかった点につきましては、私といたしましても非常に遺憾に思っております。先ほど教育部長の答弁でも申し上げましたが、今後は確実に指示、連絡が伝達されるよう各校長へも改めて指示をしたところでございます。

また、校舎の老朽化につきましては、現時点ですぐに統廃合や、あるいは小中一貫校の新設ということは難しいと考えておりますので、今後も当面は修繕や長寿命化を図り、児童生徒が安全に、そして安心して生活ができるよう学校環境を整えてまいりたい、このように考えております。

以上です。

○議長（君嶋寿男君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） わかりました。ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

以上で、この項の質問を終わります。

2番目の質問は、高齢者福祉についてでございますが、ひとり暮らし高齢者の安心安全確保についてということで質問をさせていただきます。

ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム、これを用いている、現行、今は本市で事業はされておりますけれども、残念ながらこれを使っていなかった方が今年の2月、私の地元ですけれども、お隣近所の見守りがあったにもかかわらず、ひとり暮らししておりまして、亡くなってから3日後に発見された例がありました。何とも痛ましい事態が起こってしまいました。今後、このような事態が起きないようにするために、ひとり暮らし高齢者の安否確認等の事業について、再度確認をしておく必要があると考え、ひとり暮らし高齢者の安心安全の確保についてお聞きします。

まず最初ですけれども、今、申し上げましたひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業、直接通報装置とペンダント型発信機の対応ですけれども、これを今はやっておりますが、対象者は何人で、利用者数はどれぐらいいるのか、また緊急出動回数はどれぐらいあったのか伺います。

○議長（君嶋寿男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（加藤裕一君） お答えいたします。

ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業は、75歳以上のひとり暮らし高齢者及び65歳以上で要支援もしくは要介護認定を受けている高齢者のみの世帯を対象としているところでございます。

65歳以上のひとり暮らし高齢者台帳の対象者人数は、平成30年11月現在1,220人となっております。そのうち75歳以上のひとり暮らし高齢者は726人となっております。また、当該シス

テム利用者は平成30年11月現在206人となっており、平成29年度における当該システムによる消防本部の出動件数は14件となっております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） 1,220人中726人対象者、ひとり暮らしの方がいらっしゃるということで、実際に使っている方は206名という、1,200人でいえば2割の方が利用されているということになると思うんですが、やはりまだまだ少ないというふうに思います。これはたしか有償だと聞いておりますので、それで少ない気もするんですけども、ちなみに利用料はいくらぐらいなのか伺います。

○議長（君嶋寿男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（加藤裕一君） お答えいたします。

ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業につきましては、ご自宅に設置する緊急通報装置の費用につきまして、所得に応じて最大半額を利用者負担として負担していただいているところでございます。その負担額の額につきましては、生計中心者の市民税所得割額に応じておりまして、4階層に分かれておりまして、緊急通報システムとあわせて火災警報器連動工事を行う場合ですと、非課税世帯である第1階層はゼロ円、6万円未満の世帯である第2階層は1万867円、6万円以上12万円未満の世帯である第3階層は2万1,735円、12万円以上の世帯である第4階層は4万3,470円となっております。

なお、保守点検費用につきましては、市が負担しておりますので、そのほかの利用者が負担するという費用につきましては、電話の通話料と月50円程度の緊急通報装置の電気料となっております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） 火災警報器連動工事、これも含んでの料金体系ということですので、割安感はあるんですが、なおかつ市のほうでも半分補助しているということですので、実際にはゼロ円から最大4万3,470円までの差が、幅があるわけで、もう少し考慮いただければありがたいなというふうに思います。

しかしながら、この緊急通報装置が使えない場合も想定されますが、何か対応策はありますか。

○議長（君嶋寿男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（加藤裕一君） お答えいたします。

緊急通報システムが使えない場合の想定ということでございますが、ひとり暮らし高齢者の場合、例えば寝室での就寝時や入浴、トイレ等において当該システムの緊急通報装置本体から離れて生活されている中で、疾病等による異常が生じることが想定されるかと思えます。そのために議員がおっしゃられましたように、市では利用者の身につけられるようなペンダ

ント型の通報装置もあわせて対応しているところがございます。こちらにつきましても、通報、通信範囲が本体から20メートル程度でございますので、利用範囲にも限りがあるというようなことでございます。

議員ご指摘のような悲しい出来事をできるだけ減らすべく、緊急通報システムに加えまして、社会福祉協議会で進めているあん・しん・ねっと事業や民生委員、見守り協力事業者等の見守り活動を重ね合わせることで、地域包括システムの拡充とともに、今後とも取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） 機器だけに頼るのではなく、やはり隣近所やあん・しん・ねっと事業、民生委員、あるいは見守り協力事業所さん等の見守り活動、これがやっぱり大事だよということで、これを複合させていくということですよ。やはりこういった活動をもっともっと広めていっていただきたいなというふうに思います。

では、この見守り活動を担う社協事業のあん・しん・ねっと事業について、内容と実績についてお伺いします。

○議長（君嶋寿男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（加藤裕一君） お答えいたします。

社会福祉協議会におけるあん・しん・ねっと事業は、ご近所づきあいを基本とした住民同士の見守り活動を行う事業となっております。具体的には、ご近所のつながりを登録することにより、ひとり暮らし高齢者、障害者、難病患者等、日常の見守りを必要とする方にとっては、ふだんどおりのつきあいの中で、何かがあった際にご近所の方から社会福祉協議会や民生委員、市などに連絡が入り、速やかな対応が受けられるようにするもので、安心して地域で暮らせる地域づくりを進めるものでございます。

このあん・しん・ねっと事業の平成30年3月末での見守りを必要とする登録者数は443人、またその登録者の見守りに協力していただける地域支援者数は、延べ836人と聞いております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） 見守りが必要な方が443人登録されておまして、地域支援者数は延べ836人ということでございますので、1人当たり、見守りが必要な方については、2人協力している方がいるというような単純計算になりますけれども、最近、ご近所のおつき合いがだんだん希薄になっておりますので、このあん・しん・ねっと事業を周知していくことで、地域支援者をもっとふやすことが見守りを必要とされる方の安心につながりますので、ぜひ地域支援者の方をふやす努力をお願いしたいと思います。

次に、民生委員との連携、ひとり暮らし高齢者の見守り活動については、具体的にどうい

う対応をしているのか伺います。

○議長（君嶋寿男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（加藤裕一君） お答えいたします。

各地域の民生委員の方々には、ひとり暮らし高齢者台帳を作成し、見守り活動等のご協力をいただいているところでございます。協力内容につきましては、対象高齢者の状況に頻度は変わってまいります。地域のひとり暮らし高齢者等を訪問することによる安否確認はもとより、市のひとり暮らし高齢者緊急通報システムや、社協のあん・しん・ねっと事業など、各種福祉サービスの周知活動も担っていただいております。

なお、ひとり暮らし高齢者等に問題があった場合には、速やかに市や地域包括センターに連絡していただくということになっております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） ひとり暮らし高齢者台帳作成や、各種福祉サービス事業周知など、何かとお忙しい民生委員さんには大変かと思っておりますけれども、できれば訪問頻度を上げて、見守りにご協力をいただければなというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

次に、見守り協力事業所との連携ですが、平成29年10月までに29事業所と見守り活動締結協力協定を結んでおりますけれども、その後、事業者数はふえているのでしょうか、また、具体的な対応はどのようなものか伺います。

○議長（君嶋寿男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（加藤裕一君） お答えいたします。

見守り協力事業者につきましては、昨年度、日本郵便株式会社における那珂市内郵便局が加わりまして、30事業者と協定を締結しております。具体的な対応につきましては、事業者みずからの業務を通じて、子供、高齢者、障害者等がいる世帯で何か不審なことに気がついたときに、介護長寿課へ連絡していただき、介護長寿課から地域包括支援センターなどの関連部署につなぐシステムということになっております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） 各事業者さんのできる範囲での見守り活動にベストを尽くされているということで、感謝を申し上げます。そして、これからも継続と新たな協力事業者さんの参加を期待したいと思います。

今まで、この見守りについていろいろと見てきましたけれども、やはりひとり暮らし高齢者の方には各いろいろな方が見守っていただけるんですが、当然、空白日というのが出てきます。週にどれだけの方が協力されているのか、その見守りが全くないゼロの日ってどれぐらいあるのかなどを調査した上で、できるだけこの見守り空白日をなくす方策を検討いただき

たいのですが、いかがでしょうか、伺います。

○議長（君嶋寿男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（加藤裕一君） お答えいたします。

ひとり暮らし高齢者につきましては、民生委員の協力により、ひとり暮らし高齢者台帳を作成して、各種見守り活動等を行っているところでございます。台帳登録者のうち、介護保険サービスを受けていないことから、担当するケアマネジャーがいないという方につきましては、地域包括支援センターの担当職員が訪問し、実態把握調査を行っております。この調査の中で、友人、近所等の交流や相談相手の有無、趣味の有無などの社会活動についても聞き取り調査を行っております。引き続き当該調査の中でサービスの利用状況も含め、社会活動やさまざまなことを聞き取ることで、できるだけ見守りの日が多くなるよう促進してまいりたいと思っております。

こうした取り組みを進めるとともに、多様な主体と連携することで、自助、共助、公助による地域包括ケアの拡充に引き続き取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） 今、答弁ありましたように、ひとり暮らし高齢者の全体がわかる方というのは、担当ケアマネジャーになるかと思えます。ですので、個人情報取り扱いには十分配慮をいただいて、見守り活動及びその全体の見守りについても推進をお願いしたいと思えます。その結果、見守りの空白日が少なくなることを期待したいと思えます。

毎日の見守り活動の具体的な提案としまして、ひとり暮らし高齢者の安否確認策として、あんしん毎日コール事業、これは仮称ですが、展開してはどうでしょうか。これは1日1回電話にて安否確認をお元気な高齢者に行っていただく事業です。福祉貢献ポイント制度等も設置をして活用してはいかがでしょうか、伺います。

○議長（君嶋寿男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（加藤裕一君） お答えいたします。

議員ご提案のあんしん毎日コール事業としての安否確認につきましては、大子町社会福祉協議会におきまして、週1回、ボランティアの協力を得て安心コール事業を行っているところでございます。また一方で、郵便局で行っているみまもりサービスや警備会社など民間事業所では、毎日行うものも含め、多様なサービスメニューが展開されてきております。今後の需要等を踏まえると、多様化するひとり暮らし高齢者のニーズに合わせたきめ細やかなサービスが今後とも民間事業所等広がっていくことが予想されます。

今後、2025年問題と言われるように、社会保障の大幅な伸びが見込まれる中で、行政と民間とでうまく役割分担を担っていく必要があると考えております。現時点では、緊急通報システムの活用や民生委員や地域包括支援センターなどの関係機関と連携して取り組んでまいりたいと考えております。

また、福祉貢献ポイント制度、いわゆる介護ボランティア制度かと思いますが、こちらにつきましても、平成29年度から介護保険制度の改正により、新しく総合事業が開始するなど、今後ますます複雑化していく中で、新たな介護サービスの創出とこのポイント還元がどのようにリンクできるかなど、まだまだ不明な部分が多いことから、現時点では難しいと考えておりますが、ほかの自治体の取り組み状況を見守りながら、引き続き注視してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） 今後、高齢者福祉にかかるコストというのはふえるばかりでございますし、その財源も大変年々厳しくなっているわけで、これは今後とも続くこととなります。そういうことも考えますと、やはり他自治体の取り組みをぜひ参考にさせていただいて、コストはできるだけかからないボランティアポイント制度の導入をぜひとも、一度検討していただくことを要望したいと思います。答えは後ほどで結構でございます。

次に、今、テレビや新聞でも話題になっております終活についてお聞きしたいと思います。

前回の定例会で木野議員からも質問がありましたけれども、終活については、もう既に皆さんご承知のとおりだと思いますので、本市ではどのように考えているのか再度伺います。

○議長（君嶋寿男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（加藤裕一君） お答えいたします。

市としましては、高齢者が将来不安なく生き生きと暮らしていただきたいとは考えております。議員ご指摘のように、今後、将来に不安を覚える高齢者もふえていることが予想されますので、まずは本人及び家族でよく話し合ってくださいいただくことが大切かと思っております。それにあわせて、地域包括支援センターを中心に、民生委員や医療、介護の専門職、各種ボランティア、地域住民の連携による地域包括システムの拡充の中で、引き続き相談支援等に組み込んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） 終活については、今、答弁にありましたように、本人及び家族でよく話し合うことが大事だということですが、これは私も2年前、3年前ですか、父を亡くしておりますので、これは2人、義理の父も一度に2人なくしましたから、よく話し合うというのはなかなかできませんで、直接なかなか機会も、どう言ったらいいんだろうかという、大変難しいなというふうに思ったのを今思い出しました。

ということで、家族から本人への話しかけるきっかけづくりがやっぱり必要になってくるんだろうと思います。これは肉親、親戚じゃなくて、やっぱり第三者の方から言っていただくのが一番いいのかなというふうに思っております。ということで、第三者といいますと、民生委員さんやケアマネさん、あるいは市職員の方というふうになるんですけども、やっ

ぱりこういう方々の協力が必要になります。

既に終活についてはエンディングノートというツールを利用している自治体も、栃木市、厚木市、あるいは北本市など、最近はだんだんふえてまいりました。さらに、その先、事業化している自治体も、エンディングプランサポート事業ということで、これはお墓をどこにするだとか、葬儀のほうはどうするんだということまでしっかり確認をして進めるという事業ですけれども、こちらでも大和市、千葉市、横須賀市などが上げられております。

前回は木野議員からも出ておりましたが、このエンディングノートの周知と利用をPRしてくれという提案があったと思います。その後、本市でも周知活動をされていると思いますが、状況をちょっと地域包括さんに確認しましたところ、まだまだ終活という言葉さえ認知度が低いんだよということ、ましてエンディングノートの認知度も知られていませんよと、低い状態であるということです。それから、エンディングノートについては、民生委員さんには話をしたけれども、実際に書き方はやっぱり難しいということ、それから、実際にノートの使用例はないということでありまして、包括支援センターさんでもまだ使用例はないということでした。

やはり現状では、もっともっと周知をしていくことが非常に大切なことだというふうに思っていますので、さらなるエンディングノートの利用をどんどん推進してはいかがか伺います。

○議長（君嶋寿男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（加藤裕一君） お答えいたします。

ただいま議員ご指摘のとおり、なかなか広まっていないというのも事実かというふうには思っておりますが、エンディングノートにつきましては、高齢者の増加を見据えて、さきのNHKをはじめとして、各種メディアでも取り上げられており、市民にとっても徐々にではございますが、認知度は上がってきているのではないかというふうには思っているところでございます。

本市におきましては、県央地域定住自立圏構想に基づき、水戸市など県央地域の9市町村が連携しまして、県央地域成年後見支援事業の中でエンディングノートを作成し、昨年、平成29年度に開催しました「成年後見制度市民学習会 in 那珂」において、参加された民生委員や市内障害者関係団体をはじめとして、市民の皆様へ配布するなど、周知に努めてきております。

今後とも、エンディングノートを地域包括支援センターや民生委員、ケアマネジャー等の相談者に配布しているところから、終活等に係る相談時にエンディングノートの活用を促進するとともに、引き続き高齢者に寄り添った対応に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） こちらは、今、答弁にもありました県央地域定住圏でつくったエンディングノートでございます。中を見ますと、14項目書くことがありまして、ページ数がそれ

だけ、21ページですか。中を見ますと、まずは書けるところから書き始めてみませんかというふうにあります。実際、私も一応高齢者に入っておりますので、書いてみようかなと思ってあけて書き始めたんですけども、これはなかなか書けませんね、やっぱり。ということで、すらすらと書ける方は非常に少ないんじゃないかというふうに思います。この辺も先ほど、地域包括センター、あるいは民生委員さんが相談に乗ってくれるというふうにお話がありましたので、ぜひとも民生委員さんやケアマネさんが相談に乗りながら、少しずつ書き進められるよう支援いただければありがたいなというふうに思います。

それから、周知徹底が非常に大事だよということです。これについては、やはり市民向け出前講座をもっと回数をふやしてほしいなというふうに思います。そして、あるいは介護保険、被保険者証配付対象者、こちらへの保険証配付時に説明をしていただくのもかなり有効だなというふうに思いますので、ぜひ実施してほしいなというふうに思います。

今後、このようなエンディングノートの活用が進んでいった先に、先ほど申し上げましたエンディングプランサポート事業（終活情報登録伝達事業）の展開をしていってはいかがでしょうか、伺います。

○議長（君嶋寿男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（加藤裕一君） お答えいたします。

エンディングプランサポート事業につきましては、横須賀市が平成27年度から開始しまして、平成30年度からはその中で終活情報登録伝達事業に取り組み、全国に注目されている事業となっております。このようなことから、本市におきましても今年の6月に担当職員を視察に派遣しまして、情報の収集に努めているところです。横須賀市におきましては、主にひとり暮らしで低所得者の方の尊厳を守るため、地域や民間事業所と連携し、終活を支援しているところでございます。また、その背景としましては、都市部で特に問題となっている引き取り手のない遺骨がふえているということも聞いております。

一方で、都市部に比べて、本市の場合になります、ひとり暮らし高齢者においてお亡くなりになる方は確かにふえていることはありますが、ご親族のご協力等によりまして、埋葬されているということも事実でございます。

今後の対応としましては、議員よりご提案いただきましたエンディングノートの活用や、ご自身であらかじめ任意後見人を決めることができる成年後見人制度もございますので、このような制度内容を周知し、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） 横須賀市のエンディングプランサポート事業を視察研修されてきたということでございますので、ぜひとも今後、そういう機会が必ず近々に訪れるというふうに思いますので、生かして、那珂市に合った事業を、展開のほうを進めていただきたいなというふうに思います。

以上で、この項の質問を終わります。

最後の質問になりますが、消防団活動についてであります。ちょっと時間も押し迫ってまいりましたので、消防団活動につきましては市民の生命、財産を守る、大変重要な活動になっていただいております。ところが、最近は団員の高齢化や後任がなかなか見つからず、退団できない、若い人には危険が伴う消火活動が敬遠されており、会社や事業所での理解が得られないなどの理由で、消防団員の確保が難しい状況にあります。

このような状況の中、消防団OBの再任用等が打開策として上げられております。しかし、将来的にも高齢化が進む中では団員の確保が厳しく、何とか打開策として、定年者の活用によるシニア消防団、60歳から70歳までの方の設置活用の提案が地元消防団からもございまして、今年の初めに前消防長に提案をさせていただきました。他自治体でのシニア消防団活動事例、現行の消防団との役割機能の確認、報酬や保険、防火・防災の確認、体力など等の調査研究をする旨、その折には回答をいただいております。

その後、新しく消防長がかわられてしまいましたので、まだ回答はいただいておりますので、その後の結果について確認をさせていただきたいと思っております。

時間の関係もありますので、このシニア消防団の設置活用についてというところを重点にお聞きしたいんですが、前消防長に確認をしておいたんですけれども、再度、このシニア消防団の設置活用を提案したいと思っておりますけれども、いかがお考えでしょうか伺います。

○議長（君嶋寿男君） 消防長。

○消防長（飛田裕二君） お答えいたします。

議員ご質問のように、シニア世代の方に消防団の業務を委託し、機能別消防団として活躍している地域はございます。那珂市においても高齢化、人員不足等、社会情勢などにより、必要な時期が来ることは予想されますが、団員募集を積極的に行っており、消防団業務に支障を来すまでには至っておりませんので、このまま続けたいと考えております。

しかしながら、消防団業務とは別に、消防団関係のOBの方々がそれまで培った消防防災に関する技術、能力は、地域防災力の財産であり、消防団とともに自主防災組織のリーダー構成員として活動しておりますので、さらに協力を得て防災面を強化していくことも今後必要と考えております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） 消防団、団員の不足については現状、少しあって、それは自治会さん等をお願いして、何とかなっていますというお話ですよね。今後を考えれば、やはり団員の不足というのは目に見えておりますので、ぜひこのシニア消防団というのも、また検討いただきたいなというふうに思います。

今、答弁の中にも、また違った新しい業務ということで、そのシニアの方々に活躍していただけないかということですので、ぜひともその消防、地域防災力の強化策ということで、

消防団OBに地域防災のリーダーとして活動してもらって、シニアの方はともに地域防災力強化の一員として活動してもらおうということをやはり期待したいと思います。その先にそのシニア消防団というのがあるのかもしれませんが、現状のところは各自治会、防災組織との連携を含めて、新しい活動をぜひ進めていただきたいなというふうに思います。

それから、もう一点、これからは消防団活動においても、女性の活用を拡大すべきだと思いますけれども、これはどう考えていますか。

○議長（君嶋寿男君） 消防長。

○消防長（飛田裕二君） お答えします。

女性の活用でございますが、本市消防団には、現在、女性分団というものがあまして、女性分団長以下16名の方々が消防団員として、現在、女性ならではのソフトできめ細やかな市民に対する防火・防災の普及啓発指導、また応急手当の普及指導などを年間を通して活動しておりますので、現在のところ、今後も継続して指導していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） 16名の方が女性消防団員として、防火・防災の普及活動、啓発活動で活躍をされているということですので、継続して市民の生命、財産を守るための活動をされるよう指導のほどをよろしくお願いします。

また、現実にはこの女性消防団員以外に各地域で女性防火クラブの方々が地域の防火・防災の啓発活動や救急救命講習会の開催、自治会活動や地域イベントへの参加によって、地域ではなくてはならない存在となっております。このような女性防火クラブにおきましても、後継者不足が深刻になっております。自治会や地元の皆様にはクラブ員募集にご協力をいただいておりますけれども、消防本部におかれましても、ぜひともこの女性防火クラブ員の確保と活動にお力添えをいただきますようお願いをして、この私の一般質問を終わります。

○議長（君嶋寿男君） 以上で、通告4番、寺門 厚議員の質問を終わります。

暫時休憩をいたします。再開を15時10分といたします。

休憩 午後 2時54分

再開 午後 3時10分

○議長（君嶋寿男君） 再開いたします。

◇ 花 島 進 君

○議長（君嶋寿男君） 通告5番、花島 進議員。

質問事項 1. 額田地区の地籍調査について。2. 額田地区の道路改良事業について。3. 市営住宅の入居契約について。4. 新入学小学生にランドセルの支給を検討されたい。5. 東海第2原発について。

花島 進議員、登壇願います。

花島議員。

〔3番 花島 進君 登壇〕

○3番（花島 進君） 質問通告の順に沿ってお伺いします。

まず、額田地区の地籍調査についてです。

地籍調査は土地の境界などを確定し、データとして明らかにするもので、都市計画や道路の建設の基礎データになるほか、土地所有者の権利範囲の確定にもなるものと考えています。

額田地区においては、額田北郷で進められていますが、現状はどうなっていますでしょうか。

○議長（君嶋寿男君） 建設部長。

○建設部長（玉川秀利君） お答え申し上げます。

額田地区の地籍調査の状況でございますが、額田北郷の一部の中で、主に市や県が管理してございます道路、あとは水路、それとJRの鉄道敷、これらを長狭物と申し上げますが、長狭物を中心に調査を実施しているところでございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 花島議員。

○3番（花島 進君） 当初聞いた計画では、今年度は個別の地番ごとの調査が進むものと思っていたのですが、その場に住んでいると余り進んでいるように見えません。何か問題があるのでしょうか。

○議長（君嶋寿男君） 建設部長。

○建設部長（玉川秀利君） お答え申し上げます。

現在、市で行っている地籍調査事業なんですが、これは再調査事業となります。これは昭和30年から40年代にかけて作成された公図と現地が大きな誤差があることから、その現地に合わせて測量をし直し、図面を作成するとともに、権利の確定を行う事業でございます。

しかしながら、現在の国土調査法の解釈によりますと、以前行ってきました再調査事業、このときには求められなかった現公図における権利の確定をまず優先して行わなければならず、その後、現地に合わせた新公図への修正作業、これを行うことが必要とされてきております。このことにより、従来の業務に比べ、時間を要することが大きな課題であると考えております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 花島議員。

○3番（花島 進君） 現公図というのは、今、法務局で持っている公式の図面のことだと思います。地籍調査が始まるときの地元の説明会で聞いた話では、現地の1メートルが図面の1ミリメートルという比率で、詳細な数値データもほとんど入っていないものだったと思います。本来、公図が正確とは言えないから、地籍の再調査を始めたということなんですが、そこで、前の地籍調査の結果の権利確定というのが障害になるというのが、意味がよくわからない。今後はどういうふうに市としては進めるおつもりでしょうか。

○議長（君嶋寿男君） 建設部長。

○建設部長（玉川秀利君） お答え申し上げます。

現在の地籍調査事業としましては、2地区を実施しております。その中でも現地測量の既に完了しているエリア、これをまず優先に作業を進め、まだ測量に着手していないエリアに関しましては、先ほど申しあげました課題も含めまして、関係機関と十分に協議しながら、より効率的な方法を模索し、事業を進めてまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 花島議員。

○3番（花島 進君） 私も法務局では、土地じゃないんですけれども、法人登記でミニバトルをやったことがありますして、時に担当官がわけのわからないことを言うんです。その辺の法に沿ってやるということと、相手の話を聞きながらやるということ、さらに相手の理不尽は適切に指摘しながら、うまくやっていっていただきたいと思います。

では次に、額田地区の道路改良事業について聞きます。

額田地区は全体的に整備がおくれているというふうに住民たちは思っています。住民の要望は強いものがあります。現在の整備計画の採択状況はどうなっていますでしょうか。

○議長（君嶋寿男君） 建設部長。

○建設部長（玉川秀利君） お答え申し上げます。

額田地区に関しましてです。平成29年度の採択件数は、先月末現在で道路整備が25路線、排水路整備が2路線となっております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 花島議員。

○3番（花島 進君） 採択された路線の整備状況はどうなっていますでしょうか。

○議長（君嶋寿男君） 建設部長。

○建設部長（玉川秀利君） 額田地区の採択路線のうち、今年度は調査設計委託、買収を含めた用地交渉及び工事もあわせまして、6路線に着手をしております。そのうちの1路線が今年度内に完成をしております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 花島議員。

○3番（花島 進君） 数はわかりましたが、今後の整備はどのように進める予定ですか。

○議長（君嶋寿男君） 建設部長。

○建設部長（玉川秀利君） お答え申し上げます。

現在着手している路線が完了しましたら、額田地区の採択路線の中から、まちづくり協議会におきまして、新規路線を選定し、整備を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 花島議員。

○3番（花島 進君） 6路線着手ということなのですが、特に地元で要望の強い路線があります。額田北郷地内の新道天神小屋線というんですか、額田森戸交差点から西へ向かって南へ折れ曲がっていく道路が、交通量が多い割にはきちんと整備されていないので、安全や周辺への振動問題などで早期完成を望む声が多いんです。前の計画ではそろそろ何か始まっているのもよさそうなのですが、気配が見えないというのはどういう事情なんでしょうか。何か難しい問題があるんだったらお教えいただきたい。

○議長（君嶋寿男君） 建設部長。

○建設部長（玉川秀利君） お答え申し上げます。

まず、道路の整備に関しましては、全ての路線におきまして、整備同意はもとより個人の財産である土地の境界の同意、土地の相続の問題など、解決すべき問題が多岐にわたります。新道天神小屋線におきましても、一部同意形成がなされていないところもございますので、今後は整備に向けて地元自治会と協力しながら、全ての関係地権者の同意を得て事業を進めてまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 花島議員。

○3番（花島 進君） 道を整備することは、住民とか周辺の人も含めて必要だと思っておりますが、一方で地権者の権利を踏まえて円満に同意を進めていくことも重要かと思っております。自治会には現状を説明し、協力を得ながら、また、持ち主の方も協力をいただきながら、なるべく早く進めていただきたいと思っております。

では次に、市営住宅の入居契約についてお伺いします。

先日、知人が市営住宅の入居契約をし直さなければならないことが生じました。その際、連帯保証人が2名必要とされ、困ったそうです。私の所属する共産党からは、全国では公営住宅の入居に連帯保証人がなくてもよしとするところがふえていると聞いています。那珂市はどうなっていますでしょうか。

○議長（君嶋寿男君） 建設部長。

○建設部長（玉川秀利君） お答え申し上げます。

本市におきましては、市営住宅の入居に係る連帯保証人につきましては、那珂市営住宅条例で規定されておりますように、入居手続の際に連帯保証人2名を定め、誓約書を提出いただいております。また、県内の公営住宅を管理している38自治体でございます。

が、この全てにおきましても、連帯保証人を求めているのが状況でございます。その中でも高齢者や生活保護世帯等で連帯保証人を確保することが困難な入居者に対しては、特定措置というのを設けている自治体もあるとは伺っております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 花島議員。

○3番（花島 進君） 県内では全ての自治体で連帯保証人を求めているけれども、条件次第では特例があるという意味かと思えます。

市営住宅の位置づけというのは、本来、所得が少ない人を主に対象とするもので、それは一方で保証人のなり手が少ない人になる傾向があるというふうに考えます。福祉政策として考えるときに、連帯保証人の制度を見直してはいかがかと思えますが、いかがでしょうか。

○議長（君嶋寿男君） 建設部長。

○建設部長（玉川秀利君） 議員ご指摘のように、連帯保証人についてはいろいろ考えるところがございます。平成29年5月に民法の一部が改正されまして、保証人制度の中でこれを限度額を設けるなどの債権関係の見直しが行われてきました。これを受けまして、国から「公営住宅への入居に際しての取扱いについて」という、このような通達がございました。公営住宅管理標準条例案の改正ですね、あとは適正な家賃徴収の要請、保証人についての考え方などがこの中に示されてございます。

本市といたしましても、その民法の改正施行日であります平成32年4月にあわせまして、茨城県や他の市町村などと連携して情報を共有しまして、市営住宅の入居に係る保証人につきましては、条例の見直しを考えていきたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 花島議員。

○3番（花島 進君） 紹介のあった国からの通達については、私、余り存じていませんので、今後勉強してみたいと思えます。

私が思うのは、市は、今の市営住宅は建設部の担当です。一方で福祉政策としての位置づけもありますので、場合によっては入居料の徴収等は福祉担当の課と連携した管理も含めて考えていただきたいと思えます。

私たちは、貧しい方々もしっかり生活できる政策制度の改善を求めています。ですが、一方で、政策が十分でないので改善を求めても、現状の制度の中で税や諸料金の支払いが滞ると、本人自身にも不利が返ってくる、そういうことを当人に理解してもらいながら徴収を進めてもらいたいと思えます。その際、単に建設部の担当課から料金を払えというだけでなく、生活指導も含めた住宅管理ということを考えていただきたい。それは今、お答えいただかなくてもいいですが、今後の課題として考えていただきたいと思えます。

4番目、新入学小学生にランドセルの支給を検討されたいという件です。

小学校、中学校の教育は義務教育です。国は教育する義務があります。その教育にかかわ

る費用はできるだけ公が負担すべきと考えます。小学校のランドセルは使用を義務づけられているとは思いませんが、実質的には必需品となっています。県内では、隣の日立市では無償で支給していますし、旧瓜連町でも支給していたと聞いています。ランドセルの支給については、私はこれまでおじいちゃん、おばあちゃんが送りたがるとか、そのほかの縁故の人が送りたがることもあるなど、公費による支給は必要ないと思っていましたが、豊かな人と貧しい人の差が広がり、生活や子育てが大きな負担になっている人がふえている現状などから、子育て支援策として真剣に検討すべきと考えるようになりました。

ランドセル支給の県内の状況はいかがでしょうか。

○議長（君嶋寿男君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答え申し上げます。

県内では10の自治体で実施していると把握しております。支給しているランドセルにつきましては、一般的なもののほか、オリジナルのデザインのものや色の選択が可能な自治体もあるようでございます。自治体の負担額としましては、オリジナルデザインのは比較的安価でございますが、一般的なランドセルでは1個当たり1万6,000円前後から、高いものでは5万円弱というふうになっていると伺っています。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 花島議員。

○3番（花島 進君） では、旧瓜連町時代の実施状況はいかがでしたか。また、今後実施する場合、どのぐらいの予算が必要かお示しいただきたいと思えます。単価が随分幅があるので、どこから選ぶかで大分変わってくると思えますが、よろしくご回答ください。

○議長（君嶋寿男君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答え申し上げます。

旧瓜連町でございますが、昭和54年からと思えますが、無償支給を行っておりました。合併によりまして、那珂市となった時点で廃止されたという経緯はございます。

本市で実施した場合の費用につきましては、現在、実施している自治体の平均額で算出いたしますと、その額で年間約800万円程度となるものと予想されております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 花島議員。

○3番（花島 進君） 800万円かかるということで、大きな金額ではありますが、突拍子もない金額でもないというふうに思います。それで、できるならすぐとは言いませんが、無償支給に向けて検討していただきたいと思えます。どうでしょうか。

○議長（君嶋寿男君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

生活困窮世帯への支援につきましては、就学援助事業で入学用品にかかる費用を助成しているところでございます。また、これからでございますが、英語教育の低学年化やICT教

育の推進など新たな教育の取り組みのほか、喫緊の課題としまして、老朽化している校舎等の改修やトイレの洋式化など、教育環境整備といった課題も控えているところでございます。今後、ますます限られた財源の中で緊急性を鑑みながら、優先順位をつけまして教育事業のほうに取り組んでいく必要がある中で、現時点におきましては、ランドセルの無償につきましては、難しいものと考えております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 花島議員。

○3番（花島 進君） 現時点ではできないということで、非常に残念ですが、要望としては取り下げませんので、認識しておいていただきたいと思います。

初めに申し上げましたが、私が小学校に入ったころは、実は母の親友が遠くからランドセルを約束で送ってくれたというようなことがありまして、そういうのもいいかなと思うんですが、ランドセルというのは目立つんですね。ですから、今みたいな時世で、貧富の差とかそういう違いが余りに見え過ぎるとするのは、余りいいことではないと思いますので、緊急にいろいろやらなきゃならないことがあるのは存じています。前の議会で要求したエアコンの設置なども、まさにいろんなところから補助があるにしても、市からの支出がゼロとは言えませんから、そういうことがあると思いますが、ぜひ要望としてあるということで認識しておいていただきたいと思います。

最後に、東海第2原発について聞きます。

私は、現在の原子力発電技術は、大勢の市民の財産、生命、健康を預けるには十分なレベルに達していないことを何度か述べてきました。東海第2原発も例外ではありません。それどころか、老朽原発であること、被災した原発であること、地震への対応が不十分なこと、テロ対策が十分とは思えないこと、日本原電の技術力に疑問があることなど、懸念要因がたくさんあります。そのような東海第2原発ですが、原子力規制委員会は運転期間の20年延長を認めてしまいました。市の見解はいかがでしょうか。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（小橋洋司君） お答え申し上げます。

11月7日に原子力規制委員会が運転開始から40年を迎えます日本原子力発電東海第2原発に対し、最長20年の運転延長を認可してございます。これにより、従前の原子炉設置変更許可及び工事計画認可とあわせ、国の審査は全て合格し、国の手続上は2038年11月27日まで運転が可能となりました。

しかしながら、審査の合格をもって安全性が十分担保されたとは言いがたいと思われま。今後、事業者には安全対策工事によるハード対策及び運用面によるソフト対策等の取り組みについて、より一層市民に対し丁寧に説明していくことを求めてまいります。

その上で、市では3月に締結した協定で得た権限により、住民の生命、財産を守る立場として、重い責務を負ったことをしっかり認識し、覚悟を持って原発と向き合っていきたいと

考えております。

また、万が一の原子力災害に備えた広域避難計画の策定につきましては、引き続き粛々と作業を進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 花島議員。

○3番（花島 進君） 日本原電は20年延長や規制基準適合申請などに、既に大きな資金、労力を投じています。客観的に言えば、全ては運転再開のために行っているのは明白ですが、はっきり運転したいと表明していません。一方、周辺6市村と新しい安全協定があり、その協定による協議がいつどのように行われるかは関心があります。日本原電がさらに多額の投資をして、防潮堤の建設などで1,800億円近く使ってから、原電の運転表明があるのだとすると、新協定の趣旨を踏みにじる不誠実なものとするし、一方経営としてみれば、おろかなギャンブルになるとも考えます。

6市村の協議はどのように進めるつもりでしょうか、また、その見通しはどうでしょうか。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（小橋洋司君） お答え申し上げます。

6市村としましては、本格的な安全対策工事がなし崩しに着工することは容認できないと考えております。したがって、事業者が本格工事を始める前に意思表示をするよう求めるとともに、それがなされなければ、次のステップに進まないと伝えております。

また、新協定による協議の進め方につきましては、具体的には決まっておりませんが、今後、さらに6市村で意思疎通を図り、事業者との協議を進めていくことになると思われま

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 花島議員。

○3番（花島 進君） 本格的な工事をなし崩しに着工することは容認できないという、法的力はないかもしれませんが、趣旨としてそういうことだということですね、意思としては、わかりました。

今後も動向に注目していきます。市民の安全のために頑張っていただきたいと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（君嶋寿男君） 以上で、通告5番、花島 進議員の質問を終わります。

◎議案等の質疑

○議長（君嶋寿男君） 日程第2、議案等の質疑を行います。

議案第66号から議案第79号までの以上14件を一括議題といたします。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

なお、質疑の形式は一括方式とし、質問回数は3回までといたします。

通告1番、古川洋一議員の発言を許します。

古川洋一議員、登壇願います。

古川議員。

[10番 古川洋一君 登壇]

○10番（古川洋一君） 議席番号10番、古川洋一でございます。

通告に従いまして、議案質疑をさせていただきます。

質問事項は、議案第75号 平成30年度一般会計補正予算（第5号）についてでございます。

議案第75号の10ページにございます歳出、2款総務費、1項総務管理費、5目財産管理費の備品購入費414万8,000円についてでございますが、一昨日、市長からの議案の概要説明では、この予算はドライブレコーダーの購入費ということでお伺いをいたしました。この件について、まず4点お伺いいたします。

1点目が、ドライブレコーダーということですが、具体的な内容、どういう機器をという部分と数量等について教えていただきたいと思っております。

2番目に、今定例会で備品購入の補正予算を組む必要性についてお伺いいたします。

3番目に、ドライブレコーダー設置による効果、費用面も含めてについてお伺いいたします。

4番目に、万一の事故等があった場合にどのような活用ができるのかについて。

以上、4点について、まずお伺いいたします。

○議長（君嶋寿男君） 総務部長。

○総務部長（川田俊昭君） それでは、お答えをいたします。

まず最初の1つ目のご質問、内容、数量でございます。こちらにつきましては、補正予算に計上いたしました備品購入費の内容でございますが、ドライブレコーダー本体、それから映像記録用メディアの購入費用でございます。数量でございますが、それぞれ122台を予定しております。

続いて、2つ目の質問で補正の必要性についてでございます。ドライブレコーダーの導入の必要性につきましては、以前から十分に認識をしておるところでございまして、機器の使用や金額、利用方法につきまして検討をしておりました。特に導入の時期につきましては、可能な限り早期に設置すべきと考え、検討していたところでございます。

ご承知のとおり、危険運転による交通事故がクローズアップされ、日々報道されるようになり、道路交通事情も大きく変化してきております。万が一の事故に遭遇する確率もふえ、その事故の証拠を残すためにも、早急に整備をする必要があるというふうに判断をいたしましたことから、今回、補正予算に計上した次第でございます。

それから、続きまして3つ目のご質問です。効果ということでございます。ドライブレコ

ーダーを設置することの効果でございますが、事故に遭遇したときなどに映像を証拠として利用でき、事故の過失割合の判断に利用できるというふうに考えております。あわせて、ドライブレコーダーに録画されていることを認識することによりまして、公用車を運転している職員の安全運転意識が高まり、より丁寧な運転に心がけるようになることが期待できるということでございます。

一方、もう一つの理由もございます。市内での不慮の事故、事件があったときなどに、公用車に取り付けましたドライブレコーダーの映像記録を見返すことによりまして、何らかの手がかりがつかめるかもしれないということで、防犯上の効果も十分期待できるというふうに考えております。

最後の4つ目の質問でございますが、事故時の活用です。こちらにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、事故に遭遇した場合には映像記録を証拠として、事故の過失割合の判定に活用していくということでございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） 再質問いたします。4点伺います。

数量についてですが、本体と映像記録用メディアがそれぞれ122個ということですが、この数は市の保有する公用車全てでしょうかという点です。

2点目、ドライブレコーダー設置の計画は以前から十分に認識していたと、そして、機器の使用や金額、両方について検討していたということでございますが、以前からというのは具体的にいつごろからなのか、また、それ以降、実施計画にもあったのかについて。

3番目が、危険運転による交通事故がクローズアップされているとのことですが、それは私ももちろん承知しておりますし、ドライブレコーダー設置の必要性も十分に感じているつもりであります。学校へのエアコン設置やブロック塀の点検補修などのように、国から補正を組んでも早急にやりなさい、もしくはやってほしいといったような通達のようなものというのはあったんでしょうかについて。

4番目が、効果と活用につきましては、職員の運転意識を高めることと、万一の事故の証拠を残すこと、そして過失割合の判断に活用することとでございますが、補正予算というのは、私は特に緊急を要するものという認識でいるのですが、答弁された理由が補正予算で対応すべきものとは思えない。きちんと実施計画にのせ、当初予算で対応すべきものと思うのですが、いかがでしょうか。また、この備品購入を補正で行うことと判断といたしますか、要望と言ったほうがいいんでしょうか、要望したのはどなたなのか、担当課なのか、それとも行政サイドなのか、もしくは市長のトップダウンなのかということ。あわせて伺います。

○議長（君嶋寿男君） 総務部長。

○総務部長（川田俊昭君） お答えいたします。

第1問目の台数122台ということで、公用車全てにつけるのかというご質問でございます。こちらにつきましては、既にドライブレコーダーを設置している車両、それから、市で貸し出しをしている車両、例えば社会福祉協議会のほうに貸し出している車両がございますが、そういった車両、それから特殊車両、そして県からのリースの車両、これらの車両を除きました市で保有する全車両につきまして、設置を予定しております。

2つ目の質問でございます。ドライブレコーダーの導入の必要性につきまして、いつごろから認識していたのか、また、その市の実施計画にのっていたのかというご質問でございます。お答えします。

市長の思いでもございます安全・安心なまちづくりの一環として、また、公用車の事故が少なからずございますことから、導入の必要性につきまして、数年前から認識をしておりました。そのような中で、平成29年6月に東名高速で痛ましい事故が起りまして、その後、ドライブレコーダーの有用性がメディアでも取り上げられるようになったというところがございます。これらを受けまして、導入の時期につきましては、今年度に入ってから検討に入ったというところがございます。

加えて、この間、本年の6月にも新潟で起きた事件において、事件の解明にドライブレコーダーが大いに役立ったとの報道もございましたことから、より導入への必要性を感じ、できるだけ早急に設置すべきものであるという結論に至ったものがございます。これらの結論から、実施計画には掲載をしていないということがございます。

続きまして、3つ目の質問です。設置に当たって国の補助とか、国からの通達があったのかというご質問でございます。お答えします。

国土交通省におきましては、自動車運送事業者等に対しまして、事故防止対策支援推進事業として補助事業を行っております。しかしながら、地方自治体向けの補助は現時点ではないということがございます。また、国土交通省のホームページ等につきまして、ドライブレコーダーの設置の推奨をしているというところがございますが、設置に向けて自治体への通知、通達等は、現在のところ出されていないというふうに思われます。

それから、続きまして4つ目でございます。補正予算ではなくて当初予算に計上すべきと考えるけれども、いかがかというご質問です。お答えします。

先ほど、補正の必要性、効果等につきまして答弁をしたとおりですけれども、説明が若干不足しておりましたので、加えて説明をさせていただきたいと思っております。設置の効果といたしましては、先ほどご説明しました交通事故の対応、それから安全運転意識の高揚、そういったものにあわせて、特に防犯上の理由から早急にドライブレコーダーを設置したいということがございます。

まず1つには、昨今、全国至るところで事件や犯罪が多発している中、当市においても、いつそういった事故や事件が発生するとも限らない状況でございます。実際にそのような現場に遭遇した場合に、映像が残るということで、現場の状況の情報提供が可能となって、犯

罪捜査に寄与できるという副次的な効果が得られるということでございます。さらに、多くの自動車にドライブレコーダーが設置され、それが認知されることになれば、大いに犯罪の抑止につながり、市民の安全・安心に寄与するものというふうに考えております。

続いて、2つ目の理由でございますけれども、皆さんご存じのとおり、来年国体が開催されますけれども、既に国体に向けまして、大会を安全かつ安心して開催できるよう、また、突発的な事故や犯罪にも対応できるように国体関連の県補助を受け、街頭防犯カメラを4台、本年3月定例会、9月議会ですけれども、の補正予算で計上したところでございまして、今年度中に設置をする予定でございます。当然ながら、街頭防犯カメラにつきましても、台数は限られるというところでございます。防犯カメラを補完する意味でも、走る防犯カメラとしてドライブレコーダーを設置したいと、早急に設置しなければならないということでございます。

国体の本大会の開催につきましても、9月の下旬になりますけれども、リハーサル大会は6月の月上旬に予定されておりますので、来年の当初予算ではなかなか厳しいということで、当然、今年度中に補正予算におきまして計上し、市として万全な体制で臨みたいということも大きな理由の一つでございます。

それから、最後の質問です。今定例会に補正予算を提出することを判断したのは誰なのかということでございます。先ほど補正の必要性、それから効果等を答弁したところでございますけれども、市長は従来からドライブレコーダーの設置の必要性、緊急性につきまして強い思いを持っておりました。また、副市長以下、担当課の財政課においても、公用車の事故が少なからず起こっているということから、ドライブレコーダーの早期設置の必要性について強く感じていたというところでございます。

このような中で、市長をはじめとする幹部、それから財政課で協議をし、早急な整備の必要性を確認しまして、最終的には市長が判断をして、今回、補正予算を提出したということでございます。

答弁につきましては、以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（君嶋寿男君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） とりあえずわかりました。

ただ、今のご答弁で、既に数年前からその必要性を認識し、購入を検討していたということがわかりました。さらに、機器の使用、金額、利用方法についても検討していたということでもあります。であれば、市としても、もともと購入は考えていたんだというようなことをご説明なさったらよかったのかなと。余りにも急なことなので。急なことは決して悪いとは言っていない。スピード感を持ってやるのは、私は逆に評価したいぐらいであります。数年前ということですから、本当にそういう検討、考えがあったのであれば、実施計画にものせたらよかつたんじゃないのかなというふうに思います。

ただ、今の答弁では、来年の国体もあるんで、6月にリハーサル大会があるから、ちょっ

と来年度予算、当初予算では間に合わないというようなことも、理解できなくはありません。ただ、前もって何らかの説明なりご答弁というものがあってもよかったのかなということは、ちょっと思いました。ただ、とは言っても、補正で購入するほどの緊急性が、今の答弁でも、全く理解できないわけではございませんが、数カ月先の来年度の当初予算まで待てないのかという、待てないという理由も、うんという感じがいたします。

ですから、私は、先ほどその必要性は私自身も感じているというふうにお話をいたしましたけれども、購入そのものの理由としては、今ご説明になった、例えば防犯に寄与するとか、国体に備えて走る防犯カメラですか、という理由も理解できますけれども、実施計画にないものを、それも補正予算でということになりますと、どうなのかなと正直思うわけでありませぬ。

先ほど、補正予算で行うことをどなたが判断されたのかということをお伺いしましたが、これは誰であってもですけども、これまで財政サイドからは実施計画にもない備品購入は当初予算であれ、よほどの理由がない限りできないというようなご説明を聞いてきた記憶がございます。したがって、何か言っていることとやっていることが違うんじゃないのかなというふうに思います。ただ、とは言っても最終的に市長が政治判断ということなのか、判断をされたということですから、それはそれで、別にだめということをおもひ上げることとはできないのかなというふうに思います。

いずれにしても、よほどの理由がおありなんだと思いますが、ちょっとじゃ最後の質問、市長にお尋ねしたいんですが、その補正で行う、今、私がお話ししたよほどの理由というのは、先ほど総務部長がご答弁された理由というようなことで間違いないでしょうか。

○議長（君嶋寿男君） 市長。

○市長（海野 徹君） 市長の引退表明をすると寂しいもので、一般質問で誰も私に質問をしてくれないということがありました。私の最後の議会となる今議会において、励ましか嫌がらせかわかりませんが、答弁の機会をいただいたことを大変ありがたく思っております。

総務部長の答弁の繰り返しになるかと思いますが、ドライブレコーダーの設置については、担当課の発案といいますか必要性を認めて、補正で対応するように指示したのは間違いなく私です。

理由については、市長就任の当時から申し上げているように、地域の安全・安心、これを、地域の安心・安全の環境の確立のために提案をさせていただいたということ。それから、これも繰り返しになりますが、来年国体が開催されて、6月からリハーサル大会も開かれます。また、天皇陛下も本大会にご来臨されると、それで警備の強化や安全管理の徹底が県や国から求められているところでございます。

来る12月19日には笠松の国体会場でテロが発生したという想定で、那珂市、ひたちなか市、東海村の3自治体で、茨城県国民保護共同図上訓練が行われます。先ほども、また総務

部長から走る防犯カメラであるという答弁がありましたけれども、122台の移動式監視カメラの役割と極めて大きな犯罪抑止効果をこれは果たすものであるというふうに考えております。

したがって、私が市民にお約束した安心・安全の環境整備の履行ということで、今回、補正を組まないで6月のリハーサル大会に間に合わないということで、提案をさせていただいたところです。

第3回定例会で小中学校のエアコン整備、反対されましたけれども、これPTAの多くの方が大変落胆していると思うんですね。今回はこの地域の静ひつ、この静ひつを守るためにぜひともご賛同いただきますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（君嶋寿男君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） もうないでしょう。

○議長（君嶋寿男君） もう終わりです。

○10番（古川洋一君） 質問じゃないです。

わかりました。ただ、私が最初に申し上げたとおり、購入そのものの是非を問題視はしておりません。ですから、その実施計画にあるものを前倒しというのならともかく、計画にもない備品購入を補正で行うことが前例となることを心配しているわけなんです。ですから、その辺については、これ、今は私のあくまでも意見でございますから、この後、後日、所管の総務生活常任委員会でも協議がされると思いますので、その辺の、今ご説明のあった緊急性や妥当性についても慎重な議論お願いしたいなというふうに思います。最終日の委員長報告の際に、またその辺の内容を確認させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

また、その緊急性については、私は今のご説明を聞いて、一定の理由は理解はいたしましたけれども、ただ、きょう午前中の一般質問で富山議員からAEDを外部のボックスに設置できないかというようなことがあって、考えていないというようなご答弁もございました。別に富山議員から言ってくれと言われたわけではないので、一つの例として申し上げますと、そういった命の、市民の生命安全ということを市長もおっしゃっておりますから、市民の生命を守れるか否かというような、そういった機器の設置も私は大事だと思うんですね。ですから、その辺の、一方は考えていない、こちらのほうは補正してまで導入するという事なので、その辺の扱いの違いというのがちょっと私には理解できないなという気がしております。

それはあくまでも私の意見ということで申し上げて、私の質問は以上とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（君嶋寿男君） 以上で、通告によります質疑を終結いたします。

◎議案等の委員会付託

○議長（君嶋寿男君） 日程第3、議案等の委員会付託を行います。

議案第66号から議案第79号までの以上14件につきましては、お手元に配付しました議案等委員会付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（君嶋寿男君） 異議なしと認めます。

つきましては、所管の常任委員会において審査の上、今期定例会会期中に報告されますよう望みます。

連絡事項がございます。今期定例会において開催予定の各常任委員会の開催通知文は、各議員の文書区分箱に配付しておきますので、ご確認願います。

◎散会の宣告

○議長（君嶋寿男君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後 3時55分

平成30年第4回定例会

那珂市議会会議録

第3号（12月14日）

平成30年第4回那珂市議会定例会

議事日程(第3号)

平成30年12月14日(金曜日)

- 日程第 1 議席の指定
- 日程第 2 議席の一部変更
- 日程第 3 選任第 4号 常任委員会委員の選任
- 日程第 4 選任第 5号 議会運営委員会委員の選任
- 日程第 5 選挙第 6号 茨城北農業共済事務組合議会議員選挙
- 日程第 6 議案第66号 専決処分について(平成30年度那珂市一般会計補正予算(第4号))
- 議案第67号 那珂市税条例の一部を改正する条例
- 議案第68号 那珂市都市計画税条例の一部を改正する条例
- 議案第69号 那珂市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第70号 那珂市駅前自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第71号 那珂市立幼稚園設置条例の一部を改正する条例
- 議案第72号 那珂市立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第73号 那珂市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第74号 那珂市農業集落排水整備事業分担金に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第75号 平成30年度那珂市一般会計補正予算(第5号)
- 議案第76号 平成30年度那珂市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第2号)
- 議案第77号 平成30年度那珂市公園墓地事業特別会計補正予算(第1号)
- 議案第78号 平成30年度那珂市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第2号)
- 議案第79号 平成30年度那珂市水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第 7 議案第80号 那珂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第81号 那珂市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第82号 那珂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

議案第83号 平成30年度那珂市一般会計補正予算（第6号）

議案第84号 平成30年度那珂市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算
（第3号）

議案第85号 平成30年度那珂市上菅谷駅前地区土地区画整理事業特別会計補
正予算（第1号）

日程第 8 議員派遣について

日程第 9 委員会の閉会中の継続調査申出について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1番	小泉周司君	2番	小池正夫君
3番	石川義光君	4番	君嶋寿男君
5番	關守君	6番	富山豪君
7番	花島進君	8番	筒井かよ子君
9番	寺門厚君	10番	綿引孝光君
11番	木野広宣君	12番	古川洋一君
13番	萩谷俊行君	14番	勝村晃夫君
15番	中崎政長君	16番	笹島猛君
17番	助川則夫君	18番	福田耕四郎君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者

市長	海野徹君	副市長	宮本俊美君
教育長	大縄久雄君	企画部長	今泉達夫君
総務部長	川田俊昭君	市民生活部長	小橋洋司君
保健福祉部長	加藤裕一君	産業部長	篠原英二君
建設部長	玉川秀利君	上下水道部長	中庭康史君
教育部長	高橋秀貴君	消防長	飛田裕二君
会計管理者	小澤祐一君	行財政改革 推進室長	平松良一君
農業委員会 事務局長	根本実君	総務課長	渡邊莊一君

議会議務局職員

事務局長 寺山修一君 書記 小田部信人君
書 記 小泉隼君

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（君嶋寿男君） おはようございます。

ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（君嶋寿男君） 議案等説明のため、地方自治法第121条第1項の規定に基づき、議場に出席を求めた者の職氏名は、今期定例会の冒頭に配付した出席者名簿のとおりであります。職務のため、議会事務局より事務局職員が出席をしております。本日の議事日程については、別紙のとおりお手元に配付しております。

◎議席の指定

○議長（君嶋寿男君） 日程第1、議席の指定を行います。

新たに当選いたしました議員の議席は、会議規則第4条第2項の規定により、1番、小泉周司議員、2番、小池正夫議員、3番、石川義光議員、5番、關守議員、以上のとおり指定いたします。

◎議席の一部変更

○議長（君嶋寿男君） 日程第2、議席の一部の変更を行います。

会議規則第4条第3項の規定により議席の一部を変更いたします。

変更した議席は、お手元に配付の議席表のとおりであります。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（君嶋寿男君） 異議なしと認めます。

よって、配付いたしました議席表のとおり議席の一部を変更することに決定いたしました。

◎常任委員会委員の選任について

○議長（君嶋寿男君） 日程第3、選任第4号 常任委員会委員の選任を行います。

この委員の選任は、委員の欠員があるため補充をするものであります。

お諮りいたします。常任委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付の常任委員会委員名簿のとおり、小池正夫議員、石川義光議員、關 守議員を産業建設常任委員会委員に、小泉周司議員を教育厚生常任委員会委員に、小池正夫議員を原子力安全対策常任委員会委員に指名いたします。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（君嶋寿男君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました諸君をそれぞれの常任委員会委員に選任することに決定いたしました。

◎議会運営委員会委員の選任について

○議長（君嶋寿男君） 日程第4、選任第5号 議会運営委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、花島 進議員を議会運営委員会委員に指名したいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（君嶋寿男君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました花島 進議員を議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

◎茨城北農業共済事務組合議会議員選挙について

○議長（君嶋寿男君） 日程第5、選挙第6号 茨城北農業共済事務組合議会議員の選挙を行います。

選出する議員は1名であります。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にいたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（君嶋寿男君） 異議なしと認め、よって、選挙の方法については、指名推選とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（君嶋寿男君） 異議なしと認め、よって、指名の方法については、議長において指名することに決定いたしました。

茨城北農業共済事務組合議会議員に小池正夫議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました小池正夫議員を茨城北農業共済事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（君嶋寿男君） 異議なしと認め、よって、ただいま指名いたしました小池正夫議員が茨城北農業共済事務組合議会議員に当選されました。

なお、当選されました小池正夫議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

◎議案第66号～議案第79号の各委員会審査報告、質疑、討論、採決

○議長（君嶋寿男君） 日程第6、議案第66号から議案第79号までの以上14件を一括して議題といたします。

各常任委員会の審査の経過並びに結果について、各常任委員長の報告を求めます。

初めに、総務生活常任委員会、萩谷俊行委員長、登壇願います。

〔総務生活常任委員会委員長 萩谷俊行君 登壇〕

○総務生活常任委員会委員長（萩谷俊行君） おはようございます。

総務生活常任委員会よりご報告を申し上げます。

本委員会の付託事件については、会議規則第110条の規定により報告いたします。

まず付託事件でございます。

議案第66号 専決処分について（平成30年度那珂市一般会計補正予算（第4号））外5件でございます。

次に、結果でございます。

議案第66号は、全会一致で原案のとおり承認すべきものとなりました。

議案第67号、第68号、第70号、第75号、第77号は、全会一致で原案のとおり可決すべきものとなりました。

理由でございます。

議案第66号は、歳出の内容については、総務費において那珂市市議会議員補欠選挙に係る執行経費を計上するものです。また、歳入については、歳出補正予算と関連において繰越金を増額するものでございます。

議案第67号は、地方税法等の一部を改正する法律が平成30年3月31日に公布され、平成31年1月1日から施行されることに伴い、那珂市市税条例の一部を改正するものです。

議案第68号は、地方税法等の一部を改正する法律が平成30年3月31日に公布され、平成31年4月1日から施行されることに伴い、那珂市都市計画税の条例の一部を改正するものです。

議案第70号は、駐輪場での自転車の秩序ある駐輪環境確保を確保し、かつ公共の場所での自転車の放置を防止するため、那珂市駅前自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正するものです。

議案第75号の当委員会所管の部分は、特に問題なく妥当なものです。

議案第77号は特に問題なく、妥当なものでございます。

以上、報告申し上げます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（君嶋寿男君） 続きまして、産業建設常任委員会、木野広宣委員長、登壇願ひます。

〔産業建設常任委員会委員長 木野広宣君 登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（木野広宣君） 産業建設常任委員会よりご報告申し上げます。

本委員会の付託事件については、会議規則第110条の規定により報告いたします。

まず、付託事件でございます。

執行部提出案件は、議案第73号 那珂市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例外3件でございます。

次に、結果でございます。

全て全会一致で原案のとおり可決すべきものとなりました。

理由でございます。

議案第73号は、酒出地区農業集落排水処理施設の供用開始に伴い、施設の名称及び区域を条例の別表に追加するものです。

議案第74号は、酒出地区農業集落排水処理施設の供用開始に伴い、分担金を賦課する区域及び額を条例の別表に追加するものです。

議案第75号の当委員会所管の部分は、特に問題なく妥当なものです。

議案第79号は、特に問題なく妥当なものです。

以上、ご報告いたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（君嶋寿男君） 続きまして、教育厚生常任委員会、筒井かよ子委員長、登壇願ひます。

〔教育厚生常任委員会委員長 筒井かよ子君 登壇〕

○教育厚生常任委員会委員長（筒井かよ子君） 続きまして、教育厚生常任委員会からご報告申し上げます。

本委員会の付託事件については、会議規則第110条の規定により報告いたします。

まず付託事件でございます。

議案第69号 那珂市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例外5件でございます。

次に、結果でございます。

全て全会一致で原案のとおり可決すべきものとなりました。

理由でございます。

議案第69号は、重度心身障害者医療福祉制度について、精神障害者保健福祉手帳1級所持者を助成対象とする改正及び小児医療福祉制度について、高校生世代の外来の医療費を助成対象とする改正を行うものです。

議案第71号は、既存の那珂市立幼稚園5園を廃園にし、新たに平成31年4月1日に那珂市ひまわり幼稚園が開園することに伴い、那珂市立幼稚園設置条例の一部改正を行うものです。

議案第72号は、幼稚園保育料について、ひとり親世帯の保育料を国の基準額にあわせ第3階層の月額を引き下げるものです。

議案第75号の当委員会所管の部分は、特に問題なく妥当なものです。

議案第76号及び第78号は、特に問題なく妥当なものです。

以上、報告いたします。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（君嶋寿男君） 以上で各委員長からの報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

なお、委員長報告に対する質疑の回数は1人3回までとします。

質疑ございませんか。

古川議員。

○12番（古川洋一君） 議席番号12番、古川洋一でございます。

総務生活常任委員長にお伺いいたします。

11月28日に私から執行部に対して議案質疑をさせていただきました議案第75号 平成30年度一般会計補正予算（第5号）の歳出、2款総務費、1項総務管理費、5目財産管理費の備品購入費414万8,000円についてですが、執行部のご説明では公用車に設置するドライブレコーダーの必要性を数年前から考えてはいたが、実施計画には載せていないとのことでした。私はそのような備品購入を補正予算で行うこと、またその必要条件である緊急性についていささか疑問があると申し上げました。その判断が市長のトップダウン、つまり政治判断ならまだしも担当課や財政サイドも含めた執行部の総意である旨のご答弁でしたから、これまでの我々議会に対して財政サイドがご説明されてきた補正予算の概念を覆しかねない問題であると申し上げました。しかしながら、その際、これは私だけの意見かもしれないので、所管の総務生活常任委員会でご議論いただきたいとお願いしたところですが、委員会ではそ

の件についての議論はされなかった、各委員からのご意見もなかったと承知しております。ご意見がないということは異論がないという意思表示と受けとめますが、何度も申し上げますけれども、私もドライブレコーダーそのものの必要性は感じておりますから、この議案に反対するつもりはございませんが、実施計画にない備品購入を補正予算で行うことが前例になることを危惧しているわけであります。

ですから、市民に対して私はどのように説明したらよいか、議員各位のお考えをお伺いしたかったのですが、委員会では特にご意見もなかったということでもありますから、1点目は実施計画にない備品購入を補正予算で行うことの是非、2点目は、その最低必要条件である緊急性の有無について委員長のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（君嶋寿男君） 古川議員、委員長の考えではなく、委員会でどのような審議をされたかということに質問するのなら結構ですけれども、委員長の個人の考えということは質問聞くことはできません。

古川議員。

○12番（古川洋一君） それは委員長個人の考えではなくて、総務委員会の委員長としてのお考えということでお聞きしたいんですが、それもだめでしょうか。だめであれば結構です。

○議長（君嶋寿男君） 委員会での審議内容についての質疑は認めますけれども、委員会では委員長の考えということは認めることはできません。

以上です。

よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（君嶋寿男君） 質疑を終結いたします。

これより議案等について討論を行います。

討論の通告がありませんでしたので、討論を終結いたします。

これより議案第66号 専決処分について（平成30年度那珂市一般会計補正予算（第4号））を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は承認すべきものであります。本案は委員長報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（君嶋寿男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第66号は委員長報告のとおり承認することに決定いたしました。

続きまして、議案第67号 那珂市税条例の一部を改正する条例、議案第68号 那珂市都市計画税条例の一部を改正する条例、議案第69号 那珂市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例、議案第70号 那珂市駅前自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、議案第71号 那珂市立幼稚園設置条例の一部を改正する条例、議案第

72号 那珂市立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例、議案第73号 那珂市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、議案第74号 那珂市農業集落排水整備事業分担金に関する条例の一部を改正する条例、議案第75号 平成30年度那珂市一般会計補正予算（第5号）、議案第76号 平成30年度那珂市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）、議案第77号 平成30年度那珂市公園墓地事業特別会計補正予算（第1号）、議案第78号 平成30年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）、議案第79号 平成30年度那珂市水道事業会計補正予算（第1号）、以上、13件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（君嶋寿男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第67号から議案第79号までの以上13件は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

◎議案第80号～議案第85号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（君嶋寿男君） 日程第7、議案第80号 那珂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、議案第81号 那珂市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例、議案第82号 那珂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例、議案第83号 平成30年度那珂市一般会計補正予算（第6号）、議案第84号 平成30年度那珂市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）、議案第85号 平成30年度那珂市上菅谷駅前地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）、以上6件を議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 海野 徹君 登壇〕

○市長（海野 徹君） 追加議案書の1ページをお開きいただきたいと思います。

議案第80号 那珂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

提案理由でございます。

平成30年度人事院勧告に伴い、給料の遡及改定を行うとともに、一時金の支給月数を0.05月、再任用職員についても0.05月増月するため、那珂市職員の給与に関する条例の一部を改正するものでございます。

続きまして、22ページになります。

議案第81号 那珂市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例。

提案理由でございます。

平成30年度人事院勧告にあわせて、国の特別職給与法が人事院勧告の一時金の支給月数の増にあわせる趣旨の改正法が国会において可決されたことから、国の取り扱いにあわせて一時金の支給月数を0.05月増月するため、那珂市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正するものでございます。

続きまして、27ページになります。

議案第82号 那珂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例。

提案理由でございます。

平成30年度人事院勧告に伴い、給与の遡及改定を行うとともに、一時金の支給月数を0.05月増月するため、那珂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正するものでございます。

続きまして、補正予算の1ページになります。

議案第83号 平成30年度那珂市一般会計補正予算（第6号）。

提案理由でございます。

予算総額に歳入歳出それぞれ7億8,275万5,000円を増額し、217億1,985万1,000円とするものでございます。

歳出の内容としては、総務費、民生費、土木費において、人事院勧告に伴い職員人件費及び関連する特別会計の繰入金を増額するものでございます。教育費については、人事院勧告に伴う職員人件費を、それから小学校空調設備整備事業及び中学校空調設備整備事業において普通教室等へのエアコン設置に係る工事請負費を増額するものでございます。

また、歳入については、歳出補正予算との関連において、国庫支出金、市債を増額し、補正総額の調整のため、繰入金を減額するものでございます。

次に、議案第84号 平成30年度那珂市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）。

提案理由でございます。

予算総額に歳入歳出それぞれ24万8,000円を追加し、59億7,877万円とするものでございます。

歳出の内容については、総務費において人事院勧告に伴い、職員手当等の調整により増額するものでございます。

また、歳入については、歳出補正予算との関連において繰入金を増額するものでございます。

次に、議案第85号 平成30年度那珂市上菅谷駅前地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）。

提案理由でございます。

予算総額に歳入歳出それぞれ8,000円を追加し、1億500万8,000円とするものでございます。

歳出の内容につきましては、総務費において人事院勧告に伴い、職員手当等の調整により増額するものでございます。

また、歳入については、歳出補正予算との関連において繰入金を増額するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（君嶋寿男君） これより質疑に入ります。

質疑の通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第80号から議案第85号までの以上6件につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（君嶋寿男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第80号から議案第85号までの以上6件につきましては、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

続いて、討論を行います。

討論の通告がありませんでしたので、討論を終結いたします。

これより議案第80号 那珂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、議案第81号 那珂市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例、議案第82号 那珂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例、議案第83号 平成30年度那珂市一般会計補正予算（第6号）、議案第84号 平成30年度那珂市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）、議案第85号 平成30年度那珂市上菅谷駅前地区土地地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）、以上6件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（君嶋寿男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第80号から議案第85号までの以上6件は、原案のとおり可決いたしました。

◎議員派遣について

○議長（君嶋寿男君） 日程第8、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。本案は会議規則第167条第1項の規定により、お手元に配付のとおり議員を派遣したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（君嶋寿男君） 異議なしと認めます。

よって、お手元に配付のとおりそれぞれの諸君を派遣することに決定をいたしました。

◎委員会の閉会中の継続調査申出について

○議長（君嶋寿男君） 日程第9、各委員会の閉会中継続調査申出についてを議題といたします。

会議規則第111条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり各委員長から閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（君嶋寿男君） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

◎閉会の宣告

○議長（君嶋寿男君） 以上で本会議に付託された案件は全部終了いたしました。

ここで、市長から発言許可を求められていますので、これを許します。

市長。

〔市長 海野 徹君 登壇〕

○市長（海野 徹君） 平成30年第4回那珂市議会定例会の閉会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会におきましては、那珂市税条例等の一部を改正する条例をはじめとする20件の議案につきまして、慎重なるご審議を賜り全ての案件につきまして原案のとおり可決していただきました。まことにありがとうございます。

また、常任委員会におきましては、4日間にわたり平成30年度那珂市一般会計補正予算をはじめとする各種の議案等につきまして熱心にご審議をいただき、また貴重なご意見を多数頂戴することができました。各常任委員会の委員各位に対しまして、重ねて御礼を申し上げます。

さて、私にとりまして今定例会が最後の議会となります。2011年の市長選挙に当選し、市長の職責をいただきましてから2期8年、温かいご理解と力強いご支援をいただきました市民の皆様や議員の皆様のご協力を賜りながら市政運営を着実に進展させることができました。改めて深く感謝の意を表したいと思います。

思い起こせば市長就任から27日目に発生した東日本大震災と原子力事故からの復旧・復興が私に課された最初のミッションでありました。ライフラインである上下水道の復旧、道路網の復旧整備、学校など公共施設の耐震化工事など職員とともに市民の安心安全な生活を取り戻すため、日夜復旧・復興に全力で取り組んでまいりました。

また、全国60の自治体と災害時支援協定を締結し、あわせて地元の企業団体なども協定を締結し、災害時に強力な支援をいただける体制を確立いたしました。我々は大震災で被災したその経験を教訓に安心安全な防災行政に取り組んでまいりました。

また、常設型住民投票条例や菅谷地区旧歯科医院ビルの解体など対立する難しい案件に対し、議員の皆様と論戦を交わすこともありましたが、今では刺激をいただいた日々を懐かしく感じております。

来年2月12日で任期満了となりますが、怠ることなく残任期間を全力で努めてまいります。議員各位にはこれまで同様、私ども執行部の行政運営に対しまして、ご指導、ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます。

さらに、先日行われました市議会議員補欠選挙におきまして、新たに議員となられました石川議員、小泉議員、小池議員、關議員におかれましては、選良として、また市民の代弁者として市の発展並びに市民の福利向上のため奮励されますことをご期待申し上げたいと思います。

最後になりますが、議員各位のご健勝とご多幸にあわせまして輝かしい希望に満ちた新年をお迎えになられますよう心からお祈り申し上げまして、閉会のご挨拶とさせていただきます。

19日間ご苦労さまでございました。また、8年間本当にありがとうございました。

○議長（君嶋寿男君） これにて平成30年第4回那珂市議会定例会を閉会といたします。

寒さも厳しくなってきました。皆様健康には十分留意され、新しい年を迎えることをご祈念申し上げます。19日間ご苦労さまでした。

閉会といたします。ご苦労さまでした。

閉会 午前10時32分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

那珂市議会議長 君 嶋 寿 男

那珂市議会議員 助 川 則 夫

那珂市議会議員 福 田 耕 四 郎